

令和4年壱岐市議会定例会9月会議 会議録目次

審議期間日程	1
上程案件及び議決結果一覧	2
一般質問通告者及び質問事項一覧	4
第1日（9月7日 水曜日）	
議事日程表（第1号）	5
出席議員及び説明のために出席した者	6
再 開（開議）	7
会議録署名議員の指名	7
審議期間の決定	7
諸般の報告	8
行政報告	8
議案説明	
報告第11号 令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	18
報告第12号 令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	19
報告第13号 令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	20
報告第14号 令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	21
報告第15号 令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	22
報告第16号 令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	24
議案第38号 壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について	25
議案第39号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	26
議案第40号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	28
議案第41号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の	

一部改正について	29
議案第42号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	30
議案第43号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	32
議案第44号 令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	33
議案第45号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	33
議案第46号 令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	34
議案第47号 令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	35
議案第48号 令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	35
認定第1号 令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	36
認定第2号 令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に ついて	37
認定第3号 令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定 について	38
認定第4号 令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	38
認定第5号 令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	39
認定第6号 令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につい て	40
認定第7号 令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定につい て	41
認定第8号 令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定につ いて	43

第2日(9月12日 月曜日)

議事日程表(第2号)	49
出席議員及び説明のために出席した者	50
議案に対する質疑	

報告第11号	令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	51
報告第12号	令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	51
報告第13号	令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	51
報告第14号	令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	51
報告第15号	令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	51
報告第16号	令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	51
議案第38号	壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について	58
議案第39号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	58
議案第40号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について.....	58
議案第41号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	58
議案第42号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	58
議案第43号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	59
議案第44号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	59
議案第45号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	59
議案第46号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	59
議案第47号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	59
議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	59
認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	59
認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定に	

3番 武原由里子 議員	1 2 1
2番 樋口伊久磨 議員	1 3 4

第5日（9月15日 木曜日）

議事日程表（第5号）	1 4 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 4 1
一般質問	1 4 2
7番 植村 圭司 議員	1 4 2
4番 山口 欽秀 議員	1 5 6

第6日（9月27日 火曜日）

議事日程表（第6号）	1 7 1
出席議員及び説明のために出席した者	1 7 2
委員長報告、委員長に対する質疑	1 7 4
議案に対する討論、採決	
議案第38号 壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について	1 7 7
議案第39号 地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	1 7 7
議案第40号 壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	1 7 7
議案第41号 壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	1 7 7
議案第42号 令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）	1 7 8
議案第43号 令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）	1 7 8
議案第44号 令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	1 7 8
議案第45号 令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	1 7 8
議案第46号 令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）	1 7 9
議案第47号 令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）	1 7 9

議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）	179
認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	180
認定第3号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	180
認定第4号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	180
認定第5号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	181
認定第6号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	181
認定第7号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	181
認定第8号	令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	182
市長提出追加議案の審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決）		182
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	182
市長の挨拶		183
散会		184

令和4年壱岐市議会定例会9月会議を、次のとおり開催します。

令和4年8月31日

壱岐市議会議長 豊坂 敏文

1 期 日 令和4年9月7日（水）

2 場 所 壱岐市議会議場（壱岐西部開発総合センター2F）

令和4年壱岐市議会定例会9月会議 審議期間日程

日次	月 日	曜日	会議の種類	摘 要
1	9月 7日	水	本会議	○再開 ○審議期間の決定 ○行政報告 ○議案説明 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○議案の上程
2	9月 8日	木	休 会	○議案発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
3	9月 9日	金		
4	9月10日	土		（閉庁日）
5	9月11日	日		
6	9月12日	月	本会議	○議案審議（質疑、委員会付託）
7	9月13日	火		○一般質問
8	9月14日	水		○一般質問
9	9月15日	木		○一般質問 ○予算・決算発言（質疑） 通告書提出期限（正午）
10	9月16日	金	委員会	○常任委員会
11	9月17日	土	休 会	
12	9月18日	日		（閉庁日）
13	9月19日	月		
14	9月20日	火	委員会	○予算特別委員会
15	9月21日	水		○決算特別委員会
16	9月22日	木	休 会	
17	9月23日	金		
18	9月24日	土		（閉庁日）
19	9月25日	日		
20	9月26日	月		（議事整理日）
21	9月27日	火	本会議	○議案審議（委員長報告、討論、採決） ○追加議案審議（説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決） ○散会

令和4年壱岐市議会定例会9月会議 上程案件及び議決結果一覧 (1/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
報告第11号	令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第12号	令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第13号	令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第14号	令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第15号	令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	—	報告済 (9/12)
報告第16号	令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	—	報告済 (9/12)
議案第38号	壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第39号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第40号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第41号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第42号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第7号)	予算特別委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第43号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第44号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第45号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第46号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務文教厚生常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第47号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会 可 決	原案のとおり可決 (9/27)
認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	決算特別委員会	継続審査
認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/27)
認定第3号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/27)

令和4年壱岐市議会定例会9月会議 上程案件及び議決結果一覧 (2/2)

番 号	件 名	結 果	
		審査付託	本会議
認定第4号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/27)
認定第5号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/27)
認定第6号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員会 認 定	認 定 (9/27)
認定第7号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/27)
認定第8号	令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員会 認 定	認 定 (9/27)
諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	省 略	了 承 (9/27)

令和4壱岐市議会定例会9月会議 上程及び議決件数

市長提出	上程	可決	否決	撤回	継続	議員発議	上程	可決	否決	継続
条例制定、 一部改正、廃止	4	4				発議(条例制定) (一部改正)				
予算	7	7				発議(意見書)				
その他	1	1				決議・その他				
報告	6	6				計				
決算認定 (内、前回継続)	8	7			1	請願・陳情等 (内、前回継続)				
計	26	25			1	計				

令和4年壱岐市議会定例会9月会議 一般質問一覧表

月日	順序	議員氏名	質問事項	ページ
9月13日 (火)	1	土谷 勇二	壱岐市公共施設等総合管理計画について ----- 自治体DX推進について	66～78
	2	清水 修	防災対策について ----- 健康な暮らしについて	78～86
	3	山川 忠久	特定外来生物オオフサモについて ----- ごみの分別について	86～95
	4	中原 正博	新型コロナウイルスの国内発生当初から第7波までの検証と、今後の国の方針と市の対策について ----- 昨年の磯焼け対策の成果と今後の対策について	95～103
9月14日 (水)	5	森 俊介	認定子ども園について	106～111
	6	市山 繁	公立保育所整備事業にかかる補助について ----- 小中学校でのデジタル教科書使用の健康面について	111～121
	7	武原由里子	一斉授業に対応しづらい子どもへのICTを活用した個別学習の実施について ----- 認定こども園の民間参入事案について ----- 壱岐市自治基本条例に基づく行政運営について	121～134
	8	樋口伊久磨	子供達への支援について	134～140
9月15日 (木)	9	植村 圭司	市の「財政基盤確立推進の取り組み」について ----- 今後の子育て政策について ----- 市の広報機能改善について	142～156
	10	山口 欽秀	持続可能な壱岐の農業をどう作っていくのか ----- 市民の理解が得られる事業の推進について	156～169

令和4年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第1日)

議事日程 (第1号)

令和4年9月7日 午前10時00分開議

日程第1	会議録署名議員の指名	2番 樋口伊久磨 3番 武原由里子
日程第2	審議期間の決定	21日間 決定
日程第3	諸般の報告	議長 報告
日程第4	行政報告	市長 報告
日程第5	報告第11号	令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について 総務部長 説明
日程第6	報告第12号	令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第7	報告第13号	令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について 農林水産部長 説明
日程第8	報告第14号	令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第9	報告第15号	令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について 企画振興部長 説明
日程第10	報告第16号	令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について 財政課長 説明
日程第11	議案第38号	壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第12	議案第39号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 総務部長 説明
日程第13	議案第40号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について 総務部長 説明
日程第14	議案第41号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について 市民部長 説明
日程第15	議案第42号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算(第7号) 財政課長 説明
日程第16	議案第43号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) 保健環境部長 説明
日程第17	議案第44号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) 保健環境部長 説明

日程第18	議案第45号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算(第1号)	建設部長	説明
日程第19	議案第46号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算(第1号)	総務部長	説明
日程第20	議案第47号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算(第1号)	農林水産部長	説明
日程第21	議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算(第2号)	建設部長	説明
日程第22	認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	財政課長	説明
日程第23	認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第24	認定第3号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第25	認定第4号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	保健環境部長	説明
日程第26	認定第5号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	建設部長	説明
日程第27	認定第6号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務部長	説明
日程第28	認定第7号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	農林水産部長	説明
日程第29	認定第8号	令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	建設部長	説明

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

出席議員(15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

ただいまから令和4年壱岐市議会定例会9月会議を開きます。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

9月会議の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、2番、樋口伊久磨議員、3番、武原由里子議員を指名いたします。

日程第2. 審議期間の決定

○議長（豊坂 敏文君） 日程第2、審議期間の決定を議題とします。

9月会議の審議期間は、本日から9月27日までの21日間とし、審議期間の日程につきましては、タブレットに配信のとおりにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、9月会議の審議期間は本日から9月27日までの21日間と決定いたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、タブレットに配信のとおりでございます。

日程第4. 行政報告

○議長（豊坂 敏文君） 日程第4、行政報告を行います。白川博一市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和4年壱岐市議会定例会9月会議にあたり、6月会議以降、本日までの市政の重要事項及び今回補正予算に計上した主な内容等について御報告申し上げ、議員皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

始めに、去る7月10日執行の第26回参議院議員通常選挙長崎県選挙区において、前長崎県議会議員の山本啓介氏が見事御当選されました。3期12年にわたる県議会議員の経験と、卓越した政治手腕が県民皆様に高く評価されたものであり、心からお祝い申し上げます。

本市出身の国会議員の誕生は、1917年から1942年まで8期25年間衆議院議員を務められた牧山耕蔵氏以来、実に80年振りのことであり、故郷を愛する揺るぎない信念のもと、離島振興をはじめ、さらなる郷土発展、日本繁栄のため、御尽力賜りますようお願い申し上げます。

また、同日執行の長崎県議会議員補欠選挙において、前市議会議員の鶴瀬和博氏が見事御当選されました。心からお慶び申し上げますとともに、今後とも本市をはじめ、さらなる県政の発展に御尽力賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症について、感染の第7波が続く中、帰省や旅行等で人の移動が活発となり、1日当たり新規感染者数は、8月19日に全国で26万人を超え過去最多となり、長崎県においても、同日、4,610名と過去最多を更新いたしました。

本市においては、感染者が初めて確認された令和2年3月14日以降、本年7月末までの約

2年4か月間で1,088名の感染者が確認されましたが、8月に入り感染が急拡大し、わずか1か月で1,406名の感染者が確認され、これまでの累計は2,577名となり、人口の1割を超えております。

このような状況の中、長崎県では県民の利便性を高めるため、9月2日から症状がある方への抗原検査キットの郵送配布を開始し、自己検査の結果、陽性であった場合、御自身で陽性者判断センターに連絡することで医療機関を受診することなく、速やかな療養が可能となりました。

また、医療のひっ迫を回避するため、9月9日以降、全数把握が見直される予定であり、発生届の対象を高齢者やコロナ治療薬の投与者等に限定することとされます。

これらの見直しにより、県全体における年代ごとの感染者数の発表はこれまでどおり毎日公表されますが、各市町については発生届が提出された感染者数の公表に限定されるため、これまでのようにその日に確認された市全体の感染者数のお知らせは困難になると思われま

す。本市においては、壱岐振興局及び壱岐保健所と連携を図り、感染動向を把握し感染者数等の公表に努めてまいります。今後は、長崎県の公表に合わせて、市ケーブルテレビ及び市ホームページ等で公表することといたします。市民皆様には、御理解賜りますとともに、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いいたします。

次に、平成21年、平成27年に続き、壱岐市開催としては今回で3回目となる、**第131回長崎県市長会議**が、去る8月19日、壱岐の島ホールで開催されました。

当日は市議会のため欠席された雲仙市を除く12市の市長が出席し、国・県への提言議案の審議並びに共通する課題等について議論を深めました。

議案審議の後、環境省による講演及び意見交換が行われ、その後の行政視察では、本市の先進的な取組事例として、壱岐テレワークセンター及び民間のテレワーク施設のモデル事例としてACBLivingを紹介いたしました。壱岐テレワークセンターでは、富士ファイルムビジネスイノベーション退社後、本年7月に本市が任用した高下徳広地域プロジェクトマネージャーから、また、ACBLivingでは本市の地域活性化企業人として令和2年4月から株式会社リクルートより出向の中村駿介氏から、本市との連携により進めている取組事例等について御説明申し上げました。

県内市長からは、大変参考になった、改めて視察に訪れたいなど、ありがたいお言葉を頂き有意義な意見交換ができたところであります。

今後とも、人口減少問題をはじめ各市に共通する課題等について、県市長会及び各市との連携を図り、取り組んでまいります。

次に、7月24日、今年度第1回目の**壱岐なみらい創りプロジェクトSDGs対話会**を壱岐の島ホールで開催し、44名に参加頂きました。

壱岐高校ヒューマンハート部探究チームの生徒が、地域の皆様へインタビューして発見した壱岐の魅力やそこから考えた未来へのアイデアについて、また、壱岐商業高校の生徒が福岡大学商学部飛田ゼミと活動している起業体験プロジェクトの活動状況についてそれぞれ発表いたしました。

対話会では学生と大人が世代を問わず、活発な意見等を交わされ、未来に向けた前向きな対話の場となったところであります。

また、8月4日には、千葉大学、倉阪秀史教授が開発された地域の未来を予測する未来カルテを活用した「未来ワークショップ in 壱岐」を開催し、市職員と大学生10名の総勢40名で客観的なデータによる2050年の未来予測をもとに、「今、必要な政策を考える」職員研修を開催し、職員力向上に努めたところであります。

今後も、対話会を中心に様々な機会を通して、市民皆様一人ひとりの創りたい壱岐の未来に耳を傾け、アイデアの実現に向けて、積極的に共創の取組を進めてまいります。

次に、去る8月23日、令和4年度壱岐市国境離島新法協議会総会及び壱岐市国境離島新法制定民間会議並びに空港整備促進期成会総会が開催されました。**有人国境離島法**の生みの親である谷川弥一衆議院議員を始め、山本啓介参議院議員、宅島寿一県議会議員、鵜瀬和博県議会議員及び市議会議員の皆様にも来賓として御臨席頂く中、有人国境離島法の期限延長に向け、市民一体となり全力で取り組んでいくこと、また、空港の整備等について引き続き積極的に要望等を行い、航空路の維持存続及び地域振興のために全力で取り組むことが決議文として採択されました。

平成29年4月1日に施行された有人国境離島法は、令和9年3月31日までの10年間の時限立法となっており、今年度で6年目を迎えております。本法による地域社会維持推進交付金はこの5年間で約21億円となり、本市の積年の懸案でありました航路・航空路運賃の低廉化をはじめ、輸送コスト支援、雇用機会の拡充、滞在型観光の促進等に活用されており、本市における経済振興・市民生活に直結した極めて重要な法律であります。

今後も引き続き、官民一体となって有人国境離島法の延長及び空港の整備の実現のため、最大限の活動を行ってまいります。

次に、本市の政策顧問である松田智生氏が提唱されている**逆参勤交代構想**は、首都圏などの大都市の企業社員が、期間限定かつ交代制で地方に勤務することで、働き方改革と地方活性化の同時実現を目指すという考え方です。

先般、7月1日から3日までの行程で、東京を始めとした都市部の企業等から参加者及び関係者15名が来島され、本市においてトライアル逆参勤交代が実践されました。

参加者の皆様は、本市の市民団体、起業家、壱岐なみらい研究所研究員等との意見交換を経て、最終日には参加者一人ひとりから人口減少、空き家対策、観光振興、SDGsの取組、ふるさと

納税の推進など、本市の課題解決に向けた御提案を頂いたところであります。

本事業で来島された皆様を含め、今後も関係人口創出及び企業との連携による地方創生の取組を進めてまいります。

次に、去る7月17日、姉妹都市である長野県諏訪市との交流事業の一環として、実行委員会主催により**壱岐市御柱祭**が開催されました。同御柱祭は、寅年と申年に開催されることになっており、旧勝本町において平成10年開催を始まりとして、合併後の壱岐市において平成16年、平成22年、平成28年と6年ごとに開催され、今回で第5回を迎えました。

これまでは、御柱を勝本港において海曳きを行った後、小中学生を含めた市民皆様による里曳きを城山公園まで実施していましたが、コロナ禍を受け、今回は海曳き及び里曳きを行わず、規模を縮小した形で開催されました。

式典には、壱岐市に御柱を贈る会会長、金子ゆかり諏訪市長をはじめ22名の諏訪市の皆様に御来島頂き、総勢約150名が出席される中、厳粛かつ盛大に執り行われました。

今回の御柱祭を機に、これまで築かれてきた諏訪市と壱岐市の友好の絆がさらに深まったものと考えており、今後の一層の交流に期待しております。

次に、3年ぶりの開催となる離島球児の夢舞台、**国土交通大臣杯第13回全国離島交流中学生野球大会**、通称「離島甲子園」が、去る8月22日から25日まで全国の離島から22チームの参加を得て新潟県佐渡市で開催されました。

壱岐市選抜チームは、1回戦で地元の佐渡市中学校3年生選抜と対戦し、惜しくも僅差で敗れてしまいましたが、翌日行われた交流戦では薩摩川内市の甕島選抜に勝利を収めました。選手皆さんはチームの仲間や全国の離島から参加した選手皆さんとの様々な交流を通して大変貴重な経験をすることができたものと考えており、今後ますますの活躍を期待しております。

次に、**企業版ふるさと納税制度**は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して、企業が寄附を行った場合に税制上の優遇措置が受けられる制度で、本市においては、第3次壱岐市総合計画に掲げた各種事業が寄附の対象となります。

この度、本市の企業版ふるさと納税として、昨年度に引き続き芦辺町出身の万谷正氏が代表取締役を務めておられる株式会社ファウンテック様から、3年振りの開催となる壱岐ウルトラマラソン2022の大会運営に対し1,000万円の御寄附を頂きました。万谷様は、東京壱岐雪州会の前会長として、また現在も名誉会長として壱岐市発展のために御尽力賜っているところであり、ふるさと壱岐に思いを深く寄せられ、これまで多くの御支援、御協力を賜っております。今回の御寄附も壱岐市のためという強い思いの中で賜った御厚意であり、心から御礼と感謝を申し上げる次第であります。

次に、**交流人口の拡大**について申し上げます。

まず、**観光振興**について。

新型コロナウイルス感染症の発生から3年目を迎え、コロナ禍以降初めてとなる行動制限のないゴールデンウィーク、壱岐サイクルフェスティバル開催など観光需要回復の兆しが見え始め、7、8月期の活況を期待しておりましたが、第7波の感染再拡大を受け、観光刺激策である県民割の対象地域の全国拡大が延期されるなど、観光需要は昨年よりも回復してはいるものの依然として厳しい状況にあります。

このような中、スポーツ合宿においては、8月末までに65団体、1,361人の申請があり、既に令和3年度実績の1,266人を超え大きな経済効果を生み出しております。引き続き島内スポーツ団体等との連携した大会開催及び誘客促進に積極的に取り組んでまいります。

また、本市独自の観光需要喚起対策として実施するプレミアム付き宿泊券発行事業については、新型コロナウイルス感染症の状況や国の全国旅行支援の再開時期等を踏まえ開始時期を検討しておりましたが、閑散期に入る10月以降の観光需要の喚起を図る必要があると判断し、10月1日から実施することといたします。

さらに、9月23日の西九州新幹線の開業に合わせ、10月から実施されるJRグループと佐賀・長崎両県の大型観光キャンペーン「佐賀・長崎デスティネーションキャンペーン」や壱岐市観光連盟との連携により効果的な誘客に努め、観光需要の早期回復を目指してまいります。

神々の島 壱岐ウルトラマラソン2022の申込みは、7月31日に募集を締め切り、北は北海道から南は鹿児島県まで33都道府県から100キロメートル、363人、50キロメートル、235人、計598人の方からエントリーを頂きました。全国的にスポーツイベントでは、コロナ禍前の大会との比較が70%以下のエントリー状況であるといわれている中において、今回、前回比86%の申込みであったことは、これまでの本大会における市民皆様の御協力や温かい御声援等のおもてなしによる大会運営の成果であると考えております。

今後は、市全体で大会を盛り上げるために、前大会同様、小学生の皆さんには参加選手への手紙と応援のぼりの製作を、中学生・高校生の皆さんには当日の給水所等の運営に御協力を頂き、併せて選手への激励を行っていただくようにしております。

また、既に述べました株式会社ファウンテック様をはじめ多くの企業様から御協賛頂き、様々な面で御支援を頂いております。本大会は、壱岐全島を舞台とした一大イベントであり、感染防止対策を徹底した上で大会成功に向け万全の準備を進めておますので、市民皆様をはじめ関係機関、団体皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

現在、訪日外国人の受入れについては、水際規制の緩和等、徐々に誘客への動きも出始めており、来年には本市誘客の玄関口である福岡市において、第19回世界水泳選手権福岡大会が開催されるなど、インバウンド推進の機会と捉えております。

本市においても、国際感覚の醸成や異文化の価値観を認め合う開かれた地域社会づくりを推進するため、8月26日から国際交流員として3人目となるアメリカ出身のメアリー・キャサリンさんを配置いたしております。

今後、海外からの訪問客対応をはじめ、イベント等での通訳・翻訳、学校及び市民皆様を対象とした異文化理解を目的とする出前講座の実施、外国人観光客の誘客に関する業務など、本市の国際交流及びインバウンド推進に向けた幅広い活動を期待しております。

次に、**産業の振興**について申し上げます。

まず、**農業の振興**について。

本年は、7月18日及び8月12日に集中豪雨があったものの、それ以外は、まとまった降雨がなく異常な干天が続いていたことから、水不足による農作物への被害拡大を防止するため、干害応急対策の支援を行ったところではありますが、要望の取りまとめを行った結果、既定予算を上回る要望があったため追加で所要の予算を計上しております。

早期水稲については、水不足による籾数の減少や籾の充実不足による減収及び品質低下が懸念されております。

また、普通期水稲については、一部ウンカ等の病害虫が発生する恐れがありますので、引き続き適切な栽培管理が必要となっております。

葉たばこについては、移植後以降、日照時間に恵まれ、順調に生育が推移したため、昨年度の反収265キログラムを大きく上回る反収290キログラムが見込まれております。

肉用牛については、新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の影響を受けて原材料の価格が高騰し、特に肥育農家の経営を圧迫している状況にあります。このような中、8月に開催された子牛市では、前回の平均価格と比較し98.4%、約1万円安の63万2,000円となり、下落傾向の中で何とか踏みとどまった状況となっております。

本年、鹿児島県で開催されます第12回全国和牛能力共進会の長崎県代表牛選考会が7月7日に平戸市で開催されました。種牛の部においては、壱岐地区から第3区に田河地区の田中満治様の「かの号」が長崎県代表牛として選考されました。

また、8月10日に長崎市で開催された肉牛の部においては、第6区と第8区に柳田地区の山本満年様、第7区に壱岐市農協肥育センター様の出品牛が選ばれ、長崎県代表肉牛7頭のうち3頭が壱岐地区から選考されております。

選考された出品者の皆様に心からお祝い申し上げますとともに、10月6日からの鹿児島県での全国和牛能力共進会において、壱岐牛の名声を全国に高める結果となりますよう期待しております。

次に、本年4月から7月までの本市の漁獲量及び漁獲高を去年同期と比較いたしますと、漁獲

量は816トンの17.2%減、漁獲高は8億2,800万円の2.4%増と漁獲量は減少しておりますが、一方で漁獲高は増加しております。これは、ケンサキイカ漁が好調で単価が良かったことが要因であります。他の魚類については漁獲量も減少し、魚価についても新型コロナウイルス感染症の影響を受けて低迷が続いております。

また、市内5漁協の正組合員数は、令和3年度末で昨年から31人減の772人となっており、漁家及び漁協の経営は大変厳しい状況が続いております。

今後も引き続き、漁業者の皆様そして各漁協をはじめ関係機関と連携を図りながら、各種施策に積極的に取り組んでまいります。

芦辺漁港整備については、ターミナルビル一元化に伴う駐車場等の再編整備のための意見聴取並びに整備方針の検討を行うことを目的とした芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会を6月28日に設置いたしました。本委員会は本年11月末まで4回開催する予定であり、委員皆様から様々な御意見・御提案をお聞きすることにより、よりよい整備方針の策定につなげてまいります。

印通寺港整備については、長崎県において、令和4年度新規事業として採択され、水深確保のための岸壁改良及び泊地浚渫に係る調査費が予算化されております。

次に、**市民**関係であります。まず、マイナンバーカードの普及促進について、国は、マイナンバーカードについて令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指すとともに、消費活性化策の一つとして、マイナンバーカードを活用したマイナポイント事業による普及促進に取り組んでおりますが、8月7日現在の交付率は、長崎県全体で44.6%、本市は49.2%であります。

本市の申請促進策といたしましては、広報紙、自治公民館への回覧等による広報の強化、写真無料撮影サービス、9月中の毎週木曜日の平日時間外窓口の開設、来年3月まで月2回の休日臨時窓口の開設による交付率の向上等に取り組んでおり、今後は、出張申請等も計画いたしております。

また、国は、各自治体のマイナンバーカード交付率を普通地方交付税に反映させる考えを示しており、普及率の向上が本市の財源確保に直接つながることにもなりますので、市民皆様には早期の取得に御協力賜りますようお願いいたします。

次に、全国的にオミクロン株の感染が拡大する中、市内でも多くの新型コロナウイルス感染者が確認され、医療のひっ迫や高齢者サービスへの影響が懸念されております。

このような中、国はオミクロン株対応ワクチンによる追加接種を特例臨時接種として位置づけ、開始に向けた準備を早期に進めるよう自治体へ求めています。

本市においても、壱岐医師会と相談の上、ワクチンの供給が確定次第、早期に接種が開始でき

るよう準備に取り掛かっており、今回、所要の予算を計上しております。

また、対象者については、現時点において、1、2回目である初回接種を完了した全ての方となっておりますが、今後のオミクロン株対応ワクチンの国からの供給状況を勘案しながら、お知らせしていく予定といたしております。

また、市内福祉施設・介護保険事業所等において、新型コロナウイルス感染症が発生した際に、施設等で職員が感染あるいは濃厚接触者となった場合、サービスを継続するための職員が不足することが見込まれております。

また、居宅系サービスでは代替サービスの提供を行う事業所の確保が課題となります。こうした事態に備え、市ではあらかじめ相互支援が可能な協力施設等のネットワークを構築し、いざという時に市と市内福祉施設・介護保険事業所等が連携し、職員を応援派遣する取組を本年度から開始いたしました。感染者発生施設への職員応援派遣のほか在宅で介護していた家族が新型コロナウイルスに感染したことにより、介護者が不在となった場合の在宅高齢者への居宅系サービスの提供にも対応いたします。

これまでに、22の福祉施設及び事業所並びに108名の派遣可能職員の御登録を頂いたところであり、感染状況が見通せない中、福祉・介護サービスを途切れなく提供していくためにも市内事業者皆様と市が一丸となって、地域で支え合うネットワークの体制づくりに努めてまいります。

次に、6月14日に発生した壱岐市クリーンセンターのマテリアルリサイクル推進施設内の火災について、市民皆様に御心配と御不安をおかけしたことを改めて深くお詫び申し上げます。

このことについては、消防署と警察署が合同で火災の原因調査を行いました。原因の特定には至りませんでした。

市としましては、市民皆様に対し、これまで以上に分別を徹底していただくために自治公民館の回覧等で注意喚起を行うとともに、壱岐市クリーンセンター及び壱岐市環境管理組合の職員に対しても、受け入れた爆発性、引火性のある廃棄物の分別徹底、年2回の消防訓練の実施等を指示し、再発防止に向けて全力で取り組んでいるところであります。

また、地元の住吉地区振興協議会に対しても火災の経過報告会を開催し、お詫びを申し上げ、経過及び再発防止策を御説明申し上げた上で、火災現場についても御確認頂き、御理解頂いたところであります。

施設の復旧については、復旧工事に必要な機器の半導体の供給不足が長期化しており、その他の部品の品薄状態についても明確な解消見込みが見通せないため、今年度中の納品が難しい状況ではあります。早期の復旧に向け、今回、所要の予算を計上しております。

次に、**中学生の活躍**について申し上げます。

7月23日から26日にかけて、長崎県中学校総合体育大会が開催され、予選を勝ち抜いた本市各中学校のチーム・選手がすばらしい活躍を見せてくれました。勝本中学校の野球部及びソフトボール部がそれぞれ優勝、相撲で芦辺中学校が準優勝、石田中学校が4位、個人の部では、陸上競技の2年男子100メートルの部で郷ノ浦中学校の福原悠吾さんが優勝、剣道で石田中学校の神田雄吏さんが第3位という輝かしい成績を残し、九州大会への出場権を獲得いたしました。

8月3日から10日にかけて、九州各県で開催された九州大会では、勝本中学校野球部が第3位となり、野球競技では初となる全国大会への出場権を獲得いたしました。また、勝本中学校のソフトボール部がベスト8、郷ノ浦中学校の福原悠吾さんが、100メートル決勝で第8位となるなど長崎県代表としてその力を存分に発揮してくれました。

勝本中学校野球部は、8月18日から22日にかけて北海道札幌市で開催された全国中学校体育大会に九州ブロック代表として出場し、1回戦で東北ブロック代表の宮城県のチームに3対1で勝利し、2回戦の北信越ブロック代表の富山県のチームに延長タイブレークの末、0対1で惜敗しましたが、ベスト16というすばらしい成績を収めました。

また、この他にも、8月4日から7日にかけて長崎市で開催された第51回長崎県少年軟式野球選手権大会に出場した郷ノ浦中学校野球部が優勝、6月に大村市で開催された第8回全九州中学生男子ソフトボール大会長崎県予選大会において、クラブチームの壱岐ブレイブスが準優勝し、九州大会に出場しております。

このたびの中学生の活躍を大変うれしく頼もしく思いますとともに、壱岐市の子どもたちのさらなる活躍を期待しております。

次に、**防災、消防・救急**について申し上げます。

まず、**防災対策**についてでございますが、昨日9月6日午前6時頃、最接近した台風11号は、壱岐空港で午前5時01分に最大風速35メートルを記録いたしました。市民皆様の安全を確保するため、9月5日午後1時に警戒レベル3、高齢者等避難を、同日午後7時55分には、警戒レベル4、避難指示を発令したところであり、17の避難所を開設し、最大で208世帯、338名の方が避難されました。

被害の状況については現在調査中ですが、幸いにして人的被害の報告はございません。今後も関係機関と連携を図り、市民皆様の安全・安心を最優先に災害対策に万全を期してまいりますので、市民皆様には、早めの警戒や日頃の備えなど、防災意識の向上に御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**消防・救急**についてでございますが、熱中症については、今年に入り8月末日までに27名の方を救急搬送しております。今後、残暑が厳しくなることも予想されますので、市民皆様には、こまめな水分補給を行っていただき、室内においてはエアコンや扇風機等を有効に使用

し、体調管理に十分注意されますようお願いいたします。

また、全国各地において新型コロナウイルス感染症第7波が急速に拡大しており、壱岐島内においても今年に入り、8月末日までに疑似症例を含めて136名の方を救急搬送いたしております。

市民皆様には、引き続き感染予防の徹底をお願いいたしますとともに、119番通報の際には新型コロナウイルスに関する情報を一人ひとりに聴取しておりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

次に、**議案関係**について御説明いたします。

本議会に提出した**令和4年度補正予算**の概要は、一般会計補正額2億4,224万2,000円、各特別会計の補正総額8,111万1,000円となり、本定例会に提出いたしました一般会計、各特別会計の補正額の合計は、3億2,335万3,000円となります。

なお、現計予算と合算した本年度の一般会計予算は、237億3,551万6,000円で、特別会計については、85億492万6,000円となっております。

本日提出いたしました案件の概要は、令和3年度各出資法人の経営状況等に係る報告5件、令和3年度財政健全化判断比率等の報告1件、条例の制定・一部改正に係る案件4件、予算案件7件、令和3年度各会計決算認定8件であります。何とぞ慎重に御審議を頂き、適正なる御決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、6月会議以降の市政の重要事項、政策等について申し述べましたが、様々な行政課題に対し、今後も誠心誠意、全力で取り組んでまいり所存でありますので、議員各位並びに市民皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで行政報告を終わります。

日程第5. 報告第11号～日程第29. 認定第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第5、報告第11号から、日程第29、認定第8号まで、以上25件を一括議題とします。

ただいま上程いたしました議案について、報告及び提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 本日上程いたしております報告及び議案につきましては、担当部長及び課長に説明いたさせますので、よろしくをお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 皆様、おはようございます。

報告第11号令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

壱岐空港ターミナルビル株式会社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人等で資本金等の4分の1以上を壱岐市が出資しておりまして、壱岐市長の調査等の対象となる法人を定める条例第2条第2項で規定された法人でございます。

報告書の1ページ目をお開き願います。官庁事項及び株式総会の報告でございます。

次に、2ページ目でございます。（3）の株式でございますが、資本金1,000万円、2万株で、そのうち460万円、9,200株が壱岐市の出資で、出資比率は46%となっております。

3ページ目をお開きください。貸借対照表でございますが、資産の部については、流動資産合計642万7,765円、固定資産合計840万1,861円で、資産合計は1,482万9,626円となっております。

負債の部については、負債合計86万9,884円で、その内訳につきましては、7ページの主要勘定残高明細書の（4）未払金及び（5）預り金でございますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

純資産の部については、株主資本合計1,395万9,742円で、負債・純資産合計は、資産合計と同額の1,482万9,626円でございます。

4ページを御覧ください。損益計算書でございますが、売上総利益が1,534万354円、販売費及び一般管理費260万1,100円、営業利益はマイナス106万6,746円となっており、その内訳につきましては、9ページの営業損益内訳書に記載をしておりますので、後ほど御確認頂きたいと存じます。

営業外収益は、受取利息・預金利息の50円で、雑収入は被災保険金の90万9,437円でございます。営業外収益の合計が90万9,487円となり、経常利益のマイナス15万7,259円から法人税等を含めまして、当期純利益がマイナス26万7,159円となります。

次に、5ページ目をお開きください。株主資本等変動計算書でございますが、純資産合計の前期末残高1,427万7,000円、当期変動額合計がマイナス26万7,000円で、当期末残高は1,396万円となっております。

6 ページは個別注記表、7 ページは主要勘定残高明細書、8 ページは固定資産明細表、9 ページは営業損益内訳書、最後のページは監査報告書でございます。

以上で、報告第11号令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 報告第12号につきまして、御説明を申し上げます。

報告第12号令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について。

令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

株式会社壱岐カントリー倶楽部につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第3号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

内容につきましては、第39期決算報告書を添付しております。

2ページ目をお開き願います。当社の業務概要の欄を御覧頂きたいと思っております。

令和3年度につきましては、新型コロナウイルス感染症により、飲食業、観光業を中心に影響を受けておりますが、ゴルフ場に関しては3密フリーで感染リスクが低いことから当ゴルフ場も好調を維持し、入場者は増加をいたしております。

3ページをお開き願います。令和3年度の入場者は対前年比で604名の増加となっております。4期連続して前年を上回っております。

次に、当社の決算状況についてを御覧ください。

損益計算書については入場者増加が反映し、売上高は対前年比114.5%、700万円増加し、6,200万円を計上しております。

営業利益は販売費、一般管理費が固定費であるため、売上増加分が寄与し、対前年比373.5%、800万円増加し、1,100万円となっており、最終的に第39期の当期利益は前年を605万8,000円上回る1,161万6,000円の黒字となっております。

5ページをお開き願います。株式の状況でございますが、発行済み株式3,600株、資本金7,200万円、そのうち1,320株を壱岐市が保有しており、持株比率は36.6%でございます。

7ページをお開き願います。貸借対照表でございますが、資産の部で、流動資産が3,399万1,774円、固定資産が4,709万6,704円、資産合計は8,108万8,478円ござ

います。

8ページをお開き願います。負債・純資産の部でございます。負債合計は891万7,270円、純資産の合計は7,217万1,208円で、負債及び純資産合計は8,108万8,478円となっております。

次に、9ページをお開き願います。損益計算書でございます。

中段の売上総利益金額が5,985万3,995円、販売費及び一般管理費が4,855万1,959円、営業利益は1,130万2,036円となっております。

営業外利益、特別利益と合わせ、税引き後の当期純利益額は1,161万6,311円の黒字決算となっております。

なお、販売費及び一般管理費の詳細につきましては10ページに記載しております。

11ページに株主資本等変動計算書、12ページに主要勘定残高明細書、13ページに監査報告書を添付しております。

以上で、報告第12号の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 報告第13号令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

本日の提出でございます。

当法人は、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、壱岐市が資本金等の2分の1以上を出資している法人であることから経営状況を報告させていただくものでございます。

当法人は、これまでと同様、種苗放流事業を実施いたしております。

2ページをお開き願います。役員並びに評議員名簿を掲載いたしております。

3ページは、事業報告でございます。

令和3年度の事業概要は、アワビ種苗4万個を、壱岐市栽培センターより購入し、各漁協により8,000個ずつを放流いたしております。

財源の内訳ですが、利息0.252%で、基金運用益177万3,665円、助成金として、県から25万2,000円、市から12万6,000円、管内5漁協より12万6,000円となっ

ております。

また、法人会計より14万2,335円を振り替えまして、合計242万円であります。

次に、収支決算について御説明いたします。5ページは、貸借対照表でございます。資産の部ですが、流動資産が当年度49万3,598円、固定資産のうち基本財産が1億円、特定資産が7億円で、資産合計8億49万3,598円でございます。

6ページは、貸借対照表の内訳を掲載いたしております。

7ページは、正味財産増減計算書でございます。

次の8ページの正味財産増減計算書内訳表で説明いたしますと、法人会計としては預金利息を財源としております。今年度の繰越金は、1億円を除きますと48万3,933円となります。支出の面で、事務費等、経常費用として2万2,920円を支出いたしております。

9ページは附属明細書、10ページは財産目録、11ページ、12ページは、監査報告書を掲載いたしておりますので、御高覧をお願いいたします。

以上で、報告第13号についての説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 次に、報告第14号及び報告第15号を続けて御説明をいたします。

まず、報告第14号令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について。

令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般財団法人壱岐市開発公社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページをお開き願います。経営状況について御説明申し上げます。令和3年度は、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、観光事業にも大きな影響を与えましたが、ワクチン・検査パッケージを導入した旅行商品の販売や、長崎県、そして壱岐市の宿泊キャンペーンによる収益の確保、テイクアウトの実施、国・県・市などの給付金を活用しながら経営を維持しつつ、その上でコロナ収束後を見据えた受入れ体制強化、経営環境の急激な悪化に対応し、雇用を守る経営を行っております。

また、令和3年度においては、施設運営に係る経費の高騰と、幼児に対する費用の状況を踏まえ、宿泊料及び食事料について、議会の議決を頂き、所要の改正を行っております。結果、収入

は前年度実績の96%となり、決算額においても令和2年度に引き続き約649万円の赤字となっております。

3ページをお開き願います。令和3年度の利用状況でございます。宿泊者数は前年度実績の97%で、5,827名となっており、その他の利用者数も減少となっております。

4ページをお開き願います。収支についてでございます。収入の部が決算額1億2,584万6,623円で、前年度実績の96%となっております。

支出の部が決算額1億3,234万804円で、前年度実績の91%となっております。また、当期計上増減額、いわゆる税引き後の当期純利益は649万4,181円の赤字となっております。

次に、5ページから7ページは、正味財産増減計算書でございます。正味財産増減計算書は損益計算書に相当するものでございます。

7ページ、合計(a)の最終欄、正味財産期末残高、いわゆる純資産合計は2,607万4,402円となっております。

次に、8ページをお開き願います。貸借対照表でございます。Ⅰ、資産の部、合計で4,914万5,501円、Ⅱ、負債の部は合計で2,307万1,099円、Ⅲ、正味財産の部は合計で2,607万4,402円で、負債及び正味財産の合計は4,914万5,501円となっております。

9ページ、10ページに、財務諸表に対する注記、11ページに監査報告書を添付いたしております。

以上で、報告第14号の説明を終わります。

次に、報告第15号令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、御説明申し上げます。

令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

本日の提出でございます。

一般社団法人壱岐市ふるさと商社につきましては、地方自治法施行令第152条第1項第2号に規定された法人で、経営状況の報告をさせていただくものでございます。

1ページから3ページは事業報告でございます。

2ページ、中頃の中段の【2】事業実績を御欄ください。取扱品目数は約320品目で、主要な取扱商品は記載のとおりでございます。飲食店や小売店への卸売事業は、東京、大阪、福岡を中心に展開しております。通販事業につきましては、55品目を取り扱っております。物産展等の催事やフェアへの出店回数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和元年度の21回から、

令和2年度が5回、令和3年度が7回と減少しております。

次に、3ページをお開き願います。売上実績は売上目標額2,500万円に対しまして3,234万9,259円であり、対前年比116%と増加しております。

次に、4ページから決算報告でございます。

5ページが決算総括表でございまして、6ページから8ページが会計ごとの正味財産増減計算書でございます。

まず、6ページの一般会計の正味財産増減計算書をお開き願います。一般会計につきましては、卸売事業等の会計でございます。経常収益の合計3,121万3,075円、経常費用の合計2,599万8,610円となっております。

次に、7ページの受託事業会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、各種委託事業の会計でございます。経常収益の合計は293万7,003円、経常費用の合計は227万8,100円となっております。

次に、8ページの特別会計の正味財産増減計算書を御覧ください。これは、国庫補助対象の会計でございまして、地方創生推進交付金が充当されております。経常収益の合計2,260万5,997円、経常費用は、事業費が2,125万7,102円、管理費が134万8,895円で、合計2,260万5,997円となっております。

次に、戻りまして5ページをお開き願います。ただいま御説明いたしました3会計を総括したものが決算総括表でございます。歳入合計7,992万2,429円、歳出合計5,246万1,407円でございます。歳入合計から歳出合計を差し引きまして、正味財産期末残高は2,746万1,022円で、次年度への繰越金となっております。

次に、9ページをお開き願います。貸借対照表でございます。資産の部、合計4,476万7,849円、負債の部、合計1,730万6,827円、正味財産の部、合計2,746万1,022円、負債及び正味財産の合計は4,476万7,849円でございます。

10ページは監査報告書を添付しております。

以上で、報告第15号の説明を終わります。よろしく願いいたします。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時59分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 報告第16号令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率を監査委員の意見を付して報告いたします。本日の提出でございます。

次のページをお開き願います。法第3条第1項による財政健全化判断比率の状況でございますが、まず、実質赤字比率につきましては、令和3年度決算における一般会計及び農業機械銀行特別会計の実質収支は黒字でありますので、実質赤字比率は生じておりません。

次に、連結実質赤字比率につきましては、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業の各特別会計の実質収支は黒字であり、また、公営企業の水道事業、下水道事業、三島航路事業特別会計において資金不足はございませんので、連結実質赤字比率につきましても、生じておりません。

次に、実質公債費比率でございますが、令和2年度は決算年度を含む過去3か年平均が6.7%でしたが、令和3年度は3か年平均6.6%で、対前年度0.1%の減となっております。

要因といたしましては、令和3年度の単年度比率は6.35%であり、前年度の単年度比率5.98%と比較して0.37%と増加しておりますが、実質公債費比率は3か年平均で算出されることから、前年度の算定対象であった平成30年度の単年度比率6.67%が算定からはずれ、令和3年度の単年度比率が6.35%でございますので、3か年平均では減となったものでございます。

次に、将来負担比率でございますが、22.8%と対前年度10%の減となっております。これにつきましては、令和3年度の地方債の発行額が元金償還金よりも少なかったことにより、地方債現在高が減少するとともに、基金残高が増加したことにより、算定の分子が小さくなったこと、また地方交付税及び臨時財政対策債発行可能額が前年度より増となり、分母となる標準財政規模が前年度と比較し、大きくなったことによるものと分析しております。

いずれの比率におきましても、中段の表にございます早期健全化基準、いわゆるイエローカードとされる基準を下回っており、健全な状況で推移しておりますが、引き続き、健全な状態を保つよう、財政運営を行ってまいります。

次に、法第22条第1項の規定による資金不足比率の状況でございますが、下水道事業特別会計、三島航路事業特別会計、水道事業会計の3つの公営企業におきまして資金不足がございませんので、比率は生じておりません。

なお、健全化比率等の概要の説明につきましては、別紙資料3、各会計決算概要の1ページから2ページに添付しておりますので、御参照願います。

以上で、報告第16号令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について説明を終わります。よろしくお願いたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第38号から議案第40号まで、続けて御説明申し上げます。

最初に、議案第38号壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について御説明いたします。壱岐市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由につきましては、地方公務員法の一部改正に鑑み、職員の定年を引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢制、及び定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものでございます。

制度の目的は、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少する我が国においては、複雑、高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代に、その知識、技術、経験などを継承していくことを目的として導入されるものでございます。

次のページをお開きください。まず、この条例の本則を整理するために、目次及び章名を付しております。第1章は、総則として、第1条、第2章は、定年制度として第2条から第5条、第3章は、管理監督職勤務上限年齢制として、第6条から第11条、第4章は、定年前再任用短時間勤務制として第12条、第13条、そして、第5章は、雑則の第14条で構成をしております。

それでは、章番号順に説明をさせていただきます。

まず、第1章第1条趣旨を御説明申し上げます。今回の地方公務員法の一部改正に伴い、引用条項を改めるものでございます。

次に、第2章の定年制度では、第3条において、定年の年齢を60歳から65歳に改めるものでございます。第4条は、定年による退職の特例で、第1項第1号から第3号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得た場合において、定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で定年退職をせずに勤務させることができるとし、また、その期限は3年を超えることができないことを改めるものでございます。

第3章、管理監督職勤務上限年齢制は新たに追加をしております。第6条では、管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職は、管理職手当を支給されている職員と規定をしております。

す。第7条は、管理監督職勤務上限年齢で、年齢60年とすることを定めております。第8条は、他の職への後任等を行うに当たって、遵守すべき基準を定めております。第9条は、管理監督職勤務上限年齢による後任等及び管理監督職への任用の制限の特例を定めておりまして、職員の職務の遂行上、特別な事情がある場合において、1年単位で異動期間を延長し、管理監督職で勤務することができることを定めております。第10条は、異動期間の延長等に係る職員の同意で、第9条で定めた異動期間の延長等を行う場合は、あらかじめ職員の同意を得なければならないことを定めております。第11条は、異動期間の延長事由が消滅した場合の措置について定めております。

第4章、定年前再任用短時間勤務制も新たに追加をしております。第12条では、年齢60に達した日以後に退職した者を従前の勤務実績、その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができることを定めております。

第5章雑則では、第14条として、この条例の実施に関し必要なことは規則で定めることとしております。

附則につきましては、職員の定年等に関する条例の附則に、定年に関する経過措置を、そして一部改正条例の附則に、勤務延長に関する経過措置、定年退職者等の再任用に関する経過措置、定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置を規定をしております。施行期日は、令和5年4月1日としております。

新旧対照表は、資料1に掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

次に、議案第39号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり定める、本日の提出でございます。

提案理由については、地方公務員法の一部改正に伴い、定年引上げ後の関係条例について、所要の改正を行うものでございます。

制定内容は、議案第38号の職員の定年を引き上げる条例改正に伴う関係条例の規定を整備するものでございます。当該議案の対象条例は、一部改正が7条例、廃止が1条例でございます。

次のページをお開きください。まず、この条例の構成でございますが、改正対象となる条例を各条例の一部改正を条立てにより規定をさせていただいております。

それでは、各条番号順に説明をさせていただきます。第1条は、壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。壱岐市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の第3条の任命権者の報告事項について、今回、新たに制定する定年前再任用短時間勤務職

員を報告の対象とするものでございます。

第2条は、壱岐市職員の懲戒の手續、及び効果に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の懲戒の手續、及び効果に関する条例の第3条の減給の効果において、減給処分の発令後に給料月額が減額された場合の取り扱いを設けるものでございます。

第3条は、公益的法人等への壱岐市職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。公益的法人等への壱岐市職員の派遣に関する条例中、公益的法人等へ派遣等を行うことができない職員について規定する、第2条第2項に第5号として1号を追加し、管理監督職勤務上限年齢制による後任等の特例により、異動期間が延長された管理監督職を占めるものを加えるものでございます。

第4条は、壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の勤務時間、週休日及び勤務時間の割振、年次休暇に関する規定のうち、再任用短時間勤務職員に適用したものを定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改めるものでございます。

第5条は、壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の育児休業等に関する条例の規定に、育児休業及び育児短時間勤務を行うことができない職員に、管理監督職勤務上限年齢による後任等の特例により、異動期間が延長された管理監督職を占めるものを加えるものでございます。

第6条は、壱岐市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員の給与に関する条例を地方公務員法の一部改正に伴い、60歳を超える職員の給料の取扱いに関する特例を定めるもので、定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額を定めます。附則において、当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日以後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料表の職務の級、並びに号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額とする。また、管理監督職勤務上限年齢により、他の職への後任等をした職員の給料月額は、後任等の前の給料月額の100分の70を乗じて得た額とするものでございます。

第7条は、壱岐市職員等の旅費に関する条例の一部改正でございます。壱岐市職員等の旅費に関する条例の規定に、定年前再任用短時間勤務職員に適用するものに改めるものでございます。

第8条は、壱岐市職員の再任用に関する条例の廃止でございます。壱岐市職員の再任用に関する条例については、定年前再任用短時間勤務職員を制定するため、廃止するものでございます。

附則につきましては、定年引上げに関する経過措置を追加しており、施行期日を令和5年4月1日としております。

新旧対照表は、資料1に記載しておりますので、後ほどご覧ください。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

次に、議案第40号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものでございます。本日の提出でございます。

提案理由でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員が同一の子について育児休業をすることができる回数が現行、原則1回までを原則2回以内とされることなどを考慮し、国家公務員に従じた措置を講じるとともに、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するなど、必要な改正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。第2条は、育児休業することができない職員の規定であります。3号(ア)、これは、特定の職に引き続き1年以上在籍する非常勤職員という規定でございましたが、これを削除いたしまして、1年以上の在籍がない非常勤職員であっても、育児休業が取得できるように要件を緩和するものであります。

削除により、繰上げとなった改正後の(ア)及び(イ)につきましては、非常勤職員が子の出生後8週間以内に育児休業をしようとする場合の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

3号のイにつきましては、非常勤職員の子が1歳以降の育児休業において、夫婦交替での取得や特別な事情がある場合の柔軟な取得を可能とするために規定を整備しております。

第2条の3は、育児休業の取得回数制限の緩和等に伴い、再度の育児休業の取得に係る特別な事情に関する規定を整備しております。第2条の4でございますが、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が2歳に達する日とする要件につきましては、1歳から1歳6か月未満の期間を末日とする要件と同様に規定をしております。第2条の5でございますが、この条文について、第3条の2へ移動をしております。

第3条の改正でございますが、第3条につきましては、育児休業法第2条第1項のただし書に、再度、育児休業をすることができる特別な事情を規定しております。5号につきましては、育児休業計画書の申し出が不要となるため、条文を削除しております。繰り上がりました改正後の7号につきましては、再度の育児休業について、任期付職員を含めた取扱いとなるよう規定をしたものでございます。

第20条の改正でございますが、非常勤職員の部分休業の取得要件のうち、引き続き、在職した期間が1年以上の要件を廃止し、部分休業の取得要件を緩和する規定としております。

第24条では、妊娠または出産等について、申し出があった場合における措置等について、第25条につきましては、勤務環境の整備に関する措置について新たに規定するものでございます。

附則といたしまして、この条例は、令和4年10月1日から施行するものでございます。新旧

対照表は資料1に掲載しておりますので、後ほど御覧いただきたいと思ひます。

以上で、議案第38号から議案第40号までの説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 議案第41号について御説明申し上げます。

議案第41号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。本日の提出でございます。

提案理由は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次のページをお開き願ひます。壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、改正案につきましては、記載のとおりでございます。

資料1、改正条例、新旧対照表の47ページに記載をしておりますので、御参照願ひます。

改正内容でございますが、第57条法定代理受領の場合の読み替え規定において、市町村から施設等利用費の支払いを受けた特定子ども・子育て支援提供者は、当該市及び当該施設等、利用給付認定保護者に対する特定子ども・子育て支援提供証明書を交付しなければならないことと新基準がなされたため、改正するものでございます。

これは、当該施設等、利用給付認定保護者が当該子ども・子育て支援施設等の利用料及び利用状況を把握しつつ、支給上限額との差額分について、他の子ども・子育て支援施設等を利用し、市に対して償還払い請求をした場合、市は施設等利用給付認定保護者ごとの支給上限額を管理をしているため、特定子ども・子育て支援提供者が実際の利用料よりも高い金額について法定代理受領の申請をしたとしても、それが不正であると認識できる契機になることが改正の目的であります。

施行期日については、附則第1項のとおり、公布の日からでございます。附則第2項は改正後の壱岐市特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例第57条の規定により、読み替えて適用する新条例の規定に関して、経過措置を定めるものでございます。

以上で、議案第41号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 議案第42号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億4,224万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ237億3,551万6,000円とします。第2項は記載のとおりでございます。

繰越明許費、第2条、繰越明許費は第2表繰越明許費によるものでございます。

地方債の補正、第3条、地方債の変更は第3表地方債補正によるものでございます。本日の提出でございます。

3ページから5ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正の款項の区分の補正額等については記載のとおりでございます。

6ページをお開き願います。第2表繰越明許費として、2款1項総務管理費の地域情報通信推進事業費のケーブルテレビ加入者宅用機器購入2,112万円と4款2項清掃費のクリーンセンター復旧工事4,248万2,000円につきまして、年度内に事業が完了しない見込みであるため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費として計上しております。

なお、繰越理由等の詳細につきましては、別紙資料2、令和4年度9月補正予算（案）概要の9ページに記載のとおりでございます。

7ページから9ページをお開き願います。第3表地方債補正の1、変更で、以下掲示をしております各起債において、対象事業費の調整、及び県との一時協議における事業計画の精査により、限度額の変更を行っております。

それでは、事項別明細書により内容を御説明いたします。

まず、歳入について御説明いたします。14ページから15ページをお開き願います。11款1項1目地方交付税の普通交付税で不足する一般財源について、5,978万4,000円を追加しております。なお、本年度の普通交付税額は、算定費用の見直し等ございましたが、対前年度0.6%増の91億5,651万7,000円に決定しております。

15款1項2目衛生費国庫負担金の新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金5,459万4,000円、及び2項3目衛生費国庫補助金の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金4,949万7,000円は、国の100%補助で実施するオミクロン株対応ワクチン接種事業に係る国庫支出金を計上しております。

15款2項1目総務費国庫補助金の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症及び燃油価格高騰により影響を受けております公共交通事業者への補助、及び学校給食用食材等の高騰対策補助の財源として2,195万8,000円を計上しております。

15款2項6目農林水産業費国庫補助金の海岸保全施設整備事業補助金は、補助メニューの変更に伴い、県補助金から組替えを行うもので、3,300万円を計上しております。

16款2項4目農林水産業費県補助金のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業は、対象が国の補助事業に採択されたことに伴い減額を行い、次の農地利用効率化等支援交付金に1,521万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。16から17ページ、18款1項2目指定寄付金の企業版ふるさと納税寄附金は、当初500万円の見込みで計上しておりました企業版ふるさと納税につきまして、実績に基づき500万円を追加計上しております。

21款4項3目雑入の市有建物災害共済金は、壱岐市クリーンセンターの火災に係る共済金で、1,996万6,000円を計上しております。22款市債につきましては、地方債補正で説明のとおりでございます。

次に、歳出について御説明いたします。今回の補正予算の事業内容につきましては、別添資料2、令和4年度9月補正予算（案）概要で説明いたします。

2ページをお開き願います。2款1項7目情報管理費の共同電算システム導入事業費は、現行システムからのデータ抽出等に要する経費として639万5,000円を計上しております。2款1項12目新型コロナウイルス感染症対応事業費は、県内離島3市による航空路事業者への補助、及び市内路線バス、タクシー事業者への補助として1,276万円、及び学校給食用食材費に対して、1食当たり10%の補助を行う学校給食用食材費高騰対策補助金919万8,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。3ページ、4款1項2目予防費の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業は、10月から予定されておりますオミクロン株対応ワクチン接種に係る費用として、1億409万1,000円を計上しております。4款2項2目塵芥処理費のクリーンセンター費は、6月に発生いたしました火災により、罹災した施設内の設備等の復旧に係る費用として4,248万2,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。4ページ、5款1項3目農業振興費の農地利用効率化等支援交付金事業は、6月に補正いたしました県補助事業について国の補助事業採択がなされたため組替えを行うもので、1,521万9,000円を計上しております。これに伴い、次のながさき農林業・農山村構造改善加速化支援事業を1,963万2,000円減額しております。

次のページをお開き願います。5ページ、5款1項5目農地費の干害応急対策事業は、7月第

2回会議において予算計上いたしました事業について、申請者が当初の想定より多数であったため、今回、追加の事業費として2,500万円を計上しております。5款3項3目漁港管理費は、漁港合併に係る漁港台帳の補正業務及び漁港施設の修繕等に要する費用として149万9,000円を計上しております。

次のページをお開き願います。6ページ、同じく5款3項3目漁港管理費の芦辺港ターミナル整備事業は、芦辺港ターミナル周辺整備検討委員会において、当初の予定から委員数が増となり、また、会議開催数も増となったため、委員報酬の追加を行うもので、20万6,000円を計上しております。

7款2項2目道路橋梁維持費の道路維持費は、市道の維持補修工事8路線を実施するもので、3,110万円を計上しております。

次のページをお開き願います。7ページ、9款3項2目の中学校教育振興費は、長崎県中学校総合体育大会において上位の成績を収め、九州大会、全国大会に出場するチーム、個人が多かったため、これらに係る費用について、市の中学校体育連盟に対する補助金を追加するもので、596万4,000円を計上しております。

12款1項1目公営企業費の三島航路事業費は、燃料価格の高騰及びフェリーみしまドック時における追加修繕費用について、一般会計からの繰出しを行うもので500万円を計上しております。

以上で、議案第42号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 議案第43号及び44号につきまして御説明を申し上げます。

初めに、議案第43号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明を申し上げます。

令和4年度壱岐市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億4,672万9,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により内容を説明いたします。8ページから9ページをお開き願いま

す。歳入でございますが、補正財源としまして、7款1項1目その他繰越金40万5,000円を追加いたしております。10ページ、11ページをお開き願います。歳出でございますが、8款1項6目特定健康診査等負担金償還金につきましては、令和3年度実績に基づく精算返納金40万5,000円を追加いたしております。

これで、議案第43号の説明を終わります。

次に、議案第44号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1号、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,067万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ37億1,755万1,000円とします。

第2項につきましては、記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

それでは、事項別明細書により、内容を説明いたします。8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございますが、人件費及び償還金の補正財源としまして、負担割合に基づく補正でございます。10ページから13ページをお開き願います。歳出でございますが、3款地域支援事業につきましては、人事異動による人件費の組替え補正でございます。

また、6款1項2目償還金につきましては、令和3年度の介護給付費及び地域支援事業の実績に基づく精算返納金総額5,525万4,000円を追加いたしております。

以上で、議案第43号及び44号の説明を終わります。御審議のほど、よろしく願います。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第45号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

1ページ目をお開き願います。令和4年度壱岐市の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,090万8,000円とします。

2項は記載のとおりです。本日の提出でございます。

8ページをお願いいたします。2、歳入ですが、6款一般会計繰入金221万3,000円を増額いたしております。

10ページをお願いいたします。3、歳出ですが、1款下水道事業費の1項管理費において、人事異動に伴う職員手当などを221万3,000円増額いたしております。

2款漁業集落排水整備事業費2項施設整備費のうち、瀬戸芦辺地区の詳細設計委託料のうち、入札執行に伴う残高400万円を山崎地区の改修工事費へ組替え、増額する補正を行っております。

以上で、議案第45号の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 議案第46号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ500万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,567万2,000円とします。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

2ページ、3ページにつきましては、歳入歳出予算補正でございます。5ページから7ページにつきましては、事項別明細書でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入予算補正について御説明をいたします。歳入財源といたしましては、一般会計繰入金を500万円増額いたしております。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。歳出予算補正について御説明をいたします。1款運航費1項運行管理費2目業務管理費でございますが、10節需用費500万円を増額しております。内訳は、燃料費150万円、修繕料350万円でございます。燃料費については、フェリーみしまの燃料A重油を当初予算ではリッター80円で計上しておりましたが、価格高騰が続いておりますので、リッター10円の増、年間使用量15万リットル分を見込み直したところでございます。

修繕料につきましては、フェリーみしまは、船齢19年を超えておりまして、老朽化の影響が出ております。機関等のドック解放時の追加修繕費用が当初の予定を超えておりまして、増額補正をさせていただきます。

以上で、議案第46号につきまして、説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産課長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 議案第47号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

令和4年度壱岐市の農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,281万4,000円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,851万5,000円とする。

第2項は記載のとおりでございます。本日の提出でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。まず、歳入について御説明いたします。4款繰越金1項繰越金に前年度繰越金として2,281万4,000円を増額補正いたしております。

10ページ、11ページをお開き願います。歳出について御説明いたします。1款総務費1項1目一般管理費に2,281万4,000円を増額補正いたしております。主な内容については、前年度繰越金を財源として消耗品費、燃料費、修繕料及び備品購入費としてトラクター1台と耕起作業用ロータリー並びに飼料用作業用カッティングロールベラー各1機を購入するため増額補正いたしております。

以上で、議案第47号についての説明を終わります。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

〔農林水産課長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 議案第48号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

第2条、予算中、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加えます。債務負担行為、第5条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。

事項は、公用車購入、期間は令和5年度、限度額は417万円、同じく水道事業公会計システム保守業務、令和5年度限度額165万円です。本日の提出です。

4ページ、5ページをお願いいたします。公用車購入費3台分として417万円、水道事業公会計システムの保守業務費用として165万円を令和5年度に執行予定額として定めるものです。

以上で、議案第48号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時57分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案説明を続けます。

原財政課長。

〔財政課長（原 裕治君） 登壇〕

○財政課長（原 裕治君） 認定第1号令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

令和3年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをお開き願います。歳入合計245億6,338万8,515円、歳出合計237億6,087万5,291円、歳入歳出差引残額8億251万3,224円となっております。決算内容につきましては、2ページ以降に記載しております。

次に、222ページをお開き願います。実質収支に関する調書でございます。金額は1,000円単位で、3、歳入歳出差引額が8億251万3,000円、4、翌年度へ繰越すべき財源として（2）繰越明許費繰越額が7,943万3,000円でございますので、これを差し引いた5の実質収支額は7億2,308万円となっております。

次に、財産に関する調書をお開き願います。財産に関する調書は、令和4年3月31日で決算を行っております。1ページから4ページに公有財産、5から6ページに物品、7ページに債権及び基金について、それぞれ令和3年度中の増減を記載しております。

7ページをお開き願います。4、基金中、一般会計分の決算年度末現在高、これにつきましては、令和4年3月31日現在の現在高となりますが、80億3,903万7,000円となっております。

定額運用基金の運用状況につきましては、8ページに記載のとおりでございます。

令和3年度の決算状況につきましては、令和2年度に実施されました国の定額給付金に係る事業費26億1,800万円が減となったため、前年度と比較し減額となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対応関連の事業として、ワクチン接種をはじめ、子育て世帯や住民税非課税世帯等への給付金事業のほか、感染症防止営業時間短縮協力金などの事業費が増となっております。

歳入につきましては、これら各種事業に係る国・県支出金や、国の補正予算に伴う普通交付税の追加交付が行われたことなどによりまして、歳入総額は対前年度比マイナス8.9%、23億9,001万1,000円の減、歳出につきましては、公営住宅建設費、災害復旧費などの事業費が減となっており、歳出総額は対前年度比マイナス9.6%、25億2,404万2,000円の減となっております。

なお、財政調整基金への積立てを2億5,000万円、また将来の地方債償還のための財源として減債基金の積立てを6億6,000万円行っております。

そのほか、令和3年度決算状況及び主要施策につきましては、別紙資料3、令和3年度各会計決算概要の7ページ以降の令和3年度における主要施策の成果説明書に記載のとおりでございます。

以上で、令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願いいたします。

〔財政課長（原 裕治君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 認定第2号から4号までを続けて御説明申し上げます。

初めに、認定第2号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。国民健康保険事業につきましては、歳入合計36億1,027万4,518円、歳出合計35億9,879万4,005円、歳入歳出差引残額1,148万513円、直営診療所施設勘定は、歳入歳出それぞれ4,875万9,814円でございます。

8ページ、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款国民健康保険税の状況は記載のとおりであり、現年度分の収納率は、医療、後期高齢者医療支援、介護納付金分を合わせまして96.34%、滞納繰越分は16.48%となっております。

10ページ、11ページをお開き願います。3款1項1目保険給付費等交付金は、医療給付費及び保険事業費等への長崎県からの交付金でございます。

5款1項1目一般会計繰入金は、法定繰入れでございます。

18ページ、19ページをお開き願います。歳出でございます。歳出の約7割を占める2款保険給付費の総額は25億8,542万6,146円であります。出産育児一時金と交際費を除く

1人当たり保険給付費は、新型コロナウイルスの影響を受けた令和2年度と比較し、令和3年度はワクチンの効果もあり、新型コロナの影響がなかった令和元年度以前の水準に戻りつつある状況でございます。

22ページ、23ページをお開き願います。保健事業費でございます。5款2項1目特定健康診査等事業費及び2目特定保健指導事業費におきましては、令和3年度も新型コロナの影響を受けましたが、医師会の御理解と御支援の下、例年どおり6月から事業を開始し、受診率は速報値で42.4%となっておりますが、最終の10月の法定報告までには、昨年並みの受診率を維持する見込みであり、保健指導につきましてもコロナ禍の中で生活習慣病のうち、重症化予防を含めたフォローを行ったところでございます。

また、34ページ以降につきましては、直営診療所施設勘定の事項別明細書で、湯本診療所の運営に係るものでございます。

以上で、認定第2号について説明を終わります。

次に、認定第3号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。歳入合計3億6,033万2,596円、歳出合計3億5,623万9,046円、歳入歳出差引残額409万3,550円となっております。

6ページ、7ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料の収納状況は記載のとおりであり、保険料収納率は、現年度分99.48%、滞納繰越分18.8%となっております。

10ページから11ページをお開き願います。歳出でございますが、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金3億5,432万6,003円の内訳につきましては、保険料分2億1,956万6,200円、保険基盤安定分1億2,070万3,673円、人件費、事務費等の負担分1,405万6,130円となっております。

以上で、認定第3号について説明を終わります。

次に、認定第4号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。介護保険事業につきましては、歳入合計37億3,207万

4,516円、歳出合計35億6,908万9,312円、歳入歳出差引残額1億6,298万5,204円、介護サービス事業勘定は、歳入合計4,914万4,497円、歳出合計3,728万6,642円、歳入歳出差引残額1,185万7,855円となっております。

6ページから9ページをお開き願います。歳入でございます。1款介護保険料の状況につきましては記載のとおりであり、保険料収納率は現年度分99.19%、滞納繰越分3.99%となっております。3款、4款、5款及び7款につきましては、介護給付費や地域支援事業、事務費への法定負担並びに法定繰入れでございます。

14ページ、15ページをお開き願います。歳出でございますが、2款介護給付費の総額は32億4,710万7,916円であり、令和3年度も新型コロナの影響を受けておりますが、高齢化に伴うサービス利用者の増加等により、昨年と比較し約2,700万円余り増加となっております。

3款1項1目介護予防生活支援サービス費につきましては、要支援や総合事業、認定者への介護予防サービス事業や、配食サービスなどの生活支援サービスの費用でございます。

3款2項1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防に向けた実態把握及び普及事業、ハイリスク者への指導事業の費用でございます。

3款3項1目包括的支援事業、任意事業につきましては、高齢者総合相談支援事業及び認知症総合支援事業などの費用でございます。

また、26ページ以降は介護サービス事業勘定の事項別明細書で、地域包括支援センターの運営に関わるものでございます。

以上で、認定第2号から第4号までの説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようお願い申し上げます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第5号令和3年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明申し上げます。

令和3年度老岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開き願います。歳入歳出決算書でございます。歳入合計3億496万8,063円、歳出合計3億494万7,013円、歳入歳出差引残額は2万1,050円となっております。

2ページをお開き願います。歳入を記載しております。予算現額の合計が3億4,405万

3,000円に対し、収入済額の合計が3億496万8,063円となっております。

次に、4ページをお開き願います。歳出を記載しております。予算現額が3億4,405万3,000円に対し、支出済額が3億494万7,013円となっております。

次に、6から7ページをお開き願います。歳入決算の事項別明細書でございます。2款の使用料及び手数料で、1項1目の下水道使用料としまして、調定額が7,086万6,604円、収入済額が6,859万8,200円です。その内訳としまして、現年度分調定額が6,874万6,970円、収入済額が6,807万1,940円、滞納繰越分が調定額211万9,634円に対し、収入済額が52万6,260円となっております。収納率で申しますと、現年度分が99.02%となり、昨年より0.46%減少しております。滞納分は24.83%となり、昨年度より3.41%減少しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

10から17ページには、事項別明細書の歳出について1款から3款までを記載しております。

18ページには、実質収支に関する調書であります。歳入歳出差し引きまして、実質収支額は2万1,000円でございます。

主要事業につきましては、資料3、令和3年度における主要事業の成果説明書28ページに記載をしておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で、認定第5号の説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 認定第6号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算を、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算書の1ページをお開きください。歳入合計でございますが1億1,354万7,656円、歳出合計は歳入と同額でございます。歳入歳出差引残額はゼロ円でございます。

2ページ、3ページをお開きください。歳入でございますが、予算現額は1億1,561万2,000円、収入済額は1億1,354万7,656円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。歳出でございますが、予算現額は1億1,561万2,000円、支出済額は1億1,354万7,656円でございます。

次に、6ページ、7ページをお願いいたします。歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1款

の使用料及び手数料でございますが、収入済額1,516万6,724円となっております。

令和3年度の乗船者数などでございますが、乗船客が4万282人、また、車両が1,301台で、令和2年度に対しまして乗船客は179人の減、車両は227台の減でございます。

主な理由でございますが、過年度と比較して新型コロナウイルス感染症の影響及び人口減少に伴い、乗船客数は減少し、また、三島における公共事業の減少に伴い、自動車航送台数についても減少し、昨年と比較して減収となっております。

2款の国庫支出金でございますが、予算現額の4,067万5,000円に対し、収入済額が5,443万6,427円で、1,376万1,427円の増となっております。国庫補助金の算定に当たっては、標準的な事業経費等を前提とした事前算定方式となっておりますが、今回、大幅な増額となった理由としましては、新型コロナウイルス感染症の影響による経営状況の悪化に伴い、令和3年度に限り、減価償却費の残存価格を必要経費として償却する措置が取られております。この結果、純損失の額が増大したことにより、国庫補助金についても増となっております。

3款県支出金でございますが、予算現額1,734万8,000円に対し、収入済額1,823万3,775円、88万5,775円の増となっております。県補助金の算定に当たっては、実績収支差見込額から国の補助金を控除した2分の1の額となります。

次に、令和3年度の繰入金は、予算現額4,307万7,000円に対し、収入済額が2,566万6,125円となっております。1,741万875円の減となっております。

歳出につきましては、8ページから11ページに記載しております。1款運航費1項運航管理費1目一般管理費12節の委託料166万7,716円ですが、これは、主に乗船券等販売委託料及び待合所施設管理業務等の費用でございます。2目業務管理費の10節需用費3,376万4,710円の内訳で、主なものは燃料費1,188万3,956円、修繕料2,157万6,440円です。燃料費は、年間約15万リットルの消費量に対する費用でございます。修繕料につきましては、中間検査費用、合入渠費用、機関部の諸修繕の費用でございます。12節委託料468万円は、陸上作業業務委託料でございます。

12ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。歳入歳出いずれも1億1,354万7,000円となっております。歳入歳出差引額はゼロ円になります。

以上で、認定第6号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして説明を終わらせていただきます。御審議の上、認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 認定第7号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決

算認定について御説明いたします。

令和3年度吉野市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

1ページをお開き願います。

歳入歳出決算書でございます。歳入合計1億1,472万2,663円、歳出合計9,190万7,021円、歳入歳出差引残額2,281万5,642円でございます。

2ページ、3ページをお開き願います。歳入でございますが、予算現額は1億948万6,000円に對しまして、収入済額は1億1,472万2,663円でございます。

4ページ、5ページをお開き願います。歳出でございますが、予算現額は1億948万6,000円に對しまして、支出済額は9,190万7,021円でございます。

次に、6ページ、7ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書でございます。まず、歳入でございますが、1款1項1目使用料は機械使用料で、調定額5,927万5,989円に對しまして、収入済額5,828万716円であり、収入未済額は99万5,273円でございます。その内訳といたしまして、現年度分調定額が5,904万842円に對しまして、収入済額が5,805万7,399円で、収納率は98.3%と前年度より1.29%低下しております。滞納繰越分調定額は23万5,147円に對しまして、収入済額が22万3,317円で、収納率は95%と前年度より5%低下しております。今後も、引き続き徴収対策の強化に努めてまいります。

4款繰越金については、725万3,956円で、前年度の繰越金として収入といたしております。

5款1項1目受託事業収入は、道路、公園等作業受託料収入4,910万8,543円でございます。

次に、6ページから9ページにわたりまして、2項1目雑入はコイン式洗浄機利用料等7万9,448円でございます。

歳入合計1億1,472万2,663円でございます。

10ページ、11ページをお開き願います。次に、歳出でございますが、1款1項1目一般管理費は、主に11節需用費2,386万236円の内訳で、主なものは消耗品費が1,179万5,942円、燃料費が887万8,324円、機械等修繕料が315万680円です。18節負担金補助及び交付金5,526万1,808円は、農業機械銀行振興会で雇用する機械オペレーター及び作業員の賃金等相当額を、振興会負担金として支出したものでございます。歳出合計9,190万7,021円でございます。

次に、12ページをお開き願います。実質収支に関する調書であります。歳入歳出差引きし

まして、実質収支額は2,281万5,000円でございます。

以上、認定第7号についての説明を終わります。御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 認定第8号令和3年度苓崎市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてを御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項及び第32条の2、並びに苓崎市水道事業の設置等に関する条例第4条第2項第3号の規定に基づき、令和3年度苓崎市水道事業会計決算に伴う欠損金を別紙欠損金処理計算書のとおり処理し、あわせて令和3年度苓崎市水道事業会計決算を監査委員の意見を付して議会の認定に付するものでございます。本日の提出でございます。

決算報告書の2から3ページをご覧ください。

収益的収入及び支出についてですが、収入第1款の水道事業収益としまして、予算額が7億2,427万7,000円に対し、決算額が7億5,791万5,254円となっております。

次に、支出ですが、第1款の水道事業費用の予算額が8億1,530万円に対し、決算額が8億1,397万2,617円となっております。

4から5ページを御覧ください。資本的収入及び支出でございます。収入第1款の資本的収入としまして、予算額1億4,531万8,000円に対しまして、決算額が1億4,524万1,612円となっております。

次に、支出第1款資本的支出としまして、予算額が4億3,073万1,400円に対しまして、決算額が4億1,619万3,400円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2億7,095万1,788円は、当年度消費税資本的収支調整額1,877万3,630円、過年度分損益勘定留保資金2億5,217万8,158円で補填をいたしております。

続きまして、6ページをお開き願います。

損益計算書です。営業収益が4億9,871万1,641円、営業費用が7億2,595万6,657円、営業損失が2億2,724万5,016円、営業外収益が1億8,376万2,484円、営業外費用が4,034万4,539円、経常損失はマイナス8,382万7,071円です。特別利益が2,596万3,033円、特別損失が1,707万6,045円、当年度純損失は7,494万83円となります。この純損失に、前年度未処理欠損金27万9,740円を加え、当年度未処理欠損金が7,521万9,823円となっております。

8ページから9ページには剰余金計算書、10ページには欠損金処理計算書を記載しております。未処理欠損金7,521万9,823円は、全額利益積立金から組み入れ、繰越欠損金はゼロ円となっております。

12ページから13ページには貸借対照表、15ページからは事業報告書等を記載しております。

平成29年度より簡易水道事業を統合したことにより、収益的費用及び資本的費用が共に増加し、特に企業債の元利償還金が大きな負担となっており、一般会計からの繰入金なしでは経営が成り立たない状況であり、令和2年度からは、一般会計からの繰入金の減額により純損失が発生しています。今後は、平成30年度に策定したアセットマネジメントに基づき、計画的に、老朽化に伴う各施設の年次的更新を図りながら、健全な維持管理に努めるとともに、引き続き水道使用料金改定の検討を行ってまいります。

水道料金の収納率は、現年度分が98.04%となり、前年度より0.11%増加しています。また、滞納分については17.64%で前年度より0.52%減となりました。引き続き、徴収対策の強化に努めてまいります。

以上で、認定第8号についての説明を終わります。御審議いただき、認定いただきますようよろしくお願いをいたします。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これで、市長提出議案の説明が終わりましたので、監査委員より財政健全化判断比率及び資金不足比率審査と決算審査の報告を求めます。吉田代表監査委員。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 登壇〕

○監査委員（吉田 泰夫君） それでは、決算審査の報告をいたします。

令和3年度壱岐市各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、特定目的運用基金の運用状況、水道事業会計決算書、財政健全化比率及び資金不足比率について、市長より提出を受けました決算書類等に基づき、各関係法令等に定められました内容で、壱岐市の監査基準等に準拠し、また、例月現金検査、定期監査等の内容を勘案し、審査を実施いたしました。その結果について、本日提出しております意見書により報告をいたします。

なお、意見書の数値等につきましては、今まで説明された内容と決算書類、決算統計資料などに基づき記載をいたしておりますので、あわせて、審査の内容、対象等を記載しておりますので、お目通しを願えればと思います。報告につきましては、本日の議事日程の順序で行いたいと思います。

まず初めに、報告第16号令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告資料

の後についております意見書の3ページをお開きを願いたいと思います。

第6、審査意見、審査に付された財政健全化判断比率及び資金不足比率の算定基礎となる書類は、法令等に従って正確に作成され、健全化判断比率及び資金不足比率、いずれも基準内であり、適正であると認められます。

次に、認定第1号から認定第7号までの令和3年度壱岐市一般会計、各特別会計、財産に関する調書の決算認定資料の後に添付をされております各会計及び資金運用状況意見書の51ページをお開きを願いたいと思います。

第6の審査意見でございます。審査に付された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び特定目的定額運用基金の運用状況は、法令等に定められました内容に準拠し、決算数値に基づき作成され、適正に表示していると認められます。

ただ、歳入歳出事項別明細書の歳入の欄で、還付未済金との記載があるものがあります。還付未済金につきましては、自治法施行令第165条の7の8という事項で、収入済額に含まれて表示しなさいという定めがありましたので、これに基づき、その分は収入に見込まれておりますが、これによりまして還付未済金はその分だけ減少した表示になっておりますので、そのようにお目通しを願いたいと思います。

それにつきましては、意見書の5ページへ還付未済金の発生内容を、(2)の収入未済額の状況内容を記載しておりますので、お目通しを願えればと思います。

なお、次のとおり事務の執行管理につきまして改善を要する事項が見受けられましたので、整理に努めていただきたいと思います。

1の財務に関する事務等の管理及び執行で、不適切な処置が見受けられましたので、内部統制体制の整備に努める必要があります。これにつきましては、俗に言う内部牽制というのが主でございますが、口座振込先の相違、振込処理の遅延等が認められましたので、ここに述べております。

2の不納欠損処理で、回収整理の対策が十分でないものが見受けられます。債務者の状況等を十分調査し、整理対策の検討を行い、計画的に対処していく必要があります。これにつきましては、水道事業も含めまして自己破産者も含めまして破産者、倒産の場合の時期を得た対応がなされていないという内容がありましたので、ここに載せております。

それから、前回は意見として述べていただきました債権の区分整理というような内容でございますけれども、債権の分類ということで、例えば正常に入っているもの、それから例を申し上げますと3か月以上徴収が延滞しているもの、それから長期にわたって延滞しているもの等の区分を行いまして、その内容のリストをつくっていただきたいと思いますということで、監査の中で指摘してお

ります。

まだ、このリストを作って——リストをまだ確かな証拠を見ておりませんので、ここに書かれておりますけれども、そのリストをつくり、そのリスクが、危険度が高いものから整理対策を取っていくほうがより適切な処理ができるんじゃないかということで、ここに挙げております。

3番目に、未収債権は次のとおりであり、回収整理の迅速な取組の強化を図り、債権の保全及び健全化に努める必要がありますということです。

財産に関する調書の中では、災害援護資金貸付金、高等学校奨学資金貸付金、これは特に先ほども申しましたように長期の延滞となっております。

未収金につきましては、収入未済額が先ほど述べました還付金を除いておりますが全体では10億9,568万6,000円という金額となっております。

次の52ページをお開きを願いたいと思います。

財政面ではということで、少子高齢化、人口の減少等の社会情勢の中、老岐市財政基盤確立計画の策定、老岐市公共施設等総合管理計画の見直し等がなされ、財政運営及び公共施設等について、将来に向けた課題の取組が見受けられますが、この取組の成果を十分検証し、今後、市の市政運営に努める必要があると思います。

以下、比率等につきましては、前回とそう変わっておりませんので、お目通しをいただければと思います。

最後に、老岐市水道事業会計の決算書でございますけれども、認定第8号の令和3年度老岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定についてという資料の後についております、老岐市公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きを願いたいと思います。

先ほどの第5の審査の結果のところですが、先ほどの説明がありました特別利益等の内容の関係になりますが、財務状況はということで、下から4行目のところに書いております。

水道事業会計決算書及び決算附属書類のとおりであるが、当年度の純損失が7,494万円となっている。これは、現存する資産と固定資産台帳に登録されている資産との突合調査の結果、固定資産台帳への登録漏れ、さらには登録済みの財産が除却の必要があるものの除却漏れが判明したことによる特別利益、特別損失の計上を行った結果が欠損金にも反映されているという内容でございます。

3ページをお開き願いたいと思います。第6の審査意見でございます。

1、決算報告書及び決算附属書類は、法令等及び公営企業会計に定める会計の原則に従って適正に表示しているものと認められます。

2、欠損金処理計算書は、法令及び条例に従って作成していると認められます。

3、水道料金の未収金につきましては、回収整理の取組が十分ではないので、回収整理の方策

を具体的に策定し、計画的に実施する必要があります。これは、先ほど一般会計の中でも申し上げた内容でございますが、特に休止中のものがあります。特に、これらについては入金がされているのか、されていないのか。入った場合は、何月が最終の入金かという、先ほどのリスト等をつくっていただいて、それに対応した対策を取り、進めていただく必要があるという内容でございます。

以上で、決算審査の報告を終わります。

〔監査委員（吉田 泰夫君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、9月12日月曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時51分散会

令和4年 壱岐市議会定例会 9月 議会 議 録 (第2日)

議事日程 (第2号)

令和4年9月12日 午前10時00分開議

日程第1	報告第11号	令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第2	報告第12号	令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第3	報告第13号	令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第4	報告第14号	令和3年度一般財団法人壱岐市開発公社に係る経営状況の報告について	質疑なし、報告済
日程第5	報告第15号	令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について	質疑あり、報告済
日程第6	報告第16号	令和3年度壱岐市財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	質疑なし、報告済
日程第7	議案第38号	壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第8	議案第39号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第9	議案第40号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第10	議案第41号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第11	議案第42号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第7号)	質疑なし、予算特別委員会付託
日程第12	議案第43号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第13	議案第44号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第14	議案第45号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第15	議案第46号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	質疑なし、総務文教厚生常任委員会付託
日程第16	議案第47号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第1号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託
日程第17	議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第2号)	質疑なし、産業建設常任委員会付託

日程第18	認定第1号	令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 決算特別委員会付託
日程第19	認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第20	認定第3号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第21	認定第4号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第22	認定第5号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第23	認定第6号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 総務文教厚生常任委員会付託
日程第24	認定第7号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	質疑なし、 産業建設常任委員会付託
日程第25	認定第8号	令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	質疑あり、 産業建設常任委員会付託

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君

事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君
監査委員	吉田 泰夫君		

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしております。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 報告第11号～日程第6. 報告第16号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、報告第11号から、日程第6、報告第16号までの6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。

報告第11号令和3年度壱岐空港ターミナルビル株式会社に係る経営状況の報告について質疑の通告がっておりますのでこれを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐空港ターミナルビル株式会社に関して、素朴なところで質問いたします。

まず、株主は壱岐が最大の株主だということではありましたが、それ以外にはどういう株主がいるのかということと、2点目に取締役が市長と振興局長とか3人ですが、日々の運営にあたっている社員はいると思うんですが、その辺りの状況が分かりませんので、社員は何人ほどがいて、その社員はどのような身分の人がいるのかと、決算報告を見ると給与のところにゼロと書いてありますので、そういう点でちょっと教えていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。山口議員の御質問にお答えをいたします。

彦岐空港ターミナルビル株式会社の株主は、彦岐市以外に5社ございます。取締役については登記簿に記載がされておりますので申し上げますと、長崎県、彦岐交通株式会社でございます。

そして、残りの3社につきましては、会社名のほうは控えさせていただきたいと思っております。

次の質問で、社員は何人いるのかというところで、ここで確認でございますけども、今の質問で行きますと、社員というより従業員という取り方でよろしいですかね。（「はい、そうですね、はい」と呼ぶ者あり）そうした場合、彦岐空港ターミナルビル株式会社には従業員はおりません。彦岐市の担当者が彦岐空港ターミナルビルの維持管理及び経理事務を行わせていただいております。根拠的に申し上げますと、彦岐市行政組織規則の内部組織の所掌事務において総務課の事務分掌のほうに、彦岐空港ターミナルビルの管理運営に関することと定めがございますので、規則に基づき事務処理を行わせていただいております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 分かりました。5社ということと、従業員だということですが、市のほうの事務職員が担当として1名ないし2名ということですか。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 係としては、総務班のほうで担当しております。正副という形で考えれば、2人が対応しておるということになります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） このターミナルビルの運営の決算見ると、赤字が昨年もそうですし、今年もそうだとということではありますが、その赤字がどんどん続いている、この赤字解消を含めたそのターミナルビルの今後の運営方向、赤字を解消するとか、それから新たな事業に取り組むとか、そういう方向性はあるのかどうかお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、3回目ですけど。

○議員（4番 山口 欽秀君） はい、いいです。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 山口議員の質問にお答えいたします。

今後の収入の増加見込みを含めて、運営が大丈夫かというところの御質問と思っておりますけども、決算のほうにも数字としては出ておりますけども、現在楽天モバイルの屋内アンテナ設置に対する賃借料が令和3年度は途中契約のため5か月分を計上させていただいております。これが、9万2,624円の収入でございますけども、今後12月分になると27万7,873円の営業収

益として、次年度に伸びる見込みとしては、そのこのところを押さえておるわけです。18万5,247円の増収になる見込みはしております。

また、営業費用に影響を与える減価償却費が、令和3年度に伸びておりますのは、令和2年度にAEDを更新したことによりまして、これも償却率が0.5となっておる所からでございます。こうした分析によりますと、今後は当期純利益は出ていないものの、今後の運営においては見通しが立たないという状況ではないと分析をしております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第12号令和3年度株式会社壱岐カントリー倶楽部に係る経営状況の報告について、質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 壱岐カントリー倶楽部のほうからの決算報告を見ますと、収益が上がっているという、このコロナ禍の中、ということですが、その一方で後半で、シニア層が今まで支えてきたけども、今後この支えてきたシニア層が後期高齢者ということで、ゴルフからリタイアするんじゃないかということで、急速なゴルフ人口の減少が予想されるというふうな分析をされております。その点で現在のカントリークラブの会員数のこの近年の推移を教えてくださいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。

壱岐カントリー倶楽部会員数の近年の推移についてでございますが、壱岐カントリー倶楽部の会員につきましては3種類ございます。まずメンバー会員について御説明をいたします。メンバー会員につきましては866名で、変動がない状況でございます。これは新規会員権の発行を行っておらず、メンバー会員を退会された場合、新規メンバー希望者に書き換えをする形となっているため変動がございません。次に、年間会員の推移についてでございますが、平成29年が33名、平成30年が41名、令和元年が32名、令和2年が60名、令和3年が69名となっており、毎年増加傾向にございます。最後に39会員、サンキュー会員と呼びますが、こちらは39歳以下が対象で年会費1万円でプレイ料は安くなっておりまして、若者のゴルフ人口増加対策の会員制度となっております。39会員の会員数につきましては、平成29年が23名、平成30年が23名、令和元年が24名、令和2年が24名、令和3年が25名となっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今聞きましたら、年間会員ですか、増えているということで、そ

ういう意味で言うと、今回出されている危惧に対して、一定まあそう急速な不安はないというふうに感じますが、島外からの会員さんというのが、ここの中にどのくらい、今年だったら69名のうち、島内の会員さん、島外の会員さんということで、その辺りの比率で行くと、島外からの利用が今後期待されるのかどうか、その辺りはどうなんでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 島外の会員につきましては、年会費がないということになっておりまして、人数はちょっと不明でございます。ただ、島外の利用者の状況でございますが、令和3年度につきましては612名、前年度が565名ということで、増えている状況でございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） いろいろデータを聞かせていただいて、この営業報告とちょっと差があるなというふうに思いましたが、一応増えているということで安心しました。ありがとうございました。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第13号令和3年度公益財団法人壱岐栽培漁業振興公社に係る経営状況の報告について、質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議員になって2回目の決算ということで、壱岐栽培漁業振興公社についての報告も2回目聞くわけですが、1年目の昨年は分からなくて、また今回もちょっと説明をいただきたいなということが、説明を受けてありましたのでお願いします。

まず、事業報告、3ページのところで、基金造成というところで、県と市から運用財として、4億円ずつ8億円がありますと、その後のところ、平成14年12月27日の長崎県出資団体あり方検討委員会の最終提言があったと、基金の造成を中断すると、そして引き続き支援事業を実施すると、この辺り書いてあるんですが、ちょっとこの辺り、よく、1年目では分かりづらいです。ちょっと説明をいただきたいということが1つです。

もう1つは、壱岐の漁業を考えたときに、今後栽培漁業というのが、やっぱり一つ今まで以上に力を入れる必要があるんじゃないかなということを感じておりますが、今後の事業のあり方とどのような検討がなっているのか教えていただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 4番山口議員の基金の造成についての御説明をさせていただきます。壱岐地域栽培漁業振興公社につきましては、壱岐市に合併前の平成11年10月に設立をされております。基金の原資は先ほど申されたように8億円で、当公社の運用財産として、平成

11年度から平成14年度までの4年間で、長崎県が4億円、そして旧4町で4億円を出捐をいたしております。旧4町の4億円のうちには、5つの漁協から1,600万円ずつの合計8,000万円の一般寄附が財源として含まれているところでございます。

その後段のほうの御質問の中について御説明をいたします。当初は平成11年度から平成15年度までの5年間で、長崎県が1年間に1億円ずつの5億円、それから旧4町で同じく1年間に1億円の5億円ずつを出捐し、5年間で全体で10億円を造成する計画でありました。

しかしながら、平成13年の12月の27日に設置されました長崎県出資団体あり方検討委員会は、社会経済情勢の変化等を踏まえ、県が出資または出捐を行っている団体について、その設立目的、趣旨にまで遡って再点検を行い、見直しを進めるために知事の諮問に応じ提言を行うとして、平成14年の12月の27日の最終提言の中で、当財団は基金造成中であるが、最近の低金利を考えると基金の運用益だけでは事業展開に限界があるため、基金造成を中断し別途必要な事業量の確保について検討すべきであるというふうに提言がなされております。そういったことから基金の造成が4年間で中断することになりまして、現在8億円での運用を行っているところでございます。そこで別途必要な事業量を確保すると、県のほうの提言、あり方委員会での提言があった中では、その後に平成16年から平成24年までは、県がトータルで5,600万円ほどの補助事業を実施をいたしてございまして、その後は今の運用のような方法でこれまで継続して実施をしてきている状況でございます。

それから2番目に、今後の公社の事業のあり方についてどう考えているかということでございますけれども、資料2ページの当法人の構成組織がございまして、市内5漁協、それから壱岐市漁業協同組合長会、壱岐振興局、壱岐市の構成メンバーの中で、その事業方針等は決定されていくものと考えておりますけれども、当法人の目的である地域栽培漁業の永続的な発展を図るために、とりわけ採介漁業の漁獲向上と経営安定を図るために、令和4年度の事業の中でも、令和3年度と同様に、アワビの種苗放流事業が計画をされており、今後も継続をされていくものと考えております。またその他この公社以外の壱岐地域の栽培漁業の推進協議会における事業、放流事業等も行っておりまして、これについてはやはり先ほども申しました、この目的に沿って放流事業は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 1点目について言いますと、8億円の運用益でのこの栽培公社の運営になるということですよ、そうするとこの低金利の中で運用益そのものはもう期待できないですよ、大きく増えると、そういう状況の中で、この公社の運営をやられているということと、先が、その広げていくという点ではなかなか見えないんじゃないかなというふうに思

いますが、その点で、壱岐の漁業についてのことも含めて、この運用益だけで今後も進めては、今回のアワビの種苗のこの域を超えないのではないかと思いますが、新たにその施策ってというのはないということであるわけですか。

○議長（豊坂 敏文君） 農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 先ほども少し申し上げましたけども、新たな事業費を確保して栽培漁業推進していくということから、今現在は、あの例えば国の交付金事業、離島漁業再生交付金事業とか水産多面的機能発揮対策事業とかいったそういった交付金事業がございまして、その交付金事業を活用して各漁協の各集落においてその事業を実施されているという状況でございまして、そういった公社、そしてまたはそういう交付金事業、それから栽培漁業推進協議会の事業等を活用して総合的にその推進を図っていくという計画でいるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） ぜひ、公社という形で今形があるわけですから、今後の壱岐の漁業の方向性を見定めながら、この中に漁業政策のその大きな位置づけも必要じゃないかと思えますので、検討をというふうで意見を言って終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、報告第15号令和3年度一般社団法人壱岐市ふるさと商社に係る経営状況の報告について質疑の通告がっておりますので、これを許します。4番、山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 昨年もこのふるさと商社について聞きましたが、とりわけコロナ禍の中で商品の取扱いの状況ってというのはどういうふうになっているのか減っているのかと、そういうことを1つ。

2つ目は壱岐の様々な業者が、コロナ禍でどう経営を広げていくかということで、このふるさと商社を利用が広がっているのか、広げようとふるさと商社のほうが努力されているのか、その辺りの近年の状況をお知らせしてください。

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問にお答えをいたします。まず取扱い品の近年の推移についてでございます。まず取扱品の推移でございますが、年度内に一度でも商取引があった商品の過去3年間の推移といたしましては、令和元年度が300品で、令和2年度が370品、令和3年度が353品となっております。平成29年に設立以来、年々取引事業者を増やしまして、取扱品を増やしてまいりましたが、令和3年度におきましては取扱品が減少しております。これは平成29年の食品表示法の改正によりまして、全ての加工食品の食品表示基準が改正をされました。で、加工食品に含まれる原料の原産地表示が義務づけられるようになりまして、生産者はその対応ができなければ販売ができなくなりました。法的には本年3月末まで

が経過措置期間としての猶予がございましたが、いち早く対応した取引先では原産地表示に適合していない商品を取引しなくなったことから、取扱商品が減少をしている状況にございます。生産者には商社のほうから事情を御説明をいたしまして、対応の助言を行っているところでございます。年々、食の安全に対する対応が厳しくなっておりますが、商社といたしては、生産者に対し対応の助言やお客様から頂いた声をフィードバックするなど、商品の品質向上に努め、さらなる販路拡大に努めてまいります。

2つ目の商社を利用する事業者の近年の推移についての御質問ですが、事業者の推移につきましては、年度内に一度でも商取引があった壱岐市内で仕入れを行っている事業者の過去3年間の推移といたしましては、令和元年度が65社、令和2年度が62社、令和3年度が50社でございます。減少した要因といたしましては、コロナ禍により取引全体が縮小したことによりまして、仕入事業者が限られたこと、また食品表示法の改正に対応できない事業者との取引見合せが要因として考えられます。また、この3年間で4事業者が廃業をされておまして、仕入事業者減少の要因になっております。食品表示法の改正につきましては、先ほど申し上げましたとおり、生産者に対応の助言などを行うとともに、今後とも新規仕入先の開拓に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 今、取扱いの事業者が減っているということではございましたが、ある干物の業者に話を聞きましたら、魚が入荷しない、だから干物作れない、だから昼間お客さん来ても売る干物がないと、そういうふうに言われるぐらいその事業が続くためには、単なる売ってもらおうというよりは、もとの事業をどう続けるかというところでの悩みを言われたものから、そういう点でのふるさと商社の役割はそこにあるのかどうかちょっとあれですが、広げて利用業者の対応が必要じゃないかと思いますがどうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 中上部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 山口議員の御質問でございますが、商社機能につきましては、壱岐産品を島外へ送りだす、いわゆる画期的な機能でございまして、多くの生産者の方からもありがたい声を頂いております。コロナ禍の中での生産者の売上向上につながっているということで認識をいたしております。またコロナ禍の中では、卸売事業とか通販事業、いずれも対前年度と比較をいたしまして実績を伸ばすことができおまして、全体でも売上げにつきましては、2,500万円に対して実績3,234万円と実績を上げている状況でございます。先ほど申し上げましたように新規の事業者の開拓はもちろんでございますが、ただいま山口議員がお話しされましたような状況というのもございますので、ふるさと商社といたしましても、そういった事業者様に対しましては、いろいろと協議を行いまして、できる限りの対応をさせていただきたい

というふうを考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 幅広く、通販の販売が一般的になりつつありますので、そういう面ではふるさと商社の出番っていうか役割が大きいわけですので、その辺りの細々とした手伝いが、市でいくと、業者のとか、ある意味においては農家とか、漁師さんたちが経営を広げるといいうか、仕事として利益を上げるために新たに参加される方も増えると思いますので、その点での努力をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） ほかに質疑ありませんか。音嶋議員。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 今、山口議員からふるさと商社に関する質疑がございましたが、私もね一番、コロナ禍を通じて、一番伸ばさなければできない事業形態であると考えております。壱岐市は事業は立ち上げますけど、最終的に尻つぼみになっている、末広がりになって自立するというのが本来の企業のあり方で、反対に全部なっておる。もう少し緊密に連絡を取って、販売者と、そしてやはりふるさと商社と、事業の発展にね、資する、本来の目的に沿うように、手入れをしていただきたい。全ての事業で私はそのようになっておるように危惧をいたしております。これは要望です。よろしくお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁要りませんね。答弁要りませんね、はい。

○議員（10番 音嶋 正吾君） 結果が示しますから答弁は要りません。

○議長（豊坂 敏文君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で報告第11号外5件の質疑を終わります。

以上で6件の報告を終わります。

日程第7. 議案第38号～日程第10. 議案第41号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第7、議案第38号から、日程第10、議案第41号まで4件を議題とし、これから一括して質疑を行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、以上で議案第38号外3件の質疑を終わります。

日程第11. 議案第42号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第11、議案第42号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第

7号)を議題とします。

本件につきましては、議長を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第12. 議案第43号～日程第17. 議案第48号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第12、議案第43号から日程第17、議案第48号まで6件を議題とし、これから一括して質疑を行います。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(豊坂 敏文君) 質疑がありませんので、これで議案第43号外5件の質疑を終わります。

日程第18. 認定第1号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第18、認定第1号令和3年度壱岐市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

本件につきましては、議長を除く14名で構成する特別委員会を設置し、審査を行うようにしておりますので、質疑については委員会をお願いをいたします。

日程第19. 認定第2号～日程第25. 認定第8号

○議長(豊坂 敏文君) 日程第19、認定第2号から、日程第25、認定第8号まで7件を議題とし、これから質疑を行います。

認定第8号令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、質疑の通告があつておりますので、これを許します。7番、植村圭司議員。

○議員(7番 植村 圭司君) それでは、認定第8号令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算認定について、御質問させていただきたいと思ひます。

水道料金の未収金の扱いについての質問でございます。令和3年度壱岐市公営会計決算審査報告書の3ページ第6審査意見3において、水道料金の未収金につきましては、回収整理の取組が十分ではないので、回収整理の方策を具体的に策定し計画的に実施するように必要があるというふうに記載がございます。この前の説明では、代表監査委員からもリストを作成する必要があるという指摘がございました。で、同じくこの件につきましては、これまで令和元年度には、島外転出者及び長期にわたり入金がない者等を分類し整理に努めるようにという指摘がありまして、令和2年度には、特に長期滞納者及び島外転出者の債権分類を行い、債権者の状況調査等を実施し、回収整理の方策を具体的に策定する等、整理に努めるように指摘がございます。要は今年と含めて、令和元年、令和2年と整理に努めるようにというふうなことで監査のほうで指摘が入つ

ております。毎年継続的に整理することや回収整理の方策を具体的にできるよう指摘を受けているわけでございますけれども、このような状況を見受けた結果、なぜ、質問ですけれども、なぜ数年にわたり具体的な回収整理の方策ができていないのか、2番目に今後の具体的な取組はどうしているのか、そして3番目に具体策を作成しても機能しなくては意味がないと思いますので、機能させる方法というのを考えたほうがいいと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） ただいまの質疑に対する理事者の答弁を求めます。増田建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 植村議員の御質問にお答えをします。

まず、壱岐市債権管理条例では、市の債権には強制徴収債権と非強制徴収債権があり、強制徴収債権とは税金に代表されます強制徴収公債権にあたり、差押さえができます。非強制徴収債権には行政財産使用料などの非強制徴収公債権と私債権があり、これらは差押さえをすることができません。水道料や市営住宅使用料などは私債権になります。また、監査委員からの指摘の内容は、時効中断を的確に把握し徴収に努め、収入見込みのない者や徴収費用のほうが大きいものなどで、可能なものは不納欠損処理を行うなど、対応策策定のために、まず未納分類をすることというものでありました。なぜ数年にわたり、具体的な回収整理の方策ができていないのかについては、御指摘のとおり監査より指導助言をいただいておりますが、債権管理委員会の中で現年度分の収納率向上、次に滞納繰越分の回収と優先順位をつけて取り組むことを協議確認し、現年度分の徴収率向上から優先的に取り組んでおり、督促状、催告書の発送はもとより、電話催促及び臨戸訪問や夜間徴収の実施、14件の給水停止などを行っております。令和3年度末の未収金は、前年度に比べ508万2,960円減り、実施成果として現れています。また、民法改正により、時効が2年から5年に延長となりましたが、時効対策として債権の一部納付をしていただくことや、承認のために分納誓約書等の提出をいただいて時効の更新となるよう努めております。

一方、破産の免責決定を受けた者については、不納欠損処理を行っており、令和3年度においては3件、28万7,920円の不納欠損処理を実施しました。

次に、今後の取組はどうするのかにつきましては、これまで同様未収金対策に加え、債権整理として島外転出者で少額滞納者について、債権管理条例に基づき債権放棄からの不納欠損処理を行うため整理を実施中であり、最後に、具体策を作成しても機能しなくては意味がない、機能させる方策も考えたほうがいいと考えるが見解はにつきましては、債権管理委員会に提出した収納目標を実効性あるものにするため、現在も実施している給水停止、電話催促及び夜間徴収等の対策を強化するとともに、さらなる債権整理につきましても、税務課債権管理班と共同し継続して実施していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 御説明いただきまして、おおむね分かったんですけども、結局、努力をしてありまして結果も出ているということは理解できました。そして、職員さんも夜間回収等されてあるということでやられているのも分かりました。そしてお支払いされている方も大変な方がいらっしゃるしまして、全員がすんなりと払っていただける状態じゃないということも分かっております。今の答弁の中で分からないのが、このままいきますとその監査で指摘されているリストを作ることについての話なんですけども、リストは今ないという状態なのか、ちょっとは作っているのか、それで指摘を受けているリストがあれば何とかなるのかというところが、全くちょっと解決するのかどうかですね、この状態でいけば、また来年もリストを作れと言われて、リストを作りきれないと、また指摘を受けるという話になると思いますので、どうすれば、解決する方法として努力しているのは分かるんですね。分かるので、事務手続上の仕事の問題として、債権のその分類をしてリストを作るといことはやっているのかと、可能なのか、それは来年指摘を受けないようにできるのか、来年も指摘を受けないようにできるのかということをお教えいただきたいということですね。

○議長（豊坂 敏文君） 増田建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 御質問にお答えをします。

現在、不納欠損処理をするために、破産手続が完了している方、それから島外で少額の未納者、それから死亡後相続人が不在のもの、それから相続人がいて請求ができるものについての債権分類リストを作成中です。ただ監査から指摘されているような十分完成したものではないということになります。で、この分につきましては、今現在もう取組中でございますので、今しばらくお時間をいただきたいと思います。

その結果、監査からは、来年も指摘を受けないかどうかについては明確な回答は、今のところできませんので。受けないように十分努力をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。来年指摘を受けないように努めるということでございますので、よろしく願いいたします。

それと、水道料金につきましては、水道料の改定というのも考えていらっしゃると思いますので、この解決、指摘を受けている状態で、水道料を変えますよと言ったところで、説得力がなくなってくると思うんですね。事務の処理としまして、扱いとして、誰もが納得して水道料払えるような状態になるように努めていただきたいと思います。指摘をして終わります。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、通告による質疑を終わります。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで認定第2号外6件の質疑を終わります。

以上で議案に対する質疑を終わります。

これより委員会付託を行います。

議案第38号から議案第41号まで及び議案第43号から議案第48号まで並びに認定第2号から認定第8号まで17件をタブレットに配信しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。議案第42号は議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号については議長を除く14名で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託して審議することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を予算特別委員に選任することに決定しました。

今定例会における予算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、産業建設常任委員の中からとし、委員長に中田恭一議員、副委員長に武原由里子議員と決定いたしましたので報告をいたします。

お諮りします。認定第1号は、議長を除く14名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号については議長を除く14名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長を除く14名を指名したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。したがって、議長を除く14名を決算特別委員に選任することに決定いたしました。今定例会における決算特別委員会の正副委員長につきましては、議会運営委員会で協議し、総務文教厚生常任委員の中からとし、委員長に清水修議員、副委

員長に植村圭司議員と決定いたしましたので報告をいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月13日月曜日午前10時から開きます。

なお、13日、14日、15日の3日間は一般質問となっており、計10名の議員が登壇する予定で、壱岐市ケーブルテレビ、壱岐エフエムにて生中継いたします。市民の皆さんにおかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いをいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時44分散会

令和4年 岐阜市議会定例会 9月 議会 議 録 (第3日)

議事日程 (第3号)

令和4年9月13日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 15番 土谷 勇二 議員
8番 清水 修 議員
6番 山川 忠久 議員
5番 中原 正博 議員
-

本日の会議に付した事件
(議事日程第3号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 森 俊介君 | 2番 樋口伊久磨君 |
| 3番 武原由里子君 | 4番 山口 欽秀君 |
| 5番 中原 正博君 | 6番 山川 忠久君 |
| 7番 植村 圭司君 | 8番 清水 修君 |
| 9番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |
-

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

- 事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君
-

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。沓岐新聞社ほか1名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。民間事業者、社会福祉法人北串会でございますけれども、による認定こども園施設整備事業について御報告をいたします。

この件につきましては、令和4年6月会議において、予算の議決を頂き、認定こども園の設置認可事務を進めておりましたが、昨日、9月12日、社会福祉法人北串会理事長中路秀彦氏がお見えになり、事業を延期することが理事会で決定されたと申出ありました。急を要する事案であることから報告に来たが、後日、正式文書により通知するとのことでありました。議会皆様には文書が提出され次第、改めて今後の対応を含め、御報告を申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、15番、土谷勇二議員の登壇をお願いします。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 登壇〕

○議員（15番 土谷 勇二君） 皆さん、おはようございます。9月議会一般質問初日、今回は

10名の登壇者で、本日運よく1番を引き当てました。よろしく願いをいたしたいと思います。

質問に入ります前に、かんがい対策事業では、普通できなかったボーリング、水路等の整備ができたと農業の人から喜ばれております。干ばつで大変ではございましたが、やっぱりやれないところがあったというのはよかったなと思っております。今年も梅雨時期は猛暑と干ばつ、収穫時期は大雨、長雨と続いて、あまりいい年ではなかったですけど、干ばつの年ほどよく取れると言われております。また台風も11号でも影響はなかったですけど、これによって遅ものの米のウンカなんかが発生したらやはりもう打撃を受けるのではないかと思っております。私も少しですが米を作っております。掛け干し米で一生懸命頑張っておりますので、ウンカとか来ないように祈るところでございます。

それでは、通告に従いまして、15番、土谷勇二が一般質問をさせていただきます。

今回は大きく2点、壱岐市公共施設等総合管理計画についてと自治体DX、デジタルトランスフォーメーションの推進についてお尋ねをいたします。

まず、公共施設総合管理計画についてお尋ねをいたします。

公共施設について、全国の地方自治においても老朽化は進み、施設の更新時期を迎えております。今後、巨額の更新費用や修繕費、集中して発生することが予想されております。しかし地方における財政状況は大変厳しく、歳入では、人口減少など税収の減少。一方、歳出は高齢化による社会保障費の増大に伴う扶助費の増加を見込まれており、今後全ての公共施設を維持していく財源の確保は大変厳しい状況だと思っております。

また、人口減少問題や少子高齢化によって人口や年齢構成の変化に伴い、施設の利用状況に施設機能の変化への対応が考えられ、災害時の避難所の検討や、合併して20年、施設全体の適正な公共施設にして統廃合を考えていく必要性が出てきていると思っております。

私たち壱岐市も他の自治体同様に、社会環境の変化や地域特性に応じ、適正な公共サービスの提供と安定した財政運営をしていく上で、市が保有する公共施設の把握をし、計画的な維持管理や長寿命化を図ることによって財政負担の平準化、安全で安心で持続的な施設サービスの提供、こうした背景を踏まえ、総務省からの通達で公共施設個別施設計画や公共施設等総合管理計画ができたと聞いております。この管理計画は、基本的な考え方、また基本方針、そしてそれを踏まえた施設計画の方向性の部分を定めてあると思えます。通告に書いておりますとおり、平成29年3月策定、令和4年3月改定、壱岐市公共施設等総合管理計画は高度成長期に整備された多くの公共施設について、このまま維持した場合、膨大な費用が必要となり、財政負担の圧迫が危惧されると考えられます。人口減少、市税の伸び悩み、地方交付税の減収と厳しい財政状況は続くのが現状です。公共施設の全体像を把握し、長期的視点を持って公共施設の更新、統廃合、耐震、長寿命化を計画的に行うことにより、財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設の適切な

配置を目的にこの計画は作成されております。平成24年より学校施設、平成30年より行政庁舎などの施設の耐震が始まり、学校施設は平成27年、全庁舎も令和2年2月に完了しております。令和3年3月に壱岐市公共施設個別施設計画もできており、壱岐市公共施設等総合管理計画、施設ごとの管理に関する基本的な取組方針が定めてあります。公共施設の更新、複合化、統廃合、長寿命化の計画及び長期的に安定した公共サービスの提供と壱岐市の強靱化につながっているのかお尋ねをいたします。

1 番目に、維持する施設の優先順位づけについてのお考えを伺います。

2 番目に、更新時期を迎えた学校施設、4 庁舎についてのお考えをお伺いします。

3 番目に、売却や廃止、撤廃の方針について、お伺いいたします。

4 番目に、壱岐市公共施設等総合管理計画を管理する、実行するなどの体制をどうするのか、お伺いをいたします。

以上4点、よろしくお願ひいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。15番、土谷議員の御質問にお答えをいたします。

なお、質問の中の②の質問のうち、学校施設の考え方については、この後、教育次長のほうからお答えをさせていただきます。

まず、①の維持する施設の優先順位づけの考え方についての質問でございますが、議員御質問のとおり、壱岐市では公共施設等の全体像を把握し、財政負担の軽減や平準化を図り、公共施設等の最適配置を実現するため、壱岐市公共施設等総合管理計画を基本計画として、公共施設等の数、延べ床面積等やトータルコストの縮減、平準化に関する数値目標を掲げ、施設ごとの具体的な方向性と実施事項を定めた個別施設計画を令和3年3月に取りまとめしております。

この計画の主な内容といたしましては、対象施設を施設の特性に応じて10分類に整理し、施設ごとに施設概要、短期的方針、中期的方針を示しております。

対象となる全355施設のうち、約220施設を維持することとしておりまして、そのほか統合や改修、機能変更等もございますので、少なくとも250から300の施設を将来にわたり保有することになると予定をしております。

維持する施設の優先順位につきましては、市民皆様の地域コミュニティの維持、活性化など持続可能な市民サービスを提供できることを考慮しながら、施設の維持管理コスト等の縮減を図ることを観点に各所属部署において判断して計画を掲げているところでございます。これらを踏まえ真に必要な公共施設を安全に保有し続けることができる運営体制の確立に努めてまいりたい

と考えております。

次に、②の質問のうち、4庁舎の考え方についてお答えをいたします。

壱岐市庁舎につきましては、平成27年4月26日に行われました庁舎建設に関する住民投票の投票結果を受けまして、新庁舎の建設は行わず、現在の4庁舎を改修して活用することを決定し、この各庁舎の耐震改修工事は壱岐市役所庁舎耐震改修基本計画に基づき、合併特例債の活用期限を考慮して実施をいたしまして、令和元年度までに4庁舎全ての工事が完了したところでございます。

しかしながら、耐震改修は完了しましたものの、建物の耐用年数が延びるということではないことから、いずれ庁舎整備に係る検討を行わなければならない時期がやっけてまいります。壱岐市公共施設個別施設計画では、その方向性は統合と位置づけており、その時点において人口の状況、人口の分布、年齢構成など十分考慮した上で庁舎の整備について議論を行うことになるものと考えております。その際、特に大きな課題となりますのが、財源の問題であります。今後、合併特例債などの制度が見込まれない中で一般財源による庁舎整備に対する財源の確保は、極めて厳しく、基金の積立てを行っていくことが一つの有効な手段であり、各年度の財政状況によって積立てを実施しているところでございます。

次に、③の質問、売却や廃止、撤廃の方針についてお答えをいたします。

公共施設等総合管理計画におきましては、公共施設の保有総量の抑制と圧縮を図り、施設の統廃合や供用廃止による維持管理費を削減することを掲げておりまして、遊休施設等におきましては、民間事業者等へ積極的に売却を図ることとしております。

個別施設計画におきましては、廃止・閉館が19施設、解体が28施設となっておりますので、その方針に基づきまして、関係者皆様に十分な説明を行いながら進めてまいりたいと考えております。

次に、④壱岐市公共施設等総合管理計画を管理実行するなどの体制についての質問にお答えをいたします。

現在、個別の進捗につきましては、令和3年に策定をいたしました公共施設個別施設計画の今後10年間の管理計画に基づき、各施設所管課で鋭意、取り組んでいるところでございます。

本計画を管理実行する体制につきましては、平成27年度に設置しております壱岐市戦略的行政財政マネジメント推進会議を推進母体として、下部組織の位置づけで、仮称でございますが、公共施設個別計画施設計画推進部会を置いて、公共施設個別計画全体の進行管理を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） おはようございます。私のほうから学校施設につきましてお答えをいたします。

学校施設につきましては、小学校、中学校ともに耐震診断を実施し、基準を満たしていない校舎13校、体育館9校の耐震改修工事を平成24年度から27年度にかけて実施しました。

また、耐震基準を満たしていた学校についても、外壁の劣化や雨漏り等が発生している施設もありますので、外壁及び屋根等の改修工事を計画的に進め、今年度で全ての学校の改修工事が完了する予定です。これらの工事を行ったことで耐震強化をはじめ、施設の長寿命化が実施できているものと考えています。

壱岐市公共施設個別施設画では、学校施設については、小学校18校、中学校4校の全ての学校を維持するとしておりますので、今後も改修工事を実施しながら、維持、継続利用に努めていきます。

学校は、子供たちが日常的に利用する施設になりますので、改修工事では児童生徒の安全面の確保ができないと判断した場合には、施設の更新、新たに建築することも必要になります。更新を検討する上では、壱岐市公共施設等総合管理計画に基づき、人口の推移や地域の状況等を踏まえ、適切な施設量の保持についても検討する必要があると考えております。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。優先順位はやっぱり市民のサービス低下が起きないように、またコミュニティーあたりの特に医療施設とか学校施設あたりが優先されるべきと思いますので、そのところはよろしく願いをいたしたいと思います。

2番目の更新時期を迎えた、答弁が反対になりますけど、小学校ですね。盈科小学校あたりは今年で築65年、郷ノ浦中学校は61年、石田中学校でも築58年など、耐震工事が終了しておりますが、長寿命化もしてあるとは聞いておりますが、個別的計画でもほとんどの学校が2030年、令和12年ですね、日常的に点検、維持、保全に努める。また中期的方針では、必要に応じ、長期的な視点での改修更新も検討するとなっておりますが、盈科小学校は2030年になりますと築73年ですね。郷ノ浦中学校でも築69年。ほかの学校も60年を超すようになります。外観は耐震長寿命で一応修理はしてあると思いますが、コンクリートは何年もつかは分かりませんが、ネットあたりで調べますとRC構造で一応減価償却の47年と書いてあり、また総合管理計画の中では65年とたしか書いてあったと思います。先日の下関市、倉庫、1970年

築ですね。これ52年の、耐震はしていなかったのでしょうかね、倒壊し、これによって命が奪われております。ある程度のコンクリートは傷んできていると言うたらあれですけど、やはり生徒あたりが運動したりいろいろするところですので、こういう事例もあるということはちょっと考えていただいてももらいたいと思っております。

それと、また次に4庁舎の件、先ほども言われました、中長期的の方針では一応、1か所に統合を図るようになって、書いてあります。やはり庁舎の分散化、市民サービスの低下や移動時間の短縮、改善をするためには、集約・統合は必ず必要だと考えております。それで耐震工事をしたばかり、基金もまだ少ないので、すぐとはなかなかいかない統合ではございますが、やはり何年にはやるという計画を立ててやっていただければと思っております。公共施設等管理計画は、基本的な方針と考えますが、これから実際、現実的に延命化を進める中で同じ時期に建設された施設が多く、建て替えの時期は一点に集中しないように、ある程度の間隔を空けて古い施設からやっていくべきだと考えております。壱岐市だけじゃなく、他の自治体も考えは一緒だと思っております。自主財源ができない中、他の自治体より早く取りかかるべきと考えますが、これについての考えを再度お尋ねします。

3番目に、売却・廃止の件ですが、施設総量が人口1万8,151人の計算で壱岐市の11.7平方メートルですかね、1人当たりの。これが国は3.9、県が5.8平方メートルの計画になっております。これはやっぱり壱岐市の場合は県から見ても結構、田舎ほど大きいと思うとですけど、これを削減してサービスにつなげていただきたいと思います。少子高齢化が進めば施設全体も少しずつ減ってはいくと思うとですけど、解体、いろいろ費用がかかりますが、統合・廃止などについていくべきと考えております。

4番目に、管理計画の実施する体制はということで、各所属部署ですかね、ここで管理をするということです。それと個別施設の個別管理計画ですか、推進部会での管理ということですが、やはり部署をまたいで管理はしてありますが、やはりある程度の施設でございます。みんな管理すると言うたらあれですけど、やっぱり保育園とかあえんともありますが、やはりこの施設はどうするちゅうとは、ずっと今の人たちが管理体制を十分把握しながら、単独じゃなくて全体を見るような形を取っていただければと思っております。

1番と3番と4番の答弁はよろしいですが、2番目にもし答弁ができましたら2番目の学校施設と庁舎についての答弁をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 土谷議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

順番が逆になるかもしれませんが、推進体制の管理の部分で各それぞれの担当部署でもその管理はするわけですけども、先ほど申し上げました壱岐市戦略的行政マネジメント推進会議

を母体とした、その下部組織でという御説明をさせていただきました。このマネジメント推進会議というのは全庁横断的な組織でございます、メンバー等につきましてもそれぞれ各部長等も入っております。ですから全体をここで把握をして、進捗、進行管理を図っていきたいという意味で先ほど御説明を申し上げております。

次に、庁舎の件につきましては、今回、個別計画の中では統合という形でしか表記しておりません。全施設におきましては、結局先ほど土谷議員が申されました、一時期にその整備、工事等が集中するのを避け、そしてまた財源的な確保をするために個別施設計画を10年スパンの中で示させていただいたというところをお願いをしたいと思います。特に庁舎につきましては、その基金の積立て方、そして財源の確保の中で並行しながら庁舎の統合についても改めてやっぱり協議をしていく必要があると思っております。ですから、個別計画の中では統合の方針というところだけ示させていただきましたし、時期が来ればまたそれを協議させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 土谷議員の庁舎の問題についてお答えいたしたいと思いますが、前回の住民投票、これは合併特例債を利用したいということで結果的に建てないという市民の方々の御意見だったわけですけれども、これについてはやはり時間が非常に短くて説明が不足していたんじゃないかという反省もいたしております。いずれにいたしましても、本庁舎、これはやっぱり必要なものでございます。土谷議員おっしゃるように、やはり時間をかけて、そしてどういう有利な建設資金ができるのか、そういったこと等々を十分議論しながら、おっしゃるようなある目標で計画を立ててやっていくべきだと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 学校施設についてでございます。

議員御指摘のように、年数かなり経過している建物もございます。今、先ほど申しましたように、改修工事等を実施しながら、維持、継続利用に努めているところでございますけれども、今後そのような形で進めていくわけですが、躯体がもし強度がもうもたない、改修工事ではもたないということになれば、改築なり、新築なりというふうになろうかと思っております。その際には地域の実情、人口の推移等も見極めながらやっていきたいと考えております。

それから、時期的に同じ時期になるんじゃないかというようなところもございまして、その辺も財政面と計画的にやっていきたいと思っておりますが、まずは改修工事で維持管理に努めていきたいと考えておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） ありがとうございます。

やらなければならないのは、やはり計画は示してありますが、今の僕たちとか皆さんたちのように、今の時代の人が5年、10年後を考えていかんと絶対に、前の庁舎建設のときでも反対する人は次の庁舎を建てるとはそのときの人が考えればよかったと言わずとぼってん、それじゃ議員や何やしよる人は駄目と思うとですね。やっぱりトップに立つ人は5年後、10年後にどうしたらいいか。そのときまた計画しよればそれから5年、10年たつ。そうじゃなくて今のうちにやっていかなければならないのではないかと考えております。新しくはなりません。古くなる一方でございますので、やはりこの壱岐市の公共施設等総合管理計画を生かして、それに現実的に応じた体制をつくっていくべきと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

これで1番目の質問を終わりたいと思います。本当は、1番目の質問の最後に言いたかったとは、大谷に郷ノ浦中学校をつくって、盈科小学校を郷中の跡につくって、盈科小学校の跡に新庁舎をつくれれば、年数的にも場所的にも仮校舎を建てなくてできる。それと市の土地であるのでそれを全部買わなくてもできるということをちょっと言いたかったとですけど、なかなか思うように言えませんでした。参考にしていただければと思っております。

これで1番目の質問を終わります。

続きまして、2番目の質問に移ります。

自治体DX推進についての、国はデジタル基盤の整備を進め、地方の生活利便性を高めるため、デジタル田園都市国家構想を基本方針を公表しました。デジタル実装を通じて地方の抱える課題を解決し、誰一人取り残されず全てのデジタル化のメリットを享受できる、心豊かな暮らしを実現する構想であります。デジタルを全面的に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ都市部に負けない生産性、利便性を兼ね備え、心豊かな暮らしと維持可能な環境、社会経済を目指すとしてあります。壱岐市も昨年4月、DX推進も担当部署、企画振興部情報管理課を新たに設置し、壱岐市デジタル化推進本部を立ち上げ、壱岐市デジタル推進方針を策定し、取組をしてあります。県にも人材等を要望をしてあります。そこで、進捗状況とデジタル化推進方針をお尋ねをいたします。

1番目に、デジタル化の基盤であるマイナンバーカードの普及率と現状、今後の取組について。

2番目に、光ファイバー高速インターネットを利用したセキュリティー対策を行い、Wi-Fiの整備をさらに行うべきと考えますが、現在本市の整備状況と今後の方針を、お尋ねします。

3番目に、行政手続のオンライン化についての考えをお尋ねをします。

4番目に、デジタル人材の確保、育成についてもお尋ねいたします。

5番目に、高齢者、女性、障害者等への配慮、誰一人取り残さないための取組について、お尋ねをします。

よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。15番、土谷議員の御質問にお答えいたします。

私のほうからは、1番目と3番目の質問についてお答えいたします。

2番目、4番目、5番目については、企画振興部からお答えをいたします。

まず、1つ目のマイナンバーカードの普及促進と現状と今後の取組についてでございますが、マイナンバーカードの老岐市における現在の交付率につきましては、8月21日現在で1万2,946枚、50.8%の交付率となっております。長崎県全体での交付率は45.7%となっており、県内21市町の中では5番目に高い交付率となっております。

本市の申請促進策としましては、行政報告にもありますように、広報紙、自治公民館への回覧等による広報の強化、写真無料撮影サービス、9月中の毎週木曜日の平日時間外窓口の開設、来年3月まで月2回の休日臨時窓口の開設による交付率の向上等に取り組んでおり、今後は出張申請等も計画をしております。休日窓口開設につきましては、令和2年度107名、令和3年度132名、今年度は既に47名の方の来庁がっております。平日時間外窓口の開設でも4日間で82名の来庁がっており、平日に仕事、学校等で市役所の開庁時間内に来庁が困難な方々に多く御利用いただけていると思っております。

また、総務省からの受託事業として、携帯ショップでの申請サポート事業もスタートしており、本市でも1か月余りの期間で77件の申請がっております。

また、国においては、マイナポイント事業が実施されております。この事業については、総務部が所管をしておりますが、本年1月から第2弾のマイナポイント事業が始まり、これまで同様、新たにマイナンバーカードを取得した方に最大5,000円分、またカードを健康保険証として利用登録した方に7,500円分、カードを公的給付金の受取口座に登録をした方に7,500円分のポイントが付与される制度となっております。この事業の対象となるのは、マイナンバーカードを本年9月末までに申請をされた方で、令和5年2月末までにポイント事業に申込みをされた方となっており、今後、多くの市民の方がマイナンバーカードの交付申請を行われるものと考えております。

なお、ポイント事業の申込みについては、マイナンバーカードが届いてから御自身で行っていただく必要がありますが、支援が必要な方については、各庁舎において手続の支援を行っておりますので、何かございましたら御相談を頂ければと思っております。

市民皆様にはマイナンバーカードの積極的な取得につきまして、よろしくお願いをいたします。

次に、3番目の行政手続のオンライン化についての考えはという御質問でございます。

まず、現在、本市では行政におけるデジタル化、DX、デジタルトランスフォーメーション推進の取組を強力に進めております。DX推進に当たっては、国が示しますように、住民サービスの利便性向上や業務の効率化を図ること等が求められており、本市ではその取組の一環として、本年4月、行政手続における押印の見直しを行いました。押印廃止の関係条例等の改正が整備できたことにより、今後、行政手続のオンライン化が本格的に進んでいくものと考えております。

一方で、先ほどの御質問にありましたが、国においてはマイナンバーカードについて令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡ることを目指しており、今後、全国において普及が進むものと考えております。議員御指摘の行政手続のオンライン化については、現在、マイナンバーカードの取得により、マイナポータル内のぴったりサービスで妊娠の届出や保育施設等の利用申込み、児童手当等の現況届など、16種類の申請手続及び健康、医療、税、年金、福祉、介護など27種類の情報照会ができるようになっております。また、来年2月からは引越しワンストップサービスが全国一斉に開始される予定でございます。

マイナンバーカードの国の制度の活用につきましては、総務省のマイナンバーカード利活用推進ロードマップによりますと、利用範囲の拡大としまして、身分証等としての利用、行政サービス及び民間サービスにおける利用、マイナポータルの利用の向上としまして、マイナンバーカードを使い、本人情報の確認や官民のオンラインサービスがワンストップで利用可能となるほか、アクセス手段の多様化などを推進するとされております。壱岐市においても、国や県、他市の動向も注視をしながら、国の制度に対してどういった形で取組ができるのか、サービスの構築が必要な場合、その費用対効果など財源措置等も検証しながら取組を検討してまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中上企画振興部長。

〔企画振興部長（中上 良二君） 登壇〕

○企画振興部長（中上 良二君） 私のほうから、2番目、4番目、5番目について御説明をさせていただきます。

まず、2番目のWi-Fi整備の本市の整備状況と今後の方針についてでございます。

現在、本市の光ファイバー高速インターネットを利用した公共のWi-Fi施設は、平成27年度に国の補助事業により整備をいたしております。観光・防災Wi-Fi整備施設が22か所、各施設所管課が整備・管理をしているフリースポットが11か所ございまして、計33か所、市が管理をいたしております。

また、民間施設でフリースポットとして登録されている施設が60か所ございますので、合わ

せますと市内93か所の施設で自由にWi-Fiが利用できる環境となっております。

なお、観光・防災Wi-Fi整備施設の22か所につきましては、土谷議員御指摘のとおり、セキュリティ対策を重視し、令和3年度、本年度の2か年で整備の更新を実施いたしております。

また、今後の整備の方針でございますが、状況に応じまして、各施設所管課と調整の上、設置を推進をしております。

次に、4番目のデジタル人材の確保及び育成についてでございます。

国の自治体DX推進計画の中で自治体の外部人材を確保するための支援策として地域情報化アドバイザー派遣制度や、県においては情報戦略アドバイザーによる市町の支援プログラムがございます。現在、本市のDXアドバイザーとしてSDGs未来課に株式会社リクルートから、壱岐なみらい研究所担当として派遣勤務してある中村主幹に協力を頂きながら、デジタル本庁舎構想として情報コミュニケーションツール、Slackを活用し、職員の情報共有スピードの向上や、業務の無駄の洗い出し、部署を越えた協力による行政サービスの効率化など、現在の本庁舎分散方式による弊害等の解決を図るため、さながら一緒に庁舎で業務を行うかのような、さらにそれ以上の効率化等を図るための取組を進めており、全職員を対象としたSlackという情報コミュニケーションツールの勉強会や自治体DX推進に関する研修会への参加など、現在、職員が一丸となってDXに取り組んでいるところでございます。

先日の台風11号の接近に伴い、情報共有手段としてSlackを利用いたしました。現地対応する職員からの避難情報や災害情報など、避難所開設から閉所までの状況が全職員に共有できたことで、対応職員のみならず、待機職員にも次の行動の準備に役立つなど、デジタル活用の有効性を再確認したところでございます。土谷議員御指摘のとおり、DX推進はデジタルを全面的に活用し、地域の個性と豊かさを生かしつつ、都市部に負けない生産性、利便性も兼ね備え、心豊かな暮らしと持続可能な環境、社会、経済を目指すものでございまして、市全体で取り組んでいるところでございます。

また、DXの推進は、単に行政手続をデジタル化するためシステムを導入するものではなく、職員の意識改革、業務改革により、市民サービスをより便利に、行政運営をより効果的に、地域社会をより元気にするための取組と考えておりますので、引き続き本市のDXアドバイザーや国県の支援も頂きながら、職員研修を重ね、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化社会の実現に努めてまいります。

最後に、5番目の高齢者等の情報弱者に対する取組についてでございますが、大きく2つの取組について御説明をいたします。

高齢者の方々、障害者の方々などがスマートフォンなど様々なデジタル化について触れていた

だくことで、より豊かな生活を送ることができる可能性がある一方、自ら活用されることがなかなか難しいことも考えられ、そのことを十分に配慮しながらデジタル化については進めていく必要があると認識をいたしております。

まず、取組の1つ目が、デジタルを使っていただくためのスマートフォン教室の実施でございます。国のデジタル・ガバメント実行計画では、デジタルデバイド、いわゆる情報格差対策として、デジタル活用支援員制度を設け、全国でスマホ教室など実施をいたしております。昨年度、本市でもデジタル活用支援員と連携をいたしまして、4会場で14教室、延べ144人の方に教室や相談会に御参加を頂き、また3つのまちづくり協議会においても御参加いただくなど、好評を頂いております。今年度は同デジタル活用支援推進事業で携帯電話販売店での無料のスマホ教室の実施がされておまして、今後も情報格差対策として継続して実施していけるよう計画してまいります。

2つ目は、行政サービスの個人最適化の推進でございます。

これまで一様に行われてきた窓口での申請の手書きなど、利用者の視点に立ってデジタルによる電子申請を利用する方、マイナンバーカードの利用で書かなくてもよい申請書や申請補助員の配置など、申請者の多様性を考慮していくことで誰一人取り残さない、人に優しいサービスの提供ができるものと考えており、今後、DXを推進する上で十分配慮しながら業務改革を進めてまいります。

また、他の地域においては、まちづくり協議会等において、デジタル、LINE等を活用した高齢者等の方々が自ら参加される地域による見守り活動などの取組が行われている事例もございます。冒頭申し上げましたとおり、高齢者などの方々のデジタルの活用については、なかなか難しい場合も当然あるかと思いますが、ただいま申し上げました、見守る側のデジタルの活用によって、高齢者の方々などの安全、安心、そしてより豊かな生活を送れることにつながることも大いに考えられます。

いずれにいたしましても、地域と一体となったDXの推進が市民皆様の利便性を高め、誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化につながるものと考えておりますので、引き続き、新たな日常の原動力になるように取組を推進してまいります。

以上でございます。

〔企画振興部長（中上 良二君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 土谷議員。

○議員（15番 土谷 勇二君） もう時間もなくなりましたが、令和2年の3月に一般質問をしましたときは、マイナンバーカード18.3%とお答えいただいていたのにもう50%を超えております。また、地方交付税も交付率によって普及向上が市の財政確保につながるというあれも

ありますので、そういうとを含めながら、早いうちの、100%はなかなか難しいでしょうが、都城市は86%やったですかね、何かそういうマイナンバーカードの普及率になっております。やはり行政サービスちゅうが休日とか平日でもやっぱり仕事で行けない、手続に行けない人はスマートフォンとか何とか行政サービスがもう大分できてきております。こういうとを、せっかくですから皆さんに推進をしながら、壱岐市住民のために少しでも役立てていただければと考えております。

いろいろお答えを頂きまして、ありがとうございました。

これで一般質問を終わります。

〔土谷 勇二議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、土谷勇二議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

午前10時52分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、8番、清水修議員の登壇をお願いします。

〔清水 修議員 一般質問席 登壇〕

○議員（8番 清水 修君） 皆さん、おはようございます。9月会議の一般質問1日目の2番目でございます。よろしくお願ひいたします。

初めに、市民の皆様がこの場をお借りすることは大変申し訳なく思うわけですが、私自身、いろんな御意見を聴きながら自分で言うべきだと思いましたので、まず初めにおわびを申し上げます。私は、8月22日、コロナ感染の陽性判定を受け、8月30日まで自宅療養をし、8月31日から日常活動に復帰しております。が、その間に大変に御迷惑をおかけしたことも心苦しく思う部分もあり、自分では常にマスク着用を心がけ、外での外食等は控え、気をつけていたと自負まではいきませんが、このような貴重な体験をすることになりました。少し前までは議員は公表するというような部分もあったわけですが、近日、そういう措置にはなっておりませんでしたので、しかしお声を聴くにはそういった、何で公表がないとというようなことも聞いたり当然いたしましたので、私はこのような機会に、恐縮ですけど、このように発言させていただいております。その間対応していただきました医療機関や議会事務局の皆様には大変感謝し、また関係各位の皆様、特に地元のまちづくり協議会の行事等に十分参加できなかつたり、9月初めに

3年ぶりの開催、ナイター陸上を計画をしておりましたけれども、小学生、中学生の皆さんにはやはりこのコロナ感染の状況を見て開催の中止を判断いたしましたので、そのことについても御期待を裏切ることになり、本当にこう心苦しい思いをしておりましたものですから、本当に御迷惑をかけて申し訳ありませんでした。

それでは、8番議員、清水修が通告に従い、大きく2点について質問をさせていただきます。

2つに絞ったのは、この期間に私なりにちょっとこう日頃の議員活動や皆様方のお声を聴いたり、研修の材料などから2つに絞ったわけですが、1つ目は、どうしてこのような対応になったのかという疑問から、防災対策についてです。2つ目は、療養期間のときにオンラインの研修で学んだ、コロナ感染の後遺症にもなる帯状疱疹の予防についてです。

台風や大雨災害、これは毎年起こるわけですから、市長様も防災対策には最優先で取り組んでいくと言われております。地域での避難所となる地区民センターの漏水対応について疑問に思ったことをお尋ねします。

今年は、梅雨時の雨が少なかったのに地区民センターの調理場では漏水が発生し、管理事務の職員の方は市役所総務課にその状況を連絡されています。なかなかそのときの対応が聞くところでは施設補修の予算がないのですぐには対応できませんと言われてとかだったようで、その管理事務をされている方は、何とかこの施設は大事だからという思いで自分の親しい地域の方に相談されたそうです。その方から私に、これで市は大丈夫なんですかねみたいな御相談がありました。それが7月6日に受けましたので、すぐにそのセンターの現場を見せていただき、総務課へ直行いたしました。いわく、漏水の原因を調べたいので雨漏りのしそうなところにコーキングをして様子を見てくださるとの対応状況を聞きました。その後どうなったかの連絡も聞かないので8月にも伺ったら、今は水道の止水栓を止めて様子を見ていますということで、まだその後具体的な補修はできないような状況を伺いました。そして、この質問を提出した後に担当の方から、この後御答弁あると思いますが、漏水の原因が分かりましたので、私が今こうやって質問をするときには、補修工事は終わっていますという報告を伺いました。それはもうしていただいているのだから何もとやかくどうのこうのではないんですけど、防災対策で一番必要なこの時期にどうして早急な対応をしていただけなかったのかなというのが一番の疑問に思ったところなんです。確かに予算がないということは市としては動きようがないというか、なかなか厳しいいろんな状況があるのは承知しているつもりですけれども、今後のこともありますので、先ほど公共施設の云々とかいうのもありましたし、本当にこれからはもう財政難の中でいろんな対応が迫られる市の財政状況になられるわけですが、やはりこの防災とか避難所の確保とか、その対応とかいうのは、一番備えておかなければいけないところだと思いますので、あえてお尋ねします。

それと別の方から関連の相談で、地域の避難所になっている施設でWi-Fiが使えないとこ

ろがあるように感じるが、避難のときは連絡体制が取れるかどうかは避難の方の十分な、一番大事な部分ですのでその辺の要望も一緒に、今後どうなるのか、現状はどうかという部分をお伺いするわけでございます。

避難所の防災対策について、よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 清水修議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

地区民センターは、地域住民のふだんの活動と避難所開設などで不可欠な施設であり、どうして早急な対応ができないのかとの御指摘でございます。

まず、今回の御質問の志原地区民センターの調理場における漏水修理の件について、職員から聞き取った範囲をここで申し上げさせていただきます。

補修予算がないとの返事であったというふうにお聞きを今いたしておりますが、これは調理場の床に水がたまっていたことから、地区事務所の職員が業者さんに連絡を行い、確認をしてもらったところ、原因が、屋上からなのか、そしてまた地中なのかすぐには分からないという回答を頂いたそうです。その報告を総務課の担当職員が受けた際に、突発的な大規模補修となると予算の確保が必要となるという意味で発言をしたということを確認をしました。また、応急措置として、屋上から雨水が浸透している場合を想定し、コーキング剤を購入して補修を行いました。状況の改善が見られなかったということです。その後、水道の止水栓を閉めたところ、状況が改善したとの報告を受けたために、既定予算のやりくりで優先的に水道の漏水修理を行うこととして、直ちに水道事業者に見積りを依頼し、期間がちょっとたっておりますけれども9月3日に修理を終えたところでございます。修理費用は9万5,700円でございます。

なお、発生から完了まで期間がかかっておりますが、このことは原因の究明並びにお盆を挟んでの依頼業者の仕事の都合などから時間を要したものであると聞いております。

一般的な考え方で申しますと、指定避難所の維持管理につきましては、避難所を開設するだけにとどまらず、その質の向上を前向きに取り組むことは避難住民の健康を守り、安全、安心を確保することの基礎でありますので、災害発生後に取り組むことは当然であります。発生前の平時からの庁内横断的な取組が欠かせないものと思っております。そうした考えの下に可能な範囲で対処をしているところでございますけれども、今回の志原地区民センター調理場の漏水への対応について御指摘を受けたことは非常に残念でありまして、総務課担当職員から事務所の職員、もしくは関係者への細やかな説明に不十分な点と誤解があったのではないかと感じております。議員のお話を聞きますと、そういうことじゃないかなと今ここで感じたところでございます。今後、そういうことがないように、十分に注意してまいりたいと思っております。

次に、地域の避難場所になっている施設でのWi-Fi対応はどの程度できるのか、今後進める計画はあるのかとの質問でございます。

現在、本市で整備いたしております公共のWi-Fi施設は、平成27年度に国の補助事業を活用した観光・防災Wi-Fi整備施設が22か所ございます。そして各施設所管課が整備管理をしているフリースポットが11か所ありまして、合計33か所で無償のサービスを提供させていただいております。避難場所でのWi-Fiの整備状況でございますが、先日の台風11号で避難場所となった17か所のうち郷ノ浦デイサービスセンター、そして筒城地区公民館、久喜地区住民センターの3か所につきましては、未整備でございます。

今後の整備につきましては、状況に応じて各施設所管課と調整の上、整備を推進してまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 今回の地区民センターでの漏水の件につきまして丁寧な時系列で御答弁いただき、納得をある程度といたしますか、できました。ただ、やはり結果的には9万5,700円の修理代で済んでいるわけですが、当初、なかなか当初の状況は大規模改修になるかもしれないというそういった最悪の事態も想定しながらのそういったやり取りではあつたらうとは思いますが、もう少しその部分を、例えば担当の方はその管理されている方が市の職員さんでありますから、わざわざ出向いてまで市の総務課から行く、行かない等云々はどうも当たらないかもしれませんが、やはり現場をよく見られて、業者に頼むとかそういうことではなくて、できるだけこういった場所は素早い対応ができるようなことでお願いをしておきたいと思っております。

Wi-Fi設備について3か所ということが聞きましたが、学校の体育館というのは整備は十分なんですかね。例えば私が先日ちょっと学校に用件があつて行ったときに学校は生徒さんたちが使うパソコンとか何とかの部分でのいろんなそういったWi-Fiとかいろんなセキュリティー関係はきちんとなっているけど、一般の方が来られたときはその設備は使えませんみたいにちょっと聞いたりしたものですから、少し学校の体育館が避難所になっているところはきちんと整備されているのかを再質問させていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 企画振興部長。

○企画振興部長（中上 良二君） 清水議員の御質問にお答えをいたしますが、観光・防災Wi-Fi等につきましては、企画振興部のほうで全般的な管理というか、対応をしておりますので、私のほうから御回答させていただきます。

学校の体育館につきましては、先ほど全体で観光・防災Wi-Fiにつきましては22か所、フリースポット11か所、計33か所ということで御説明をさせていただきました。学校の体育館につきましては、この中には含まれておりません。普通の体育館等でいきますと大谷体育館、また石田のスポーツセンター等々につきましては、対応させていただいておりますけれども、学校の体育館については対応はしておりませんので、今後、所管課と協議をし、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 学校の体育館の件についてでございますけれども、令和2年度のGIGAスクール構想によりまして、学校の体育館にも整備をしているところでございます。しかしながら、1人1台端末のGIGAスクールの構想にのみ使用するというところで、国のほうから、そういった災害のときでも避難場所になったりしていても目的外使用になるということで、現在のところは使用を認められていないところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 状況がきちんと把握できましたので、御答弁ありがとうございます。

先日、9月5日に避難所が今回の台風で開設されたと思います。その中で体育館が数か所入っていたり、括弧書きでしたからその辺が十分どういう開設状況だったのかというのは見て回ったりはしておりませんが、ちょっと学校の施設ということで少し気になりましたので再質問させていただきましたけれど、ぜひ今後、どんな大きな災害が来るやもしれませんので、そういった大人数の収容できる場所である学校体育館というのはとても大事な避難施設であろうかと考えます。ぜひ、いろんなクリアするための課題があるかとは思いますが、企画振興部長、そして教育次長様が言われましたように、できるだけそういった対応が住民の方ができられるようにしていただければと思いますので、よろしく願いいたしまして、次の質問に入らせていただきます。

2つ目の質問は、コロナ禍での健康な暮らしについてです。

これまではいろいろなニュースやネット情報などコロナ後の後遺症については、よそごとのように正直聞いていました。今回の貴重な体験、経験により、どうもすっきりと体調が戻らないなどと感じながら、そういった情報を目にするようになりました。その中で自宅療養中にオンライン研修、いわゆる50代からの帯状疱疹が増えている、その対応について帯状疱疹のワクチン接種助成を検討する自治体が増えているという学習をいたしましたので、まず2点、伺います。

1つ目は、このオンライン研修では、50代から60代にかけて带状疱疹の患者が増えてくると聞きました。そのとき、おっと待て、壱岐市内では50歳、60歳から上といったら大半の方々がそういった可能性を秘めるのではないかというふうに思いましたので、この件についてすぐにはできなくとも今後の検討課題にさせていただければという思いでさせていただきますが、まず壱岐市内のこの市を支える働き方の方々のその带状疱疹というのはどれくらいおられるのだろうかというような部分で、分かる範囲で結構でございます。

2点目は、この带状疱疹は実はほとんどの人たちが子供のときに接種した水ぼうそうのワクチンの菌が体内に潜み続け、体力が衰えると免疫力が低下してこの带状疱疹が発症するのだそうです。壱岐では「のび」と言われているそれだと思んですけども、私も忘れるほど前ですけども、この「のび」になった覚えがあり、周りの人から、そのぶつぶつが一周したら死ぬぞと冷やかされたりした記憶がよみがえってきました。コロナ感染者は6か月以内にこの带状疱疹を発症するリスクが2割程度高くなるという結果も紹介されていました。その後、希望すれば带状疱疹の予防としてワクチン接種をすれば9年くらい予防できるということも分かりました。まだ助成している自治体は少ないのですが、壱岐市を支える高齢者の健康な暮らしを守るための支援としてこの带状疱疹ワクチン接種への助成の検討はできないだろうかというお尋ねです。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 8番、清水議員の御質問にお答えをいたします。

本市の状況でございますが、まず初めに、带状疱疹は幼少期に感染し、神経に潜んでいる水ぼうそうのウイルスが活動を再開し、発症するとされており、このウイルスへのワクチンが平成26年から予防接種の定期接種に位置づけられ、幼児期に自己負担なしで接種することができるようになったところでございます。

また、幼児期のワクチン接種により、個人免疫を獲得できる一方、水ぼうそうの流行がなくなり、親世代以上の方が水ぼうそうの患者さんと接することによるブースター効果が得にくくなっており、清水議員御指摘のとおり、加齢や疲労、ストレスなどにより、50歳以上の方の感染が増加し、80歳までに約3人に1人が発症すると言われております。

加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症の発症やワクチン接種の副反応により、一時的に免疫力が弱まることやストレスなどにより発症する方が増加していることが予想されており、本市におきましても、これまでに数件のお問合せや御相談を受けております。しかし今のところ、感染症法に基づく感染症の位置づけはなく、壱岐保健所におきましても、インフルエンザや新型コロナウイルスのような発症数の把握はされていないところでございますが、発症者の約7割が

50歳以上と言われております。また、国の報告では60歳以上で罹患率は年間1,000人中10人、入院は約3.4%、50歳以上では約2割の方が神経損傷により皮膚疾患が治った後も数か月神経痛などの痛みが残る可能性や、合併症としまして、難聴、髄膜炎、脳炎などの報告もあっております。

次に、2項目めのワクチン接種への助成についてお答えをいたします。

ワクチンには、先ほど申し上げました生ワクチンの水ぼうそうワクチンと、平成30年に日本で承認され、令和2年度から流通しております不活化ワクチンの2種類があり、50歳以上の方への接種はいずれも任意接種に位置づけられ、費用は全額自己負担で、かかりつけ医への相談の上、接種が可能となっております。生ワクチンは8,000円から8,500円で、免疫力が弱まった方には接種ができないなど一部制限もありますが、不活化ワクチンにおきましては、2回接種が必要となり、安全性も高く、免疫力が弱った方への接種も可能となっております。しかしながら、1回当たり2万円から2万2,000円の費用を負担することから、自治体に一部助成を求める声も高まっております。

また、国におきましても数年前から、厚生科学審議会において論議が始まっており、令和4年8月4日の審議会におきまして、ワクチン接種に期待される効果や接種年齢などが論議されていることから、本市におきましても国の動きを把握し、高齢者へのインフルエンザや肺炎球菌のように定期接種と位置づけられましたら、速やかに費用の一部助成を検討してまいりたいと考えております。

なお、ワクチン接種に加え、ウイルスの増殖を抑制する抗ウイルス薬も流通しており、以前に比べ治療が容易になってきたと言われております。かゆみやしびれ、違和感があるなどの初期症状がある場合には、早めに医療機関に相談されることをお勧めいたします。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） 丁寧に御説明を2点にわたりしていただき、国の動向を見ながら助成に向けては検討を進めていく可能性も伺いましたので、ぜひ壱岐の大事な高齢者の方々を守るために、そしてこの帯状疱疹、のびは皆さん御存じで、ああ、そんぐらいよかったいとかいろいろ言って、自然に治るとか何とかという部分もあるのかもしれませんが、これはもうその人の体質とか免疫力の低下とか、やはりそれぞれの個別対応がある程度こういったワクチン接種で救っていけるのであれば、支えていけるのであれば、ぜひ利用ができるようにしていただきたいなと思います。

私も、近隣では太宰府市がこの4月から半額助成ということで条例を作成して、ワクチン接種

ができますよということをされている資料も頂きましたし、自分で調べてもみました。でも、先ほど言われましたように、数名の方からそういったお問合せや相談等のこともあっているという現状でもありますので、ぜひどこかの時点で、少人数分でも構いませんので、ぜひ予算化の検討をしていただければと思います。再度、その辺そのようなことが可能かどうか、先ほど大まかに伺いましたので、ぜひ御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） いいですか。崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 清水議員さんの再質問につきましてお答えをいたします。

先ほども申しあげましたように、定期接種へ向けまして審議会のほうで審議も進んでおり、新しい疾患に指定するか、しないかという議論も深まっているところでございますので、そういった状況も見ながら、それと長崎県内では今のところ、一部助成をしている自治体等はございませんけれども、福岡とかその辺の状況も把握しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（豊坂 敏文君） 清水議員。

○議員（8番 清水 修君） ありがとうございます。ちょっとくどかったかもしれませんが、ぜひこの帯状疱疹というのを、やっぱりこれ、なり出したらちょっとよくなかったかなと思っただらまたぶり返してというようなことも自分も経験しましたし、聞きますので、そうするとある意味、自己負担のいわゆる医療費というのも結構かかることにもなります。そういったことも医療費の節減といいますか、これだけあと50歳以上では3人に1人はかかる、統計的なものもあるということですから、少しでもワクチン接種ができるような体制が、国の動向と並行して市内でも取り組まれていかれるようなことに切に希望して、2点目の質問も終わらせていただきます。

少し時間がありますので、これは質問ではありません。一つの要望として、最後、防災対策の中での要望をさせていただきます。

それは、所得等が少ない方でいろんな災害、特に雷などが落ちたとき、いろんな電化製品、エアコンとかテレビとか冷蔵庫とか、そういったものが壊れて使えなくなる。普通だったら災害保険とかに加入してある程度の保障といいますか、そういったものは自分でできるわけですけども、保護を受けてある方とか、または福祉のいろんな手当を受けておられる方々等については、なかなかそこまで聞いてみると、例えばエアコンについても、古くなって取り替えるときはもう自己負担ですよというようなことも聞きましたし、なかなかいろんな面で厳しい部分もあるやに聞いております。本当に例えばそういった電化製品の保証を、普通買ったときは1年とか3年とか保証がついていますけれども、5年、10年使えばなかなかもう保証の対象外になり、そういった被害を受ければ、もうどうしようかと。何とか今、夏ももう終わりに近づいて、エアコンかれこれの面では大丈夫かもしれませんが、やはりいろんな形でそういった電化製品の部分での保険といいますか、何かそういった生活を支える部分の支援は何かないんですかというような要望や相

談も受けておりますので、今後、防災対策は施設的にはまた環境的には市がしっかり取り組まれて、地元のまち協や公民館やいろんな方々で支えていくということになります。各戸におきましてはそういったこともあり得るというようなことでの対応といたしますか、先ほどの漏水のこともやはり親身になって対応すると思えますか、連絡、報告、相談という部分をしっかり大事にさせていただきながら、今後の市政に生かしていただければと思ひまして、それをお願いして一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

〔清水 修議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、清水修議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで、暫時休憩をいたします。再開を13時といたします。

午前11時41分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、6番、山川忠久議員の登壇をお願いします。

〔山川 忠久議員 一般質問席 登壇〕

○議員（6番 山川 忠久君） それでは、午後からも一般質問よろしくお願ひいたします。6番、山川忠久が一般質問をさせていただきます。

まず、冒頭ちょっと周知を兼ねて一言申し上げておきたいことがあります。先ほど、12時に壱岐市の公式LINEから通知がありました。犬猫の不妊去勢手術費用の助成がありますということで告知をしていただいております。今年3月に一般質問で犬猫保護について質問させていただきました。その後、犬猫保護団体が壱岐市にも誕生しました。壱岐島わんにゃんお守り隊299ということで発足しております。

そのような活動を壱岐市がサポートしていただいているということで、大変喜ばしく思っておりますが、実は、9月20日から26日までが動物愛護週間となっております。それに合わせて団体のほうも周知を強化していこうということで進めておられておるわけですが、今、最新の広報いきについて、動物愛護週間について記述がなかったということで非常に残念がっておりますので、これから20日までまだひあいもありますし、何らかの形、ケーブルテレビやLINEのアカウントなどでも告知をしていただければと思っております。

この団体も春に発足をして、当初、心配していたとおり、モチベーションの維持とそれから金

銭面でもかなり苦勞しておりまして、その中でも、曲がりなりにも譲渡会を開催するなどして、地道に活動が続けておられます。

ありがたいことに、寄附、金品、様々な面でサポートもありますし、それから保護した犬や猫の写真を会員の皆さんで共有し合って、癒しを得て、それを活動のモチベーションにつなげているということもありますので、ぜひとも皆さん、壱岐市のほうでも強力なサポートをしていただいて、持続的な活動につながりますようお願いしておきたいと思います。

それでは、通告をしていた分の質問をさせていただきます。

まず1点目、私は、石田町に在住して、すぐ目の前の川があって、そこが特定外来生物オオフサモというのが繁殖をしております。いろいろと石田町内回ってみたところ、かなりの川で繁殖が広がっていることが確認できております。

2年前の集中豪雨の際には、土砂とともに、土砂と一緒に流されて、内海湾に流入して、船舶のスクリューに巻き付くなどの被害があったと伺っているところです。

また、このまま放置すれば、水質の悪化、そして、ほかの自治体の例では農地、田んぼに一面繁殖して、もう稲ができなかったというような例もあるそうです。こういったことを事前に防ぐためにも、初期段階での対応が必要と考えております。既に初期段階の状況ではないという感じにも見受けられますが、これ以上、被害が広がらないように、以下の質問をしたいと思います。

1つ目、壱岐市はオオフサモの分布について把握をされているのでしょうか、またその脅威についてどの程度の認識をお持ちなのか。

2つ目、県の振興局のほうでは、対象の河川における浚渫工事の計画があり、その準備も今進められているところです。工事によって、駆除ができるかということは、少し疑問に思っております。この点について認識をお尋ねします。

3つ目、これは、様々な部局にまたがる問題かと思いますが、部局を超えて、そして官民が協力し合って対処しないと、この根絶は難しいと考えておりますが、調査チームの立ち上げなどを検討していただけないかということについてお答えいただきたいと思います。

4つ目、これは、壱岐市民がこれを脅威と捉え、市のほうでもしっかりと対策を取れるように、市から適切に情報提供をしていただき、そして、市民からも自分の家の前の川にもそれらしきものがあるというような通報ができるような体制を整えるということも必要だと思っております。そうした環境整備についてお尋ねをいたします。

以上、4点について答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 山川忠久議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 6 番、山川忠久議員の特定外来生物のオオフサモについての御質問にお答えいたします。

オオフサモの存在については、農林課では昨年12月に石田町池田付近の大型圃場整備内に流れる河川において繁茂している情報をいただきました。当時、河川の中ということで、管理者である壱岐振興局建設課に連絡し、その後、河川の堆積土の除去工事において回収する旨をお聞きいたしていたところでございます。

これまで当該植物の存在については、農業への被害もお聞きしたことがなく、市内の分布状況については把握をいたしておりません。また、オオフサモの特徴についても、このたび初めて認識をいたしたところであります。

様々なデータからその特徴などを調べてみますと、オオフサモは水生植物で、南アメリカのアマゾン川が原産地となっており、水槽などでの鑑賞用として各地に移入され、日本などで侵略的外来種となっております。

オオフサモは多年草で、水面からの高さは20センチから30センチ、茎の全長は1メートルになり、耐寒性があり、湖沼、河川、池、水路、一部の休耕田に生育するとされています。比較的浅い水の中に群生し、種からではなく、地下にある茎から繁殖し、平成18年に特定外来生物に指定をされています。

農業用排水路に繁茂すると通水障害を引き起こしたり、ため池などでも維持、管理作業に影響を及ぼしたり、繁茂しすぎると水流を妨げ、水質悪化を招く恐れがあるとされています。

また、同じ生息環境の在来生物を駆逐してしまうなどの、生態系にも大きな影響を及ぼすとされていることから、非常にたちの悪い植物と認識したところでございます。

2番目の御質問の河川の浚渫工事によって駆除ができるか疑問であるとの御質問については、これまでの経過から申し上げますと、先ほどの答弁と一部重複いたしますが、昨年12月に河川に外来植物があるとの連絡が市の農林課へあり、その場所が2級河川であったことから河川管理者である壱岐振興局へ相談を行ったところ、当時、令和4年度に向けて堆積土の除去工事として予算化したいとの回答がありました。

その後、今年8月に、ただいま御質問をいただいております山川議員からも、農林課へオオフサモの相談があり、振興局へ確認したところ、現在、浚渫工事の発注が終わって、受注業者が決定したところであり、今後、地元の方と協議して、工事箇所を決定したいということで、地元の代表者を選出してもらいたいとのことございました。

振興局は、浚渫工事として対応するようになっておりますけれども、既にオオフサモの繁茂がかなり目立った状況となっており、この植物が地下茎であるがゆえ、根こそぎ駆除は厳しいのではないかと捉えております。

3番目の質問の、調査チームの立ち上げを検討していただけないかとの御質問でございます。

他市での事例として、大分県宇佐市の2級河川において、平成22年5月にオオフサモが繁茂しているとのことで、関係機関が協議し、県、市、地域との協働により一斉防除が実施されております。この防除に当たっては、地域在住の環境省環境カウンセラーが協力をされております。

大分県宇佐市へ一斉防除を実施されてから10年が経過しておりますので、現在の状況をお尋ねしたところ、平成22年度の一斉防除の効果があって、その後は大がかりな一斉防除は行ってないということで、現在は、地元の環境カウンセラーの協力のもと、環境保全団体が中心となって日常の点検や維持管理を行っているとのことでございました。

本市としましては、根絶に向けたどのような対策が講じられるか、環境、建設、農林といった関係部門の横の連携に加え、地元の土地改良区、生産組織、愛護団体などや国、県や専門機関などとの連携を図ってまいりたいと考えております。

次の4番目の御質問の、市からの適切な情報提供と市民からも通報しやすい環境整備が必要と考えるとの御質問でございますが、令和元年7月に長崎県が作成された外来種リストの中には、オオフサモに限らずほかにも特定外来生物等が市内に多く存在をいたしております。特定外来生物は、生態系や人の生命、身体、農林水産業への被害を及ぼす、または及ぼす恐れがあるため、それらの特定外来生物を市民皆様へどのような形で情報提供をさせていただくか、また、見かけた場合に直ちに通報いただくような仕組みづくりが、議員おっしゃる繁殖防止につながっていくのではないかと考えております。

そこで、環境省が定める外来種被害防止対策行動計画の中の、国、県、市町村、事業者、研究機関、国民等各主体の役割や行動指針に則って、情報の収集と提供のための基盤の構築に努めてまいります。そのためには、本市としましては、まずはオオフサモ等の外来生物について、土地改良区や水利組合等の農業団体や愛護団体、JA、農業共済組合等の関係機関との情報共有を図り、対策を検討するために、県や市内関係機関等を集めた連絡会の開催をお願いしてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） オオフサモを実際自分も、川に降りれるところがあって、ちょっと1本だけ確認したんですけども、大体僕の肩から指先ぐらいまであります。言われたとおり、水面から出ている分が肩から肘ぐらいまでかけて、そして肘から手首ぐらいまでが茎で手のひらが根の部分みたいな感じで、大体このマイクのここの部分が茎の太さと考えてもいいと思います。

これが、横たわっている状態で密集して生えていますので、かなり除去が難しく、それから、

部長が言われたとおり、根から2センチほどの根っこが残っていても再生するというので、かなりの労力が必要ということが分かっております。

県の事業で、振興局で浚渫等をされているということですが、振興局のほうでも対応にはちょっと苦慮されておりますので、やはり、そこは壱岐市のほうも振興局と連携を取り合ってやっていただきたいと思うんですが、業者さんのほうにもお話をお伺いしましたところ、浚渫工事というのはもう堆積した土砂のほうなので、その表面の草というのは、余り工事の対象には入っていないということですので、そうしたことが共有されていないと、業者さんのやり方によっては、根っこがまた下流のほうに流れていって、さらに繁殖が広がるといったことも考えられますので、ぜひその辺もしっかりと対処していただきたいと思っております。

調査チームについては、御提案したところ、宇佐市の事例を挙げていただき、そういったところで進めていきたいということでは、早急、建設課と農林課のほうで調査に起こしいただきまして、それが別々だったんですね、建設課は建設課で来られて、農林課は農林課で個別に調査をされていまして、やはりそこら辺は専門性を生かして、チームをつくって対処をしていくということが必要ではないかと思っておりますので、そういう感じで進めていただきたいと思っております。

また、情報提供と通報の仕組みですが、これも水利組合やいろいろ関係機関と連携を取って進めていくということでしたので、できれば、これも私がLINEアカウントの有効活用については、常に申し上げておりますけども、LINEアカウントで市民レポートというメニューがありまして、これは、いろんなことを写真に撮って送れますよという機能だと思いますけども、これが使える機能が、今のところ公園、観光施設、公衆トイレなどの破損とか、鳥獣被害、リスの被害とか、また動物の死骸がありますよという通報、そして光ケーブルの破損について、その3種類の通報の手段となっていますけども、こうした特定外来生物についても、まず特定外来生物がどのようなものが今、壱岐市に脅威としてあるかということ、写真付でしっかりと共有をしていただき、そして、もしかしたらこれはそれに該当するかもしれないといったことは、LINEで写真と場所を送信して通報できるような仕組みを、農協のほうであったりとか、水利組合のほうであったりとか、土地改良とかであったりとか、その会に集まっていたら、ぜひそういう通報の仕方を共有していただき、頒布の状況を確認しやすいように進めていっていただきたいと思っております。

再質問としてですけども、かなり繁殖が広がっておりまして、これはもう長いスパンで考えなければいけないほどの分布だと思っております。今、必要なのは、これ以上、広げないということが何よりも大切だと考えておりますので、その方策について何かあればお伺いしたいということと。

あと特定外来生物というのは、処理の仕方についても厳しく定められていると思いますので、そうしたところもやっぱり、先ほど言われたように、環境省などのアドバイスがないと進められないといったこともありますので、処理の仕方について、捨てる場所など、どのように考えていくのかということ。それと、先ほども申しあげました、写真と場所を送信して、分布状況を把握するということ。3つについて御解答をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山川議員の再質問についてお答えいたします。

先ほど、浚渫工事の関係ですけれども、それについては、やはり、これは、工事はオオフサモの対策ということではなく、やはり浚渫工事という対応でございますので、県の建設課さんのほうには、そういったオオフサモのところを優先していただくといったことや、気をつけて工事をさせていただくといったことを、こちらも連絡を入れさせていただこうかというふうに考えているところでございます。

それから、この市民からの通報については、議員おっしゃるような形の市民レポートとかで、公式LINEを使った、いわゆる情報収集といったことも、ぜひ必要だと思っております。

それから、また一方、いろんな団体さんを通じて写真を提示して、こういったものがないかというものを、まずは、特に詳しい土地改良区や水利組合さんをお願いをして、まずは情報収集をしていきたいというふうに考えております。

それから、また早い段階での対応ということが、やはり必要だというふうに考えております。それから、またそのためには、なかなか専門分野でございますので、この外来生物がどういった程度の対策が必要かといったことが、やはり我々でもまだ分からないので、そういったところは専門分野に、専門の方に来ていただきながら、県を通じてそういったところをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） この問題については、ほかの自治体の事例も調べると、行政任せではなく有志の市民による地道な活動が実を結んでいるということがありますので、私も地元の消防団の幹部にこのことについて相談をしました。河川の適切な管理も防災の一環だということ で理解を得まして、1月以上後にはなるかと思っておりますけれども、防災119のイベントのときに、試しに、試験的に範囲を絞って、どの程度の労力が必要なのかとか、どこを気をつければいいのかとかいうことを確認するために、消防団の活動としてやらせていただきたいということで考えております。

ぜひ、この活動の際には御案内をしますので、市のほうからも立ち会っていただいて助言など

をいただきたいと思っておりますが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 地元のそのような活動をいただくということは、本当にありがたいことでございます。そしてまた、我々も一緒に立ち会わせていただき、その対策と一緒にやっていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） そういうことで、よろしく願いいたします。また、ぜひこれは多くの人に知っていただきたいと思っておりますので、今日は報道機関の方もお見えですので、ぜひ取材に来ていただいて、写真なども撮っていただいて、広く市民のほうに知らせていただきたいと思っております。

では、2つ目の質問に移りたいと思っております。

6月に発生したクリーンセンターの火災は、原因の特定には至らなかったということですが、コロナ禍における生活様式や購買行動の変化、またリチウムイオン電池の普及など、複合的な原因により、職員の負担が増加していることも一つの要因ではないかと推察をしております。

壱岐市の分別のしおりは分かりやすく、カラーで丁寧に作り込まれているものの、ごみを持ち込む側からすると、それを参照することもなく、取りあえず持ち込めば職員が何とかしてくれるといった思いもあつたりして、現場でのやり取りがどうしてもお互いストレスを抱えたものになりがちであるということをお伺いしております。

LINE公式アカウントでごみの分別を検索できるサービスを開始する自治体が近年増えており、主に若い人や移住者が活用することで、分別の心理的なハードルを下げることによって、職員の負担を軽減して、そしてスマートフォンが使えない高齢者などへの対応をする、そういった余裕が生まれると考えております。

この導入について検討をいただけないかということについてお伺いします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 登壇〕

○保健環境部長（崎川 敏春君） 6番、山川議員の御質問にお答えをいたします。

分別のしおりにつきましては、一部の内容変更もあり、令和2年4月に保存版を作成し、市内全世帯への配付に加え、移住者や紛失された方など、新たにしおりを必要とされている方にも、環境衛生課や各支所窓口において配付を行っているところであり、壱岐市ホームページからも詳細な分別方法を確認することが可能となっております。

また、しおり以外にもまちづくり出前講座のメニューとして、申し込みに応じ、職員が分別方

法について詳しく説明をいたしているところでございます。

本来は、分別は持ち込む側が確認し、リサイクルステーションやクリーンセンターへ持ち込んでいただくことになっておりますが、分別がなされていない場合は、職員が説明し、指導を行っているところでございます。

しかしながら、山川議員御指摘のとおり、これまで少なからず、市民と職員の相互に負担になっていると考えると、御提案のとおり、これまでの周知方法に加え、既に約1,570名の方に御登録をいただいております壱岐市LINE公式アカウントを活用し、効率化を図り、必要な市民サービスにつなげることで、高齢者の方など要支援者への配慮など、利用者目線でのサービスの充実や本市のSDGsをさらに推進する上でも有効であると思われま。

以上のことから、市民の利便性を鑑み、先進地の事例も参考にしながら、今後、実施に向け、進めてまいります。

以上でございます。

〔保健環境部長（崎川 敏春君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） ごみ分別のチャットボットについて、前向きに検討していただくといいことだと思います。これについては、お隣の福岡市がかなり早くから導入をされていまして、移住者も多いことでしょうかから、かなり助かっておられる方がいらっしゃるように思っております。

今、自分の携帯で福岡市のLINEのアカウントを開いて、例えば、蛍光灯と入れると、それだけで燃えないゴミですということで返ってきます。袋からはみ出しても構いません。詳しくはこちらということで、リンクも提示してありますし、かなり使いやすくなっております。

御承知のこととは思いますが、福岡市は、ほかの自治体向けに、こうした自動で応答する文言のひな形を無償で提供されておりますので、こうした取組を進めていただければと思っております。

それから、一つ具体的な分別について、令和2年につくられたばかりで恐縮なんですけど、検討していただきたいと思っておりますけれども、小型家電について、これ使わなくなった携帯電話、ゲーム機とか、またあと、最近ではデジタル体温計の買い替えとかもたくさんあると思っておりますけれども、こういった小型家電については、ごみの分別について詳しく書かれているところがなくて、外側がプラスチックですので、ともすれば、燃えるごみに紛れさせても大丈夫かなとかという判断をされるかと思っておりますので、再利用できる金属類、これらはレアメタルなども含んでおりますので、こうしたことはリサイクルしていくということは必要ではないかと考えております。

この小型家電について、よく迷うのは充電ケーブルとかはどうして捨てていいのかなとかかって

いう、そういうこともありますので、そういったことも分別のしおりをアップデートしていただけないかなということでお伺いをしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 山川議員さんの再質問につきましてお答えをいたします。

6月14日のクリーンセンターの火災を受けまして、その後、各世帯各戸配付という形で、小型家電及びリチウム電池等の分別につきまして、写真もつけさせていただいたかと思いますが、チラシを作成し、回らせていただいたところでございます。

今後、しおりにつきましても、そういった内容を新たに追加をしながら充実をさせていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山川議員。

○議員（6番 山川 忠久君） すみません、その告知については失念をしておりました。そういうことで進めていただければと思っております。

今回、このごみの分別について取り上げたのは、ごみの収集作業に従事している職員の方が、何かお話を伺ったんですけども、暑さや寒さとか悪臭とか、危険を顧みず働いている職員の皆様が、それだけでも大変なのに、ごみを持ち込みをされる人の感情にもよりそわないといけないという、かなり過酷な状況に置かれているということを感じたからでありまして、なかなかそういったことも打ち明けにくいというか、こっちはお願いする立場なのでという姿勢でいらっしゃいますので、そうした職員の働きやすい環境づくりを考えても、これからは大切なことだと考えておりますので、今回の質問をさせていただきました。

ごみのことに限らず、これから行政全般にわたって、DXの推進というのはもちろん大切なことで、ぜひとも推進していただきたいと思っておりますけど、その一方で、御高齢の方がそれに取り残されないようにするというのももちろん大切ですし、職員の事務的な作業が減る分、今度は市民とどうコミュニケーションを取っていくかということが、職員の仕事の大きな比重を占めてくるという予測もありますので、人の感情に寄り添うということは、その分、本人の心にかかってくる負担も大きいと考えております。

少しテーマをはずれる話ですので、答弁を求めるわけではありませんけども、職員のメンタルヘルスについても一層の配慮をお願いしたいということで考えております。

そういうことで、まとめますと、まずごみの分別については、少しでも市民の皆様の疑問や不安を取り除いて、解消していただいて、その上に4Rという考え方があるということで、これからごみの問題についても取り組んでいただきたいと思いますと思っております。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔山川 忠久議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、山川忠久議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、5番、中原正博議員の登壇をお願いします。

〔中原 正博議員 一般質問席 登壇〕

○議員（5番 中原 正博君） 本日、最後の登壇となります。よろしく願いをいたします。

まず、コロナのほうも最近、少し全国的にも島内でも落ち着きを見せているように思われます。7月、8月には、先ほど清水議員もおっしゃったように、感染対策はしているのに、どこで誰が感染してもおかしくないような状況でありました。私も今、感染はしておりませんが、3回濃厚接触者になりました。家族が2回、そして友人が1回、連続ではありませんが、19日も家にじっとしているということは、本当にどうもないのにつらいなと思いました。

それで、感染してある方は10日間ということで、本当につらい目に遭っておられるんだなと思っております。今現在、感染されている方の早期の回復を願っております。

質問をする前に、私も濃厚接触で暇なときにいろいろインターネットを見ておりますと、いろいろ病院の先生とかブログに書いてありまして、うその報道ちゅうか、あっているということで、これは病院の名前も出ているのでうそはおっしゃっていないと思っておりますので、この方の書いてあるのを読ませていただきたいと思っております。

「新型コロナ陽性者イコール感染者ではないということで、連日、ニュースで伝えられる新型コロナウイルス情報について、いつも気になることがあります。メディアによって陽性者と感染者が混同されて使用されていることです。ニュース等で新規感染者数として示される数字、実は厚生労働省や東京都のホームページでは、陽性者として公表されている数字です。陽性者の中には、無症状の方も大勢います。この方々は、厳密にいうと感染者ではありません。普通の風邪やインフルエンザも同じですが、ウイルスが体に侵入し、増殖して初めて感染が成立します。人間には外敵から身を守る免疫機能があるので、仮にウイルスを吸入したとしても必ず感染するわけではありません。しかし、新型コロナの診断に用いられるPCR検査は、粘膜にウイルスが数個でも付着していれば陽性になることがあります。」ということで、まだずっと書いておられますけど、これを踏まえまして、私も今回の一般質問で、感染者を陽性者と呼ばせていただきたいと思っております。

それでは、通告に従いまして、5番、中原正博が質問をさせていただきます。

まず、大きく2点で、1点目ではありますが、新型コロナウイルスの国内発生当初から第7波までの検証と、今後の国の方針及び市の対策についてということで、私は、昨年12月の一般質問で、新型コロナウイルスの現状と第6波への備えはということで質問をいたしました。昨年は、

8月の盆過ぎに国内の新規陽性者数が2万5,000人を超え、過去最多となりましたが、その後は、1日の陽性者数は急激に減っていき、12月時点では国内で100人を超えるぐらいまで減少し、壱岐市におきましても、10月6日以降、1日の陽性者数はゼロが続いておりました。

その後、正月を過ぎた辺りから、デルタ株からオミクロン株に代わり、2月には1日の陽性者数が10万人を超え、1日の陽性者数、死亡者数ともに過去最多となっております。その後は、第6波もピークアウトし、少し収まってきておりましたが、感染力の強いオミクロン株がさらに変異し、重症化リスクは弱まっているものの、感染力は強まり、また政府も経済を回しながら感染対策を行っていくという方針を取っており、インバウンドの緩和や国内観光客の増加で、また夏休みということもあり、7月ぐらいから1日の陽性者数が急激に増え、8月20日には1日の陽性者数が過去最多となり、今年の10倍になる25万人を超え、今現在に至っております。

国内感染者が確認されて第3波ぐらいまでは、中国の武漢で遺伝子組み換えによるウイルスではないかという報道もあり、特効薬やワクチンもどのくらい効くのか分からないということで恐れられておりました。また、国の緊急事態宣言、都道府県でのまん延防止等重点措置などの対策が取られたため、一定の人流が止められ、第4波も1日の陽性者数がピーク時、約7,000人ぐらいでピークアウトしておりましたが、緊急事態宣言等の解除後は、先ほど申しましたとおり、盆過ぎに第5波、ピークが来て第6波、7波と今に至っております。

現在、全国的にも島内でも陽性者数は減ってきておりますが、この第7波がこのまま収束していくのか、ある程度、収束しても次の第8波、9波と来たときに、これまでと同じような対策を取っていくのか、また、これまでと違った対策を取られるのか、国の方針等もあると思いますが、市の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 中原正博議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 5番、中原議員の御質問にお答えをいたします。

中原議員の冒頭の説明で、陽性者イコール感染者ではないということで御説明いただきました。陽性者という表現で統一をされておりますが、私は、既に答弁原稿のほう、感染者として作成をしておりますので、そのまま使わせていただきます。

まず、新型コロナウイルス感染者について、壱岐市での発生当初から第7波までの感染者数の動向について説明をさせていただきます。

令和2年1月15日に国内で初めての感染が確認され、令和2年3月14日に長崎県における1例目となる感染者が本市で確認されたところであります。その後、令和2年度には62名、令和3年度には213名の感染が確認され、それまでの合計は276名でございました。令和4年度に入り、4月から7月までの4か月間で813名の感染が確認されておりましたが、8月の僅

か1か月で1,406名の感染が確認され、全数把握を行っておりました9月8日までで合計2,600名が確認をされております。状況といたしましては、幸いなことに、8月下旬以降は前の週の同じ曜日と比較し、減少をしております。

次に、第7波がこのまま終息していくのかについての御質問でございますが、これは、個人的にでございますが、9月に入り減少傾向が続いておりますので、このまま収束してくれればと考えているところでございますが、引き続き、今後の感染状況に注視してまいりたいと存じます。

また、次の第8波が来たときに、これまでと同じような対策を取っていくのかという御質問ですが、これまで同様、国及び県の方針に従いまして、ワクチン接種の推進、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけてまいります。

なお、9月8日付で、ウィズコロナに向けた新たな段階への移行について、政府方針が示されたところでもございます。

ワクチン接種につきましては、老岐医師会をはじめ医療従事者の方々の御尽力と市民の皆様の御理解の結果、初回の接種率は90%を超え、3回目の接種率も80%以上と、県下でも高い接種率を維持しております。

このような中、内閣府は9月2日に新型コロナウイルス感染症に関するこれまでの取組を踏まえ、次の流行に備えた具体策を公表しており、司令塔機能の充実や保健医療体制の方向性などについて、法改正を含め、順次検討をされている予定でございます。

本議会に補正予算として計上しておりますオミクロン株対応ワクチンによる追加接種のスムーズな実施をはじめ、第7波で感染が多かった10歳未満を含む5歳から11歳に対する、新たに開始となる3回目接種や4歳以下の乳幼児への初回接種についても、速やかに接種体制を整備し、推進してまいりたいと考えております。

なお、市長の行政報告の中でも説明がございましたが、長崎県におきましては、9月2日から陽性者判断センターを設置し、発熱等有症状者が医療機関での診断を行うことなく、抗原定性検査キットで自ら検体を採取し、検査した結果が陽性となった場合も、健康観察を受けることが可能となりました。検査キットの申込受付もインターネットで行って、無料配達となっております。

また、9月9日以降、長崎県において、全ての感染者について発生届の提出を求める全数把握が見直しをされております。発生届の対象を65歳以上の方、入院を要する方、重症化リスクがあり、コロナ治療薬の投与が必要な方、及び酸素投与が必要な方、妊婦の方に限定し、保健所が毎日、健康観察を行うこととなっております。

また、重症化リスクの低い方については、健康観察、電話相談、症状悪化時の助言を行うなど、健康観察センターが設置をされております。

これらの見直し等により、感染者数の集計は県全体として一応、公表をされますけれども、市ごとの公表数につきましては、全数把握から発生届が提出された感染者数のみの把握に変更されたことによりまして、これまでどおりのお知らせができなくなりました。

本市におきましては、壱岐振興局及び壱岐保健所と連携を図り、感染動向を把握し、市民皆様にいち早く感染者数等の公表に努めてまいりましたが、今後におきましては、長崎県の公表に合わせて市ケーブルテレビ及び市ホームページ等で公表をすることといたします。

市民皆様におかれましては、感染していても無症状で本人が気づかないうちに感染を広げるケースもございますので、引き続き、基本的な感染防止対策の徹底をお願いをいたします。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 今、久間部長から答弁がありましたように、今後、国の方針も、陽性者の全数把握の見直しを都道府県に通知をして、長崎県でも9日から新たな運用が始まり、発生届の報告を65歳以上や入院が必要な人、高齢者、疾患のある方など、重症化リスクの高い人に限定されますということで、これにより、医療機関、保健所などの負担を軽減するということでありました。

しかし、発生届の見落としや独居の方など、急に症状が重くなったりした場合、本市ではすぐに対応できる環境は整っているのか、再質問をさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 中原議員の再質問のほうにお答えをさせていただきます。

全数把握から届出者の把握のほうに変わったことで、壱岐保健所等において、その体制はできておるのかという御質問でございますけれども、県といたしましても、その体制づくりと同様に市民皆様への周知も図っております。十分対応できるものと思っています。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 対応できるということで、本当によろしく願いをいたしたいと思います。

それで、一つ、これは質問ではありませんけど、昨年12月に岸田総理は特効薬ができて、あとは承認するだけというような報道を聞いたような記憶がありますが、いまだにその特効薬ができたというような話はありませんが、そういう、もし特効薬とかができれば、インフルエンザと同じ扱いになるということで、それができればもう経済も本当に回っていくと思うのですが、そういうことが分かればお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 中原議員の再質問につきまして、お答えをいたします。

昨年の12月24日付で治療薬が承認されております。これにつきましては、市販はされてなかったかと思っております。この前、ニュース等で聞いたところによりますと、この薬を近々市販でも処方できるような形にするというふうな情報も流れてきておったところがございます。はっきりしたことは、まだ市のほうにも来ておりませんので分かりませんが、ニュースとか新聞とかの報道では、そういった話も耳に入っているところがございます。今のところ、そのような状況までしか把握はできていないところがございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） そして、特効薬が承認されたということであれば、インフルエンザ並みの4類とか5類になるというのも、お話はあっておりますか。

○議長（豊坂 敏文君） 崎川保健環境部長。

○保健環境部長（崎川 敏春君） 分類の移行につきましても、ニュース等々で、今後そういった方向で進めていくというふうな情報は流れてきておりますけれども、具体的にスケジュール等につきましては、まだ承知をいたしていないところがございます。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。早く収まってマスクを取りたいと思っております。本当にいつまで続くのかということで皆さんも思っておられると思います。しかしながら、まだ未知のウイルスということで、今のところ対策をしていかなければいけないと思っております。

続きまして、2番目の質問に移らせていただきます。昨年の磯焼け対策の結果と今後の対策、取組についてということで、昨年の磯焼け対策では、イスズミ、ガンガゼの駆除により、ある程度の成果は出ており、一部の磯場では海藻が付着しているのが確認されたということでしたが、まだほとんどの磯場では回復は見られておりません。植食生動物の駆除だけでは回復は見込めないと思っております。

そこで、一昨年より、ある事業者が行っておられます波消ブロックに海藻を付着させ、網で囲い、植食性動物が入らないようにして実証実験を行った結果、アカモク、クロメなどの繁殖が確認され、今年の春先に向け、順調に成長しているということで報告があっていると思いますが、この実証実験は胞子が着き成長するまで半年以上かかり、胞子が着く時期もある程度決まっております、年に1回しかこの実験はできないということで、これを見ると、私も写真を見せていただきましたが、成果が上がっているのに何で事業が進まないのかなと思っております。ほとんど業者の方も自前で実証実験をされており、資金的にも大変なのではないかと思っております。

今年度の予算委員会では成果はある程度認められるが、一事業者に対しての補助金は出せない

ということでありました。

ほかに磯焼け対策に取り組んでいただいている事業者がどれだけあるのか、また成果が上がっているのか、成果が上がっている事業者であれば、一緒に事業を進めていただき、一刻も早い磯場の回復を進めていただきたいと思います。市の見解をお聞かせ願います。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 5番、中原正博議員の昨年の磯焼け対策の成果と今後の対策についての御質問にお答えをさせていただきます。まず、昨年の磯焼け対策の成果につきまして御説明をいたします。

平成30年度までに磯焼けにより本市海域ではほとんどの藻場が消失をしており、令和元年度から本格的に磯焼けの原因と思われる植食性動物の駆除に取り組んでまいりました。これまで3年間のイスズミの捕獲実績は1万9,726尾、アイゴの捕獲実績は9,641キロとなっており、国立研究開発法人水産研究教育機関に本市で捕獲したイスズミ1尾当たりどれだけ海藻を食べるかといったことを問い合わせを行ったところ、イスズミは、体重の約5%の海藻を食べることとされており、平均体重が3キロとした場合に、年間43キロ程度の海藻を食べるとの回答がございました。

そこで3年間で捕獲したイスズミが1万9,726尾でありますので、年間約850トンを食べることとなります。よって、イスズミ駆除を実施したことにより、約850トンの海藻を守っているのではないかと考えております。

本年度で4年目となりますが、これまでの取組が実を結び、本市周辺海域で藻場の回復が見られる状況となっており、特に郷ノ浦町漁協管内では仕切り網をしない場所でヨレモク等の回復が見られ、これまで数年見ることがなかったヒジキやアマモの着生が確認をされております。

また、その他の漁協管内でも、南方系ホンダワラ類の分布拡大が確認され、内海湾ではアマモが回復しており、全体的には小型海藻が回復をいたしております。

特に注目している点は、他市の取組では、仕切り網の中だけしか海藻の回復が確認されておりませんが、本市では仕切り網の外でも広範囲に海藻が回復をいたしております。

このような現状を考慮しますと、本市では、植食性動物の駆除が磯焼け対策として最も有効な手段ではないかと考えております。

また、仕切り網による海藻の保護区も勝本町漁協管内で2か所、箱崎漁協管内で1か所設置をされており、植食性動物の駆除により食圧を低減することと合わせて、海藻を保護し、増殖する取組を同時に行うことにより、藻場回復効果の向上が図られると考えておりますので、本年度の知事要望で、核藻場となる大規模な仕切り網による藻場再生実証試験区域の設置の要望を予定を

いたしているところでございます。

議員が言われますように、ほとんどの藻場が回復していないということではなく、着実に藻場が回復傾向にあると考えており、これまでの取組を継続して実施することが、藻場回復の近道であると考えております。

次に、藻場増殖ブロックの件につきまして御説明いたします。

現在、磯焼け対策協議会では令和2年度に長崎県及び壱岐市並びに市内5漁協が締結した漁協間での母藻等の融通ができる壱岐海域における母藻供給ネットワーク構築に向けた連携協定に基づき、大島海域に自生しているヨレモクや勝本町漁協の仕切り網内にあるクロメの種子を藻場増殖ブロックに付着させ、各海域に移設しておりますが、その際、使用している藻場増殖ブロックは1枚2,000円程度であり、議員が進められておりますブロックにつきましては、一番小さいもので約7万円、大きいものになりますと100万円を超えとお聞きをいたしております。

また、当該業者の実証試験の場の提供を行っておりますが、比較試験等におきまして相当の効果が確認されなければ、当該ブロックを使用することは難しいと考えております。現段階では、実証試験の途中であり、今後、数値データにより、その試験結果が示された段階で、他のブロックと効果データや経済性等を比較し、有効性を判断したいと考えております。

次に、当該ブロックを活用した藻場回復の事業化につきまして、市の考え方について御説明いたします。

当該ブロックの設置につきましては、市といたしましては、現段階では国県補助事業の対象となっておりませんので、各海域に直接設置することは考えておりません。しかしながら、市内各漁協において、当該ブロックの効果が見込めると判断され、自らが当該ブロックを設置したいとの要望があれば、設置補助金として事業化を検討してまいりたいと考えております。

今後の対策としましては、これまでの市の取り組んだ磯焼け対策は、本市海域の磯焼け原因等に合致したものであり、引き続き、イスズミ等、植食性動物の駆除を実施することが、藻場の早期回復につながると考えており、さらに効果を高めるため、各漁協や漁業者、関係機関等の協力を得て、取組を進めてまいります。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 部長が言われましたように、植食性動物を駆除することによって成果が上がっているということでもあります。

このイスズミとかアイゴですかね、これをよそは網の中、網をしていないと、また食べられるといいますか、ということで、壱岐はどうして網ないところでも成長したんですかね。そこをお

聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの再質問にお答えいたします。

要するに、その藻をいわゆる食べているのはイスズミ等でございます。その植食性動物の食圧を減じること、駆除することが新たに藻場を回復させているということで、そういったことから仕切り網がないところでも藻場が回復をしているという状況になっているということで御説明をさせていただきました。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） そしたら、植食性動物が減って、その区域が食べても生えるほうが多いということですかね。そのイスズミなんかは、回遊というか、もし石田でそうした場合に、勝本のほうからえさを求めて来るといったことはないのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口農林水産部長。

○農林水産部長（谷口 実君） 壱岐の海岸、沿岸内では回遊がいくらかあるというふうに、そう言われていますけども、とどまる場所もあったりとか、これについては、細かな、正確なこととは言えませんが、そういう回遊は、少しはあっているというふうに思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 中原議員。

○議員（5番 中原 正博君） 分かりました。漁協とか関係機関と密に連携をして、本当に磯焼け、これをずっと続けていけば、それは一遍では磯焼けは回復しないと私も思っておりますけど、早い磯焼け回復に努めていただきたいと思います。

それと、磯焼けは漁業の問題だけではなく、CO₂削減とかSDGs 辺りにも影響すると思っておりますので、そういう、もし国とかそういうSDGs 予算とかあれば、そういうとも国から取ってちゅうたら悪いんですが、もらって、そういういろいろな対策をして、なるべく早く磯焼けを解消させていただくようお願いをいたしたいと思っております。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔中原 正博議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、中原議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月14日水曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、4名の議員が登壇予定となっております。壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますように、よろしくをお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2 時08分散会

令和4年 老 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第4日)

議事日程 (第4号)

令和4年9月14日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

- 1 番 森 俊介 議員
1 4 番 市山 繁 議員
3 番 武原由里子 議員
2 番 樋口伊久磨 議員

本日の会議に付した事件
(議事日程第4号に同じ)

出席議員 (15名)

- | | |
|------------|------------|
| 1 番 森 俊介君 | 2 番 樋口伊久磨君 |
| 3 番 武原由里子君 | 4 番 山口 欽秀君 |
| 5 番 中原 正博君 | 6 番 山川 忠久君 |
| 7 番 植村 圭司君 | 8 番 清水 修君 |
| 9 番 赤木 貴尚君 | 10番 音嶋 正吾君 |
| 11番 小金丸益明君 | 13番 中田 恭一君 |
| 14番 市山 繁君 | 15番 土谷 勇二君 |
| 16番 豊坂 敏文君 | |

欠席議員 (なし)

欠 員 (1人)

事務局出席職員職氏名

事務局長 山川 正信君 事務局次長 平本 善広君
事務局係長 折田 浩章君

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君
財政課長	原 裕治君	会計管理者	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。沓岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申し出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いをいたします。

それでは、質問順序に従い、1番、森俊介議員の登壇をお願いします。森議員。

〔森 俊介議員 一般質問席 登壇〕

○議員（1番 森 俊介君） 通告に従いまして、1番、森俊介が一般質問を行わせていただきます。

質問の1つ目です。5月30日に行われた全員協議会で、市長から、最近まで認定こども園のことを知らなかったというニュアンスで、寝耳に水という発言がありましたが、北串会に取材を行った新聞によると、北串会はこども家庭課の担当職員と5回以上会い、こども園について相談していたと書かれていました。これについて、事実がどうだったのかを確認させてください。また、なぜこのような情報の食い違いがあったのかの説明をいただけないでしょうか。よろしくをお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 森俊介議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。1番、森議員の御質問にお答えいたします。

新聞報道と事実がどうなのかということですが、社会福祉法人北串会からは、壱岐市子ども・子育て会議における答申内容及び新規事業者参入の可否に対する問い合わせ等について、こども家庭課の職員が電話対応または窓口での対応が数回程度あったものの、正式な申入れや具体的な相談ではなかったと聞いております。6月議会でも答弁をしたとおり、具体的な申入れは、令和2年10月に設置事業者である社会福祉法人北串会より、認定こども園の設立に向けこども家庭課へ相談があったのが最初と認識をしております。

しかしながら、この時点でも、開設時期や建設予定地などの具体的なお話はできておりません。その後の経緯につきましては、これまでも御説明のように、令和4年1月、今年になりますが、社会福祉法人北串会より、建設予定地が決定したとの連絡を受けたものでございます。

また、この間、具体的な計画がない状況では、市長との面談も行える状況ではございませんでした。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。では、具体的な計画まで話が進んでいなかったため市長との面談がなかったというお話だったと思うんですけども、今、具体的な話ではなかったの、その情報が市長のところへ上がってなかった。上がってきたのが、前回の5月30日の全員協議会の割と近い日取りだったという認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの御質問にお答えいたします。

先ほども申しますように、具体的な開設の時期、建設場所等のことがまだ決まっていない段階での市長への面談は行えなかったということで、こども家庭課内での協議にとどまっていたということになります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） つまりそのこども家庭課内での協議だったため市長は知らなかったということですのでよろしいですね。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） そのとおりでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。理解しました。

これは質問ではないんですけども、やはり大きな案件だと思いますので、もちろん具体的で

はないので、知らせるタイミングがなかったという理由も分かるんですけども、今こういう話が来ているので、もしかしたら進むかもしれないということに関しては組織の中で共有してもよかったのかなというふうに思いますので、頭の中にとどめておいていただけたらなというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 続きまして、2つ目の質問をさせていただきます。

昨日、認定こども園の延期が知らされたため少し質問内容を変更させていただきます。

元々約1年半後の2024年3月に5か所のへき地保育所の閉園が予定されていましたが、今回、2023年4月に認定こども園がオープンしなくなったこの状況での閉園についての見解をお聞かせください。恐らくは、北串会から延期して、いつじゃあ実際オープンするんだという情報まだ頂いていないと思いますので市が、なかなか判断が難しい部分ではあるかというのは承知しております。仮にこの延期が無期限延期だったと仮定した場合を想定して、へき地保育所の閉園についてどのように今お考えかということをお聞かせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 森議員の再質問にお答えいたします。

仮にということに対しての答弁は控えさせていただきたいと思いますが。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市長。

○市長（白川 博一君） 森議員の御質問でございます。おっしゃるように、一体延期が1年なのか無期限なのか分かりません。情報によりますと、今日も北串会の理事会が行われておるという情報がございます。やはり理事会でどのように決められるか、それを待ってお答えをしたいと思っております。当然、そのいかんによって、部内でもいろいろ協議しないと答えるには非常に厳しいと思っておりますので、御了承願いたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 執行部の皆様も重々承知かとは思いますが、今一番不安に感じていらっしゃるの、実際にへき地保育所に通っている保護者の方のお子様なのかなというふうに思いますので、そこについて情報が入り次第、早急にどうしていく方針なのかということをお聞かせいただければというふうに思っております。

あと追加で、今日、理事会が開催されているようだというお話がありましたけれども、じゃあ実際いつ、昨日も文書でなぜ延期になったのか、いつまで延期なのかという連絡を頂く、北串会からというお話がありましたけれども、じゃあ実際にいつまでにその北串会から回答を頂くのか

ということに関しては、こちらも当事者だと思いますので、お願いをする権利があると思いますので、実際に、期限をきちんと切って、連絡を頂くのがいいのかなというふうに思っております。

ここからは質問じゃなくて要望なんですけども、先ほどお伝えしたのと関わりますが、今回、へき地保育所に子供を通わせる保護者の方への閉園の周知が遅れたために混乱や不安が生じたように感じています。改めて、認定こども園のオープンの予定が分かった際には、素早い保護者、市民の皆様への周知をお願いいたします。

また、へき地保育所が閉園するという周知をされる前にへき地保育所に入園していた子供が、希望すれば卒園までは通うことのできるスケジュール感で閉園を進めたほうが、より平和にといえますか、よりストレスがなく保護者の方やお子様が不安なく子供を通わせることができるのかなというふうに思いますので、そちらについても御検討いただければと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 森議員の再質問にお答えいたします。

現在、入所しております園児が卒園するまで開所をしたほうがよくないかという御質問でよかったでしょうか。それについて、当初答弁を考えておりました分で御説明いたします。

これまで6月議会及び保護者説明会においても御説明のとおり、令和6年3月をもって、郷ノ浦町内へき地保育所5園を閉園させていただくことで進めてまいりました。今回状況が変わりましたが、当初の答弁で考えておりましたことは、令和6年3月でへき地保育所を閉園することで、現在の3歳児のお子さんは、1年を残してほかの保育施設の選択をお願いすることとなります。仮に、議員の御提案のように、閉園を1年先に延ばした場合、現在の3歳児は自分たちだけの卒園、閉園を迎えることとなります。このことに関しては、保護者説明会でも同様の質問に対して回答させていただいております。

今回、閉園の期限を令和6年3月としましたのは、お兄さん、お姉さんの卒園を見送り、新たな保育施設の選択をいただいた上で、集団生活の中での学びとたくさんのお友達とともに、現3歳児のお子さんも卒園を迎えていただきたいとの思いから、閉園の期限を切ってお知らせをさせていただいたところでございました。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） ありがとうございます。続きまして、最後の質問させていただきます。

元々は1年半後にへき地保育所閉園予定だったかと思うんですけれども、少し前に、閉園予定の志原と柳田の保育所でエアコンの設置に関する入札が行われていたかなというふうに思います。これに関して、元々の予定では、閉園後にそのエアコンをどう運用していくのかという予定があ

ったのかどうかということについてお伺いさせていただきます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 柳田保育所、志原保育所のエアコンの修繕を今年度行っております。これにつきましては、今後の閉所ということではございませんで、現在、園児が入所しております、在籍をしておりますので、その園児の保育環境を保つための修繕でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） すみません。伝え方が悪かったかもしれません。それに関しては十分理解しているつもりなんですけれども、元々の当初の予定だと1年半後に閉園する予定だったので、エアコンに恐らくたしか100万円弱ぐらいの金額だったかと思うんですけれども、そのエアコン設置しました、1年半しか使わないというのはもったいないと思っておりますので、その後設置したエアコンを別の場所に利活用するのかどうかとか、その辺をお伺いできればと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 失礼しました。今後の利活用につきましては、地元のまちづくり協議会等もございまして、そのほうにも相談をいたしまして、今後の利活用については検討したいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） 現時点ではその利活用の方法については決まっていなくても、もちろん使えなくなってしまうよという話ではないので、利活用については地域と相談して決めていくという認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 先ほど申しましたように、北串会の開園が令和5年4月であれば、失礼しました。6年4月であれば、（「令和5年」と呼ぶ者あり）5年4月です、当初の予定どおり。いわゆる閉園は1年半後になるわけですが、先ほど言いますように、今後どうするかということは、まだ今は決まっていないわけで、こういう状況が変わりましたから検討しなきゃいけないと思っております。

そういった中で、今の施設の器具の利活用などということは、私は今は議論すべきじゃないと思っておりますし、先ほど市民部長申しましたように、たとえ多額であっても、エアコンのない保育というのは考えられないわけございまして、現在の子供たちの保育環境、それを整えるために修繕をしたということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 森議員。

○議員（1番 森 俊介君） そうですね、たとえ短くてもそのエアコンを入れるのは必要だという話に関しては僕も完全に同意です。短いからなくていいだろうという話にはならないと思っています。ただ、元々当初の話だと1年半しか利用がされない、エアコン導入して1年半後には閉園してしまうという予定だったので、もったいないのでその後きちんと利活用してほしいなという話です。

以上です。

以上で、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔森 俊介議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、森俊介議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 次に、14番、市山繁議員の登壇をお願いします。市山議員。

〔市山 繁議員 一般質問席 登壇〕

○議員（14番 市山 繁君） 皆さんおはようございます。森議員の一般質問が予定より早く済みしましたので、私も戸惑っておりますが、皆さん、9月会議、大変お疲れ様でございます。14番、市山繁が通告に従いまして一般質問を行います。質問に入ります前に、去る8月6日の大型台風11号の台風情報では大変心配をしておりましたが、壱岐市では、幸い大きな災害もなく一安心をしております。

さて、私の質問の大ききは2点でございますが、三位一体改革等重要な問題もありますので、簡潔な御答弁をお願いいたします。

それでは、1項の公立保育施設整備事業に係る補助について。

1、公立保育所と民間保育所施設整備事業の改革についてですが、まず、私は地方紙に記載されておりました国と市の認識の違いがあってはならないこと、また、公務員は、住民には詳しく理解できる説明をするのが責務であると思っております。いずれにしても、議会では議員と住民の疑問点を理解される説明が必要であります。そうでないと、この件につきましても、いつまでも尾を引くこととなります。このことに関する私の調査しましたことを一般質問でさせていただきます。私の質問で間違った点、また補足がありましたらお願いしたいと思います。

ここで去る7月29日発行の地方紙の発行者が、7月22日選抜高校野球長崎大会での壱岐高校の応援を終え、その足で雲仙市の北串会の理事長と面談され、取材されたこと、また同僚議員が関係省庁へ独自に確認の調査をされたことが掲載されており、お二人の取材や調査と御自分の疑問点を確認のため活動されておることに感銘をいたしております。

本来の交付金について、6月会議で同僚議員の疑問と確認の質問で、保育所への交付金は、公立でも私立でも出るのではとの質問に対し、白川市長の御答弁では、新しく公立保育所を整備す

る補助金は下りていないと、民間であれば下りると答弁され、民間運営による保育所運営に踏み切る理由の一つとしていると述べられておりました。同じく原財政課長の説明でも、新しく公立保育所を整備する保育所施設事業費に対する補助金は、以前はあったが現在ではない。事業に対する起債の対象にはなると説明されておりました。補助金がないことは理解できても、起債の対象内容については、一度聞いただけではなかなか理解しにくい点もあります。7月29日発行の地方紙に同僚議員の再度の確認で、交付金と補助金の違いはあるが、公立であっても、施設、建物の改築や建設の交付金は出るのではないかと、御自分の認識を述べられたとありましたが、地方紙の社説の記事のタイトルでは、大きく国と市で認識の違いが判明とあり、これは国の事業には憂慮な文言であります。あつてはならないことであります。

6月会議での白川市長の御答弁は、違和感を感じていた同僚議員は独自に文科省幼児教育課に問い合わせたところ、公立の幼稚園や保育園などにはある、民間だけにしか下りないなどの認識は間違いだとの回答を得た。さらに自分の確認のために、厚労省子育て支援課にも、同様の問い合わせをされ、その回答も、公立の保育所などへの整備交付金はあるとの回答を得たとの記事でありました。

そのようなことになりますと、記事のタイトルのとおりの文言となり、国と市の認識の違いとなりますので、私も、総務文教厚生委員長として知っておかねばならないことでありますので、事業の内容調査を独自に行いました。

参考のイメージの施設整備事業のスキームでは、もう私はパネルは準備しておりませんが、事業の対象経費の実質収支額を100として、分かりやすく2億円としますと、その2分の1の1億円が以前の補助金の一般財源化分でしたのが、現在は、施設整備事業債として起債の対象となり起債されて、起債の70%が交付税措置され、借入れ期間において、例えば借入れ期間を10年にするか20年にするかによって違うわけですが、それを計算し、償還は元利償還として、元利償還時期に交付税措置がされます。そして、残りの1億円については、50%ですね。1億円については、その50%と80%が交付税措置はありません。残りの20%は一般財源となっております。交付金であれば、建物の完成時に交付され、補助金と同じであると思いますが、質問されております公立であっても、建物の改築や建設の交付金や補助金は以前はありましたが改革はありません。文科省の回答の公立の幼稚園や保育園など施設交付金はあるが、御回答は、幼稚園は現在でもあります。公立保育所、幼稚園にはありません。また、公立の保育所などへの整備交付金はあるとの御回答をされたようですが、確かに交付はされておりますけれども、交付税措置としてありますので、交付金や補助金ではないと思っております。

事業の起債対象の2分の1の整備事業債は、平成17年小泉内閣の三位一体の改革による一般財源化に代わる施設整備事業債として、先ほど申しましたように、事業の起債分の対象となり、

起債ができる改革であり、以前の補助金を施設整備事業債として、起債の償還期間による借入金を均等に元利償還時に交付税措置をして、70%交付税措置されておると理解をしておりますが、以上のことについて、私が調査したことを申し上げましたが、私の誤解の点、また補足点がありましたら、明確な説明をいただきますようお願いを申し上げます。

喉がかれておりますが、ちょっと調子が悪いですが、よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山繁議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 14番、市山議員の御質問の公立保育所整備事業に係る補助についてお答えをさせていただきます。

これまでも一貫して御説明をしておりますように、公立の認定こども園及び保育所施設への新增改築、大規模改修等における施設整備費の交付対象事業補助金はございません。

議員が言われるように、平成17年の三位一体の改革により、公立保育所分のみ国庫補助金及び都道府県支出金がなくなり、全額市町村の負担となっております。公立保育所の施設整備費につきましては、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象となっており、このことについては、平成27年3月24日の第189回国会の参議院総務委員会で、当時の高市早苗総務大臣が、公立保育所の施設整備費については、一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象としているとする旨の答弁をされております。

具体的には、従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったものを、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還金について、地方交付税で措置するとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉施設整備事業債の対象とするものでございます。

よって、この一般財源化とは、特定財源である国庫補助金を特定されない財源である地方債などの起債に充てることを意味しております。

では、地方紙の社説における公立幼稚園や保育園など施設整備のための交付金はあるとするものでございますが、公立保育施設において、一部用途が限定をされた交付金は現在でもございます。例えば、保育所等を設置するため、用途目的が異なる既存施設の改修等を行う場合や、幼児保育施設事業の実施のために必要な改修等を行う場合、また既存の保育所において障害児や医療的ケア児を受け入れるために必要な改修等を行う場合などには、公立保育施設であっても交付対象事業補助金はございます。

また、最近では、新型コロナウイルス感染症対策のための保育環境改善事業もございました。これは、消毒等の備品等の購入費用でございます。

一部報道での施設整備のための交付金はあるとされるものは、これら用途目的が限定をされた交付対象事業補助金を総じて報道がなされたものかと考えております。

繰り返しになりますが、これまでも御説明しておりますように、公立保育施設への新增改築、大規模改修等における施設整備費の交付対象事業の補助金はございませんので、今後も公立の保育施設の新増改築、大規模改修等を行う場合は全て起債で対応していくこととなります。

また、参考までに石田こども園の整備事業について説明をいたしますと、平成28年度から29年度に設計及び敷地造成費用の財源は、合併特例事業債で行っております。また、平成30年度の本体の整備工事費用の財源は、過疎対策事業債を活用して実施をしております。

いずれの地方債も交付税措置が70%の有利な地方債でございますが、合併特例事業債については、既に発行上限額に達し、発行可能な期間も経過をしております。また、過疎対策事業債につきましては、市全体の事業量、また全国の発行可能枠もございますので、活用する際には、ほかの事業との調整が必要となります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、市民部長から、私が追質をしようと思ったことは全部答弁をされましたので、繰り返して、私はここに資料があります。先ほどの三位一体改革による保育関係の質問が、平成27年3月24日、今おっしゃいました第189回国会参議院総務委員会において質問がありその御答弁を、当時の国務大臣高市早苗大臣の御答弁の内容を見ますと、答弁のとおり、交付金なく、地方交付税措置になっております。

ここで抜粋がありますが、今、市民部長も言われましたけど、私もせっかくここに持ってきておりますので、読み上げてみます。

国務大臣高市早苗大臣でございますが、公立保育に係る施設整備及び運営につきましては、三位一体の改革による税源移譲に併せて、地方公共団体がみずからの責任に基づき設置をしていることに鑑みまして、国庫補助金等が一般財源化され、金額が地方負担となっております。現在、公立保育所の施設整備につきましては、この一般財源化に係る地方債や社会福祉施設整備事業債の対象としております。具体的には従来の国庫補助金の補助率が2分の1であったことに鑑み、事業費のうち50%を一般財源化に係る地方債の対象とし、その元利償還について、事業費により70%を地方交付税で措置すると。それとともに、残りの50%のうち80%を社会福祉整備事業債の対象としておりますというふうになっておりますように、今部長が申されましたことと同じでございます。それで補助金はありませんけれども、起債の対象にはなるということでございます。

そして、また石田こども園のことについても、今説明をされましたが、これは、建設については、公立で平成31年度の建設であり、平成17年度の改革後の建設あり、参考として、私もお

尋ねしようと思いましたが、今、お話にありましたが、施設整備事業債の起債の方法について、当時の説明はされたと思いますが、関連がありますので質問したいと思っておりましたが、今言われたとおり、このときは地方債の枠があったから、両方とも地方債で借り入れたということですね。そうでしょう。普通は起債の対象とこっちの2分の1の、80%が起債であっても、それは元利償還、交付税措置はないわけでもんね。その点。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の再質問にお答えいたします。

質問の内容につきましては、一般的なルール分でございます。施設整備事業債一般財源化分と社会福祉施設整備事業債をもって、保育施設を建設した場合の社会福祉施設整備事業債の交付税措置についてという御質問かと思えますけれども、御質問のとおり、社会福祉施設整備事業債につきましては、交付税措置がございませんでしたので、当時活用できる地方債でございました合併特例事業債及び過疎対策事業債によって、石田こども園の施設整備をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） そうすると、この次に、もしもこれで認定こども園を建設する場合は、そうしたことは、過疎債がなかった場合、市で過疎債を使って、それがなかった場合は、それは利用されないということですね、両方には。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の御質問にお答えします。

先ほど市民部長の説明にもございましたとおり、過疎対策事業債は、道路事業をはじめとする市の多数の事業のほうに充当しておりますので、事業実施年度の事業量等の調整の中で事業計画をしていきながら、どの地方債を充てていくかというところは、事業を実施する際に検討していかなければならないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） これの改革のスキームでは、2分の1が結局、整備事業の起債の対象になると。そして、半分、2分の1の80%は起債となっております、これは、その交付税の対象にはならないということでもんね。

○議長（豊坂 敏文君） 原課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の御質問にお答えします。

社会福祉施設整備事業債を使って施設整備を行った場合につきましては、交付税措置はござい

ません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） それで、この石田こども園については、職員の方々がそういうことを利用してやったということは、非常に私も感心しております。

それで、一般的に過疎じゃなかったら、これは普通の正規のとおりになるわけですね。壱岐の場合は過疎があったから、そういうことが利用できたということでしょう。分かりました。

それで、私がさっきスキームを申し上げたとおり、公立には、新しく建設する場合には補助はないということで、はっきりとそっちのほうから申しさせていただいたと思いますが、再度、ここに皆さん方にその内容をお話を願いたいと思いますが、改めて。

○議長（豊坂 敏文君） 財政課長。

○財政課長（原 裕治君） 市山議員の御質問について、改めてお答えいたします。

さきの市民部長の答弁にございましたとおりの事業に係る財源のスキームでございますので、現在におきまして、公立保育所の施設整備に係る補助金についてはございません。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ありがとうございます。そういうふうには皆さんここで理解をさせていただくように報告をいただければ、私も質問したかいはありました。どうもありがとうございます。

次に、内容は昨日変更のような話があってございましたけれども、私は今までの雲仙市の社会福祉法人北串会中路秀彦理事長へ社会道德について苦言を申し上げたいと思います。

まず、壱岐の地方紙の発行者が、雲仙市小浜町まで建設計画の認定こども園について取材に行かれ、質問に回答されている中で、市議会と市長と理事長は面識がないと、担当課は答弁されております。一般論だが、本市で補助金が動く事業を行う場合、首長への挨拶があるべきだが、この質問に、理事長は、壱岐市には10回近く足を運びましたと。市長との面会は、今年7月に初めて会いました。市長との面会は、なかなかタイミングが合わずこの時期になりましたと記されており、私は、この地方紙の発行者に確認をし、理事長の礼儀と道徳に欠けた方だなど、壱岐市の市長を蔑ろに、眼下に見ていると、私は腹立たしく思いました。

理事長は、今回の認定こども園計画については、平成26年の壱岐市子ども・子育て会議の壱岐市公立幼稚園及び保育所の在り方についての答申で知ったと。約4年前に壱岐市に連絡し、協議を続けて、今年2月に補助金の申請をしたと言われておりますが、市長の面会は無視し、4年前から計画され協議していたということは、1年は365日あります。そして、活動日数にしま

すと300日あるわけでございます。4年にすると1,200日になるわけですがけれども、その間、市長とタイミングが合わなかったというのはただの言い訳にしか思えないが、市長よりも理事長自身がタイミングが合わなかったのではと私は思っております。市の総務課へ何回市長の日程をお尋ねになかったか疑われます。

どこの首長でも多忙であっても、1年間に1回も面接できないはずはないと私は思っておりますし、雲仙市から離島である壱岐市の認定こども園を開設することは大きな事業であると思っておりますが、壱岐市で建設するには、個人の住宅とは違い、双方の協議書や建設地、壱岐市からの補助金の負担もあり、市の税金であります。認定こども園は、地域の密着した大切な児童を預かって、児童の安全、保護者には安心をモットーに責任のある事業であります。人間には道理があり、順序があり、初めに建設予定地である壱岐の市長に挨拶することが、物事の礼儀と私は思っております。事業者は、礼儀と島民の信頼が大切であります。それが、いろいろな面で影響があり、批判も出てきます。私は、当初市長と面会されて、事業計画、地域の状況、また施設の規模、建設予定地など説明、相談されていれば、白川市長もそれなりのアドバイスをされたのではないかと思っております。

いずれにしても、大切な子供を預かる施設です。工事着工も9月中とお聞きをいたしておりますが、今変更の話が出ておりますけれども、地域の方々や保護者の方々に十分理解を得て工事着工ができることを、今は願っておりますが、昨日、白川市長より、一昨日、理事長が来島され、事業の延期の話があり、後日、正式な文書で報告されるとのことでありましたが、どのような報告をされるかと思っておりますが、私の前段のこの理事長に対する腹立たしさといいますか、理事長の礼儀と信頼、来庁の市長の感触等について、できたらお話をさせていただければと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの市山議員の御質問にお答えいたします。

議員の皆様方の前で、以前、挨拶で来なかったのかという御質問がありましたときに、こういった大きな事業をするのであれば、1度ぐらい私に会いにこられるのが当たり前じゃないかという発言をいたしました。その気持ちは今も変わっておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 私は、当初その話を聞いて、本当に道理が分からない人だなということで思いました。もう正直軽蔑をいたしました。

こうした事業をするものではなくて私たちでも、市長に用事があるときは正式にアポイントを取って、今日はできないなら明日はどうでしょうかとか、いろいろお話をしてアポイントを取るわけでございますけど、この人は、向こうから何回電話したかどうか知りませんが、自分

とのタイミングが合わなかったということが、私はそう受け取っております。それで、なかなかこういうことに、市民の批判を受けてこういう事情になったんだなというふうに思っております。人の悪口になりますから、これ以上言いませんけれども、これについてはこれで終わります。

2項に移ります。小中学校でのデジタルの教科書の実証事業についてでございます。

これは大事なことで、ぜひやっていかなきゃいけないことでございますけれども、文部科学省が2021年度から全国4割の小中学校で行ったデジタル教科書の実証事業の結果をまとめているが、デジタル教科書や学習端末を使った後に、2割から4割の児童生徒が目や首、肩などに疲れや痛みを感じて、健康面での影響が出ていることが明らかになっているが、壱岐市では、今のところそんな話は聞いておりませんが、使用状況についてもよると思っておりますが、2024年のデジタル教科書の本格始動を目指している文科省は、昨年度約1,220校で実証事業を実施し、21年10月から22年の2月に、デジタル教科書の使用状況や効果、課題などのアンケート調査を行い、小中学校約6万5,000人、職員数約3万6,000人が回答されているが、調査では、デジタル教科書や学習用端末を使用した授業の後に、目や肩、首に疲れや痛みを感じたのは、小学校低学年で2割以上、目の疲れは3割近くに上がったとされ、中高学年と中学生では4割弱が疲れや痛みを訴えたとされ、いずれも4割が昼間に眠さを感じると答えている一方、教職員が授業でデジタル教科書を使う割合が低く、5割超の教員が使わない週もあると回答し、週に60分より長く使用しているところは2割弱にとどまっているとなっております。

壱岐市での小学校高学年、中学校の使用状況と健康についてお尋ねをいたしたいと思っておりますが、それでひとつお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁をお願いします。教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 14番、市山議員の御質問のデジタル教科書実証事業についてお答えをいたします。

この事業は、ただいまお話いただきましたように、デジタル教科書を使用したときに、プラスとマイナスの両面があることから、段階的に導入をしようと考えているところから始められております。

今後、デジタル教科書を導入したときに起こる教育上の効果、健康面での影響等を把握、検証するために行われています。

本年度、令和4年度においては、全国全ての義務教育段階の学校に英語のデジタル教科書が提供されています。それ以外に、小学校では算数と理科、中学校では数学と理科の2教科についても、8割程度の学校に提供し、セットとして実証を進めております。

壱岐市では、小学校11校に英語と算数のデジタル教科書を、残りの7校には英語と理科のデ

ジタル教科書を実証させ、中学校2校には英語と数学、残り2校に英語と理科のデジタル教科書を提供して実証に取り組んでいます。

ところが、実質的に学校現場にこのデジタル教科書が届きましたのが、5月末から6月だったために、今のところ、壱岐市内おいての取組状況が進んでいるという状況にはありません。ただ、各学校では、教師がデジタル教科書の内容を確認し、児童生徒が主体的に学ぶ授業の確立を視点として有効活用の検討と準備を進めております。準備ができたところ、教師のほうで理解ができたところから徐々に使用をしているという報告を受けています。

また、これまで1人1台端末の配付を終わって1年と半年ぐらいがたちます。これにおいても、教科の特性によって学習課題を立てる場面や、自分なりの考えを持つ場面で、必要とする資料や映像を見るために使っておりますし、学んだことを確かめる場面で習熟問題を解いたりするなど、必要とされる教科や必要とされる学習課程において、ツールとしてかなり使用を進んでおります。

市山議員の御指摘のように、使用時間によっては健康被害が出てくることは十分心配されるかと考えています。先ほど申しますように、本市においては、デジタル教科書の実証がまだまだ十分進んでいませんので、これにおける健康状況等については、今のところ学校のほうからも特段の報告は上がっていないところです。

1人1台端末については、1年半になる中で、視力の衰え等も検査の中で見ておりますが、今のところ特段の変化はないというのが、各学校の新年度初めにおける健康調査の結果でございます。

デジタル教科書を使うことによって、これから目の疲れとか肩こりができたりと、いろんなことがその頻度によって子供たちの中に出てくるかと思いますが、これからもこの機器の効果的な活用については、市教委で研修会を実施する、併せて学校と連携をして、児童生徒の健康状態の変化に注視をし、よりよい学びの環境を整えていくことを考えております。

この後、この2学期から、デジタル教科書につきましては、利用、研究が進んでいくものと思いますので、後日またそのような結果が報告できるものと思います。

ただ、文科省のほうからも、この実証の結果をすぐにどうこうという求めは得ておりませんが、当然、年度末にはその実証の結果については報告できる準備に当たっておきます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） ありがとうございます。私も教育長がお話された、説明されたとおりに思っておりますけれども、文科省は2024年度から、小学校の英語のデジタル教科書を導入されますが、学校現場からは、英語の発音が聞ける単語や文章の発音が聞けるのが大きな特徴になると機能性を期待する声が挙がる一方、その学習効果や健康への悪影響を懸念する声も

あっております。文科省は24年度から本格的導入を目指しておりますが、学校の通信環境や活用が不十分な例もあるために、教科、学年を絞った段階的な導入事業で、紙とデジタルの両方が使える環境が必要とし、当面は紙と併用するとしております。

愛知県のある眼科の院長は、今の子供には、結局、学校ばかりでなくて家庭でもデジタル時代なので、成長期の子供に目の負担が大き過ぎるため、せめて中学生以上にすべきだと言われております。日進月歩の時代、デジタルの教科書使用と子供の健康面の両立はなかなか私も厳しいと思っておりますけれども、これは、やっぱり小さいときから使用していかねばなかなか、私たちと違って子供たちはもうすぐ手が動きますからですね、結構マスターしておられるように思っておりますが、文科省は、25年以降に、算数、数学にも広げる方針と言われております。私は、デジタル教科書使用は教材には必要と思っておりますが、小学生低学年には、眼科専門医がおっしゃるようなこともあり得ると考えております。教育長のデジタル教科書授業のこの算数、数学、英語、そうした授業の増加についての御見解をお願いしたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 市山議員のお話のようにデジタル教科書を使うことによる効果、当然でございます。今、議会のほうでもタブレットで見られておられますように、資料等非常に迅速に見ることもできるし、活用度も増してくれば、その利用価値というのも高くなってくる。しかし、一方で不便さ等もあるし、そのペーパーによる、教科書による活字の鮮明な受け止めと、しっかり見つめながら思考をするという、そういう学習活動の中では、おっしゃるように紙による教科書とデジタル教科書のよさとを併用をするということが、やはり肝心だというのが、今、私たち教育委員会のほうでも、終始議論をしているところでございます。

ゲームに頼って視力が落ちている小学校低学年の子供の報告も聞いておりますし、なかなかスマホゲーム、ほかのデジタルゲーム等で、親の指導が行き届かないという形の中から、眼鏡をかける子供等も増えているように、学校現場では今心配をしているところで、この分が単なる肩こりとか、一時的な視力の衰えという形で済むのであればいいのですが、人生の中でずっとそれを引きずる形にもたらすのであれば、やはり十分用心をしてから使用をしなければいけないと考えています。おっしゃるように、少なくとも紙による教科書がゼロになることはないとは私は考えております。デジタル教科書による、音声による効果というのは、今も実は紙の教科書の中のQRコードにこのタブレットをつなげば、音声等が実は聞こえたりしますし、数学、算数でも動いていくような様子とか、立体を切断するとか、そういった目に見ることによって効果的な学びができることについての活用は、既に現在の紙教科書の中にも各教科書会社が入り込んでおりますので、その辺をじっくり見極めながら、分かりやすい言葉で言えば、私は慌ててすることはないと。このデジタル教科書を使ったときに学びとして効果があるものを、学校にはしっかり研究をしな

がら取り組んでほしいという考え方をっております。

○議長（豊坂 敏文君） 市山議員。

○議員（14番 市山 繁君） 今、教育長も言われたように、これはやっぱり紙と併用、これはやっぱりなくてはならんようなことに思っております。私たちでも、なかなかそうしたことは使いこなしはできませんけれども、決算資料とか、予算資料とかはやっぱり紙のほうが見やすいときもあります。そうしたことで、私たちも一生懸命それについていくことに勉強しておりますが、子供たちも、学校で使うというよりも、家庭内でそうしたデジタルゲームとか、いろいろそういうことに使うことが多いようでございますが、親もなかなか遊び方が違ってきたものですから、なかなか注意ができないような格好でございます。今後ともひとつ教育の方面に、健康面も併せてひとつ御指導よろしく願いいたしたいと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

〔市山 繁議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、市山繁議員の質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時10分とします。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、3番、武原由里子議員の登壇をお願いします。武原議員。

〔武原由里子議員 一般質問席 登壇〕

○議員（3番 武原由里子君） 3番、武原由里子が通告に従って一般質問をいたします。

まず1つ目です。一斉授業に対応しづらい子供へのICT教材を活用した個別学習の実施について。新学習指導要領に基づいた児童生徒の資質能力の育成に向けてICTを最大限活用し、これまで以上に個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた事業改善につなげるとともに、カリキュラム、マネジメントの取組を一層進める動きが全国各地で進められています。壱岐における現状認識と今後の展望について、次の3点を伺います。

まず1つ目です。オンライン学習とオンデマンド教材の現状と今後について、2つ目が、通級教室に在籍する児童生徒の個別の教育支援計画について、また3つ目が、中学校卒業後の切れ目のないサポート体制の構築方法について、以上、3点です。答弁よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 武原由里子議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。久保田教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 3番、武原議員の質問にお答えいたします。

1つ目の御質問のオンライン学習について、壱岐市においては学校で使用することを現在原則として取り扱っております。幸い新型コロナウイルス感染が児童生徒にも確認されておりますが、学級閉鎖に至った1、2の部分を除きますと、学校に来て学ぶことができるという状況が維持されておりますので、この家庭においてオンライン的な形での学習をするというところには深く入り込む必要のない状況があつて、ありがたく思っております。

ただ、先ほど申しますような、学級の児童が家庭にいる場合に、担任の教師のほうも時間の余裕が出てまいりますので、このタブレットに打ち込んだ形の分を子供たちに持たせて、環境がなくてもそうなる、そこから読み取ることができたり、学ぶ様子等が分かりますので使っているという状況があり、また不登校傾向にある子供の中で、先ほどお話にあるその教室になかなか入れないで、別室登校ならできているという子もおりますので、その子供たちには学校内として環境も整っておりますので、タブレットを使いながら、一部オンライン的な形でその様子を知らせ、教室への入りを促しているという形で使っておりますので、今のところ、特段、御期待をされるようなオンライン学習というところの状況までには、壱岐の場合は至っていないというか、至らないでよりよい対面授業が維持されているということ、私自身はむしろ喜んでいるところです。

その中でのオンデマンド教材についても、いろいろお考えを多分お持ちで、どう答えるかによって次のことをお考えになっているのかなと思うんですが、これは議員御承知のように、既にあるテキストの教材の中から、それぞれ一人一人の子供に合った部分を取り出して、よいところ取りという形に実はなるんですけども、それで組み合わせ、教育課程をある教科とかある内容等によって作っていく、そしてまた、それが進度によってはその子の能力を適切に伸ばしたりするという形で言われ、一般的には公立の小中学校では取り入れることはなかなかできないという形で、特定の教科を申請をして、そういうやり方は可能かと思いますが、私立の学校とか、あるいは塾において普段使われている言葉で、オンデマンド教材という言い方で使われているものと思ひ、壱岐市の場合は特段そういうところまではしておりませんが、壱岐市の学校の授業では、例えば45分なら45分の終わりぐらいの10分間に、子供たちにはそこで学んだことの振り返り練習活用問題等を用意しますので、そこで基礎的なもの、中級的なものを活用する応用と、そういうそれぞれに応じた形でその能力を耕していくことのできるような手立ては、それぞれの教師が取り、1時間の授業の中で満足してもらえんということを考えています。

議員がおっしゃる一斉授業に対応しづらいという子供には、そのようなときにも、まずは初歩的な問題等についても教師がもう横に寄り添って、あるいは特別教育支援員というのも配置して

おりますので、そういう形の支えをすることで、壱岐の場合に取り組んでいるところでございます。

2つ目の通級指導教室についてのお尋ねですけれども、これもどこからどう説明していけばよいのか少し戸惑いますが、話は随分長い形になりますけれども、お話のように、特別支援教育までには至らない。しかし、全体の中では、注意が欠けてくる、あるいは学びに障害がある、そういう子供たちの保護者と先生方と市教委とが十分相談をして、どうですか、1週間のうちに2時間程度、基礎的な部分を学ぶ時間という教室がありますのでそこで学ばれてはというお話をさせていただき、保護者の了解が得られた場合に、例えば一つの学校で13人までそのような子供さんの確保ができた場合に通級指導教室というのを開設することができ、県教育委員会よりそのための専任の教師1人をその学校に置くことができるという形の制度でございます。

そして、その13人の子供を一斉にするのではなく、この教科ではこの2人を、あるいは学年も当然違ってまいります。1年から6年まで小学校では、それらを合わせて13人以上おればよいこととなりますので、1年生や2年生の障害種別が似たような子供は一緒に1時間か2時間と3年、4年はまた1時間か2時間かとか、そういう具合にして、週に20時間以上をその専任の教師が指導することで、現在、壱岐市の小学校は、盈科小学校と石田小学校に一つずつ開設をし、中学校では郷ノ浦中学校と石田中学校に開設をし、なお、芦辺中学校にもそういう要望を持たれた保護者がおられますので、石田中学校に配置した教師が巡回指導として、芦辺中学校でもそのような通級指導教室の授業を開設をしながら、一人一人の子供の基本的なところから実は対応しながら力を伸ばしていこうとしているところでございます。

おっしゃるように、そのような指導をしますので、一人一人に対する個別の教育指導支援計画というのが必ず必要になってまいります。それぞれ、こういう具合に、実は壱岐市の教育支援関係の組織とまとまった中で共通をして作っておりまして、小学校の1、2年ではこの様式を、3、4年ではこれ、5、6年では中学校ではと、5つの様式を持ちながら、この中に詳しく保護者の方と面談をしながら記録をしていって、その子の成長をこれから確かめていくという形が、この通級指導教室で1学期、あるいは1か月たったときに保護者の方と面談をしながら、その後の成長等を確認、この支援計画の中に朱書き等で追記をしていき、それを保護者の方と確認をします。

この原本は、保護者の方と子供が持ちます。学校はそのコピーを持たせていただいて、これからの指導に役立てていくというシステムになっておりまして、これ以外にも教育指導計画というのがまた別にあって、それは、学校が独自に作成したもので、学校で作って、こちらの指導計画と、もう一つの指導計画という、これ様式はもう各学校独自に作っておりますので、そういう形で力をそろえていくと。これが一人一人に対してこういうペーパーで用意をして、記録等を取っ

ていくことになっております。あまりしゃべると後で怒られそうですので終わりますが。

3つ目の中学校卒業後の切れ目のないサポート体制の方法についても、議員がお考えになっている課題と私ども教育委員会が共有していることは同じだろうと思います。児童生徒の継続的な指導支援のための引き継ぎガイドラインというのを用意して、やはりその中でしっかり記録を取り、小学校から中学校へ、あるいは各学校の進級時に、中学校卒業したときにも、それぞれの学校にこのガイドラインに基づいた記録を届けております。そして、なおかつ高校からは入学後、各中学校に尋ねたいということがあれば、いつでも連絡をしてもらって対応をするという体制を取って、できるだけ切れ目がないようなサポートを努めておりますが、なかなか御期待に応えられるところまではいっていないのかもしれないと思っております。

以上のような取組をしております。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 御回答ありがとうございました。

私がこの質問をした理由としましては、この3点について、保護者からやはり困っているという声が届きました。まず1点目については、やはりコロナ禍において、中3のお子さんが、入試直前にやっぱり罹患するというタイミングで、そのときにもうどうしていいか分からなくてタブレットだけ渡されたんですけどと困って相談に来られました。もう一点目は、やはり先ほど言われましたように、不登校のお子さんが、今やっと学校にちょっと足が向いて、別室でオンラインをさせていただいているのだと。最初はすごくそれもできなかったんですけど、今年度になってそれができたということでお声も頂きました。

そのように、やはり一斉の集団の中では対応できない、しばらくお子さんが壱岐でもかなりの数いらっしゃいます。やっぱりその場合に、ICT教材というのはものすごく効果的です。先生方の負担も軽減されますし、ぜひ使っていただきたいなということで、今回質問いたしました。

文科省のほうでは、不登校児童生徒を対象としたICTを用いた、この前は在宅学習におけるということでガイドライン等も作っております。壱岐の場合は、まだ在宅のオンラインはないということなのでガイドラインはないかと思いますが、いずれこの文科省も出しておりますガイドラインに沿った形で、壱岐でも対応していただきたいというのが一つです。令和2年度のほうでガイドラインができております。

また、2点目のその通級指導教室についても、やはり保護者の声がありました。実際今通っておられる保護者なんですけれども、なかなか学習が個別で対応していただけていないということです。本当は本人はしたいんですけど、好きな絵を描いたり、体を動かす時間だったりということで、別室でそういうのをしているということで、学びたいんですけどなかなかということをお

声が頂きました。やはりそのお子さんの特性に合わせた、状況に合わせて学習できるというのは、やはりICT教材ってものすごく効果的です。ぜひ、なかなか公立学校ではとおっしゃっていますけれども、武雄市では花まる学習塾というのも入った形で、公教育の中に外部の、その塾のやり方とか、教材等も使いながら学習を効果的に進められております。ぜひ御検討いただきたいと思います。

3点目なのですが、中学校卒業後ということで、今回は、やはり不登校からの卒業した高校、特に通信制の高校に通っているお子さんからの保護者の声です。実際中学校をほとんど行っていないので勉強ができてない。しかし、通信制の高校に入って、学習のやり方が分からないというお声を頂きました。やはりそういうお子さんが今、県立鳴滝高校通信制、壱岐には何と21人、協力校に在籍しているということです。しかしながら、学び方も分からず、レポートをただ丸写しして出しています。将来の目標に向かって頑張りたいんだけどなかなかそれができてないというお声を頂きました。島外の通信制高校は高額なので、やはり地元で学びたいということで、そういう方たちにも学び直しの場合ということが必要だなということを考えて、今回質問いたしました。

SDGsの目標4、質の高い教育をみんなにというところがあります。初等中等教育の場を無償提供し、生涯学習し、生き方を考えていく能力を身につけることができる環境をぜひ壱岐でも取り組んでいただきたいなということです。

一つ、令和3年1月26日、中央教育審議会では、令和の日本型学校教育の構築を目指してということで、やはり令和の時代に合った学びの方法も取り入れていただきたいということがあっています。もう学校だけではもうなかなか解決できない、地域住民と連携しながら、子供たちの成長を支える。そして、一斉授業と個別とかデジタルかアナログかという二極の対立ではなく、どちらも組み合わせてやっていただくということですね。その中で一つこういう、今教えない授業、教えない塾とかいうのもあるんですけども、こういうことが言われています。これは、ちょっとおかしいことと考えられるかもしれませんが、実は子供たちは自ら学んでいく、なので、学び方を教えてあげれば、あとはもう進んで学んでいきます。1から10全部教えるのではなく、最初の入り口の学び方ということだけ教えていただいて、その後の自主的な学びにICT教材を使うというのも一つの案としてぜひ、特に集団でなじめないお子さんに対する個別学習の実施ということで、これからの検討課題にはなると思うんですけども、ぜひしていただきたいと思います。

また、壱岐では、イキテラというオンラインの学習もされております。壱岐在住の高齢者と子供の学習の場をオンラインでされています。あともう一つは、ミライのテラコヤオンラインという、これは実際にオンライン学習を、先ほどの教えない授業というのを提唱されています山本崇

雄さんという方がやっぺらっぺらやることです。ここもやはり学び方を教えるということです。勉強の仕方、解決の方法、そういうところをぜひひかしていると思いますが、なかなかうちに相談に来た方は、やっぺらっぺらどうして勉強していいか分からないんですという方がほとんどでした。やはりここが一番今、足りていない部分かなと思って質問いたしました。もし何かありましたらお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 武原議員が最後にお示しになりました、教えない、つまりこれまでは1から10まで教師が言葉で教え込んでいる。そこには、先ほどおっしゃる主体的な学びとか、深い学びは生まれてこないということに気づいて、今、全国でも取り組んでおり、実は壱岐市はお渡しをしております第5版というものを見ていただきますと、学び方を身につけるための授業の在り方を、先生方とともに今工夫をして取り組んでおりますし、45分なら45分の中でずっと教師の話の聞くという形にはなりません。一人一人の子供が自分でタブレット等、参考書等を開いたりして調べる時間が必ず確保できるんです。ですから、一斉授業に対応しづらいという状況は割とないんです。その中で子供たちは、その時には先生方が一人一人回ってきて個別にしてくれます。特に小学校はもう子供の数が少ないから、一人一人に回っていく回数が多くなりますので、触れ合う時間というのはとても確保できているので、自分で見つけて、自分で解決をして、さらにそのことを活用したいという気持ちが出てくるというのが、あなたの示されたその教えないということにつながる共通の部分だと思って、私どももそのことを子供たちに力をつけていきたいと考えております。

また、おっしゃるように、中学校卒業までは私どももいろいろな形で支援をしてきておりましたけども、一旦卒業した後、なかなか通信高校に通っている子供たちに対する連絡等が十分できないというのが申し訳ないと思いますし、これからはやっぺらっぺらそういうのを民間と力を合わせながら育てていくということを大事にするなら、ぜひ協力をお願いしたいなと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 教育長の力強いお言葉で、本当に壱岐の子供たちが学びたいということで残っている。その中で、本当に中学校、高校という、どんどん学びがたくさんなってくる、複雑になっている中で、対応がやっぺらっぺらもう少し足りないのかなというのが、そういう声が届いたものですので、ぜひ今後はそのお子さんの状況に合った対応の仕方、これ実際教材があるだけでは絶対駄目なんです。そこに必ずそれを届ける人が必要です。ぜひそれを学校だけではなく地域の人たちとともに、子供たちの学びを保障していくような、これからそういう動きをぜひお願いしたいと思います。そして、1番目の質問を終わります。

続きまして、2項目めです。認定こども園の民間参入事案について、民間参入による壱岐市の

保育行政の今後の在り方について。

1つ目、住民説明会や保護者説明会もしないまま園児募集をしている社会福祉法人北串会の姿勢に、住民も保護者も不信感を抱いているが、保育行政の責任者としての市長の今後の指導監督の具体策が1点目です。

2点目が、今後の民間保育事業参入について。第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の改訂時に、公募制の導入を検討してはどうかという2点です。よろしく申し上げます。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 3番、武原議員の御質問にお答えいたします。

まず1つ目の、住民説明会や保護者説明会もしないまま園児募集をしていると。北串会の姿勢に、住民も保護者も不信感を抱いているがということでございます。

昨日、北串会より事業延期の申し出があったことは、市長のほうから申し上げたところでございます。

社会福祉法人北串会は、新聞広告やチラシ等で園児及び保育士の募集を既に行っておりましたので、これについては早い時期に市民へのお知らせや説明会を実施するよう、北串会の方に申入れを行ったところでございます。

今後の指導監督につきましては、今後、社会福祉法人北串会には、認可保育施設として、壱岐市の保育行政を担っていただくことになれば、ほかの認可保育施設同様に、運営状況、保育の概要等を県と市で毎年指導監督をしていくこととなります。

次に、2つ目の今後の民間保育事業参入について、第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の改定時に公募制の導入をとの御質問ですが、壱岐市子ども・子育て支援事業計画の策定見直しに当たっては、子供の現状と将来の動向及び子育て支援策に関する状況の把握と整理を行い、質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供を図ることを目的とするものであり、保育事業者の選定方法まで言及するものではないと考えております。

今後、子ども・子育て会議の答申及び壱岐市子ども・子育て支援事業計画に基づいて公立保育施設の統合を進める中で、民間への運営提供体制の変更や保育施設確保の必要が生じた場合などには、公募等による民間保育事業の選定を行うこととなりますが、現状そのような状況ではないため考えておりません。

また、保育事業者の新規参入等につきましては、民間事業者における自主的な取組を排除することがないように、今後も適正に対処してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。1つ目なんです、へき地保育所の保護者説明会、5園の説明会が7月にごさいました。そのときにも、早急に北串会のほうから皆さんに説明会をしたいという旨の説明が担当課よりあっておりましたので、皆さんそれを待ってありました。7月、8月ですね。しかし、ないままの今回延期というところで、先ほどの森議員からもありましたように、分かったら早急にその辺りも説明をしていただかないと、皆さん本当に不安がっておられますので、ぜひそこをまず1点お願いいたします。

私が指導監督というところだったんですけども、先ほどハローワークの求人は載せてあったということですが、やはり法人名は隠されたままの求人広告でございました。ちょっとそういうやり方もどうかなというのを、やはり市からも助言等を頂いたほうがいいんじゃないかと思ったのが1つです。

あとやはり立地場所の件も保護者が相当不安に思っているんじゃないです。そういうところも話ができてなかったという、民間なので勝手にというのは、ある意味分かりますが、それは、スーパーとか、そういうのとはちょっと今回違いますので、スーパーとか量販店でも住民説明会は必ず行われています、今まで。それがあって、住民の理解が得られて初めて入ってこられるというその流れを、今回北串会さんはされないままの事業延期というところなので、どうしても皆さん理解できない状況ですね。一つ。

あと場所が変わるかもしれないので、ちょっと質問的にはあれなんですけど、今後のこともありますので、やはり壱岐市の保育行政に、大切な子供たちの命を守る責任があるもう壱岐市、壱岐市長だと思えます。やはり安全管理計画や避難計画、避難経路、避難場所、何かそういう辺りもきちっと見ていただいて、子供の命と健康を最優先に適切に対応していただきたいと思っております。

この認定こども園については、子ども・子育て支援事業計画です、第2期のここにありますが、41ページにございます。認定こども園の普及及び推進では、開園場所や運営に関わる事項、人材の確保について検討を進めていくと書いてあります。また、認定こども園の整備を推進するとともに、幼児教育・保育の質の向上と量の確保を図ると計画にもあります。やはり、場所、運営に関わる事項、特に保育士等の人材確保とかいうのが一番大事だと思います。この辺りも民間であろうが、しっかりと指導監督をしていただきたいと思っております。すみません。それについて、今のことについてはどのようにお考えでしょうか、1点目お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の再質問にお答えいたします。

住民説明会につきましてでございますが、北串会による住民説明会につきましては、これにつ

いては、認定こども園の設置事業者である北串会が予定をされておりました。10月ということ
で予定をされておるといことは確認をしておりました。その後、状況は変わっておりますので、
このことは公になっていないとでございますが、次に、避難計画等、こういったものにつきま
しては、この開設、来年、令和5年4月ということでありましたら、今の時期から、設置認可に
向けてその事務を進める段階になっております。これについては、その中で避難計画も当然です
し、保育・教育の概要等、食育から給食等、職員の配置等も含めて設置認可の中で進めていく事
務になっております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 第2期の老岐市子ども・子育て会議の41ページ、これについては、私
は資料持っておりませんが、認定こども園を整備するという事は、その時点では民間参
入を予定していなくて、直営という考え方の基につくっていると思っております。当然のことな
がら、公営でやれば公募ということにはなりませんし、またそのことによって、例えば民間委託
をするというようなことであれば、当然公募になると思っておりますので御理解いただきたいと
思います。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 今の市長の御回答は2番のことでよかったですでしょうか。2番目の
ですよね。ありがとうございます。ということは、41ページの教育・保育の一時的提供及び推
進体制の確保の中の認定こども園の普及及び推進というのは、今回の北串会さんが入ってこられ
るということは想定されていない段階ということなので、計画にはないことを入ってこられたと
いうことの認識でよろしいでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今回は、北串会さんが参入をされるという動きがあったわけですがけれど
も、基本的に民営化を進めていくという大前提がございますので、そこで民間が入ってこられれ
ば、それを停止するものではないという考えに立っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 基本的に民営化を進めるということで今お話がありましたが、や
はり、それがこの計画には落とし込まれてなかったということになるのかと思うんで、今度改定
をされるということですので、ぜひその辺りも含めて、しっかりと委員の皆さんと協議されて、
また、それを広く当事者の意見を聞かなければならないという子ども・子育て支援法にもござい
ます。また、第61条の7ですね。また、第8項には、広く住民の意見を求めることもござい
ます。パブリックコメントになるかと思いますが、ぜひこういう手順をきちんと踏まえられてか

らのやはり参入というのが、一番スムーズだったのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今まで申し上げておりますように、非常に手順については、こちらとしても北串会さんでございましてけれども十分でなかったと思っておりますし、その辺はこの次の新規参入等々の場合、そういう気配がありましたならば、申し出がなくても、こちらからでもやはり働きかけてでも、早く接触をする、そして、よりよい施設の導入に努めてまいりたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひやはり大事な壱岐の子供たちの保育・教育に関わることで、積極的に関わっていただきたいと思っております。その場合に、一番大事なのは保護者、住民、地域の方、やっぱりその声を無視することが一番また問題になりますので、そちらの意見も聞いた上でというのを、ぜひ必ずお願いいたします。

この場合が、これ児童福祉法の第24条の第1項、市町村の保育の実施義務とございます。公的責任による保育保障をしなければならない。全ての子供の権利としての保育を守ることが、市町村に義務づけられておりますので、民間が参入したからもう何も言えないではなく、きちんとその辺りを市町村、その利用者、保護者への施設の情報提供も踏まえて、市町村は実際その事業者の情報を整理して、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応するとまで児童福祉法には書いてございます。

結局、民間任せにするのではなく、住民説明会を民間だけではなく、市としても、市が得ている情報を整理して、子育て家庭に広く情報提供し、相談に対応するという児童福祉法にのっとり、やはり市も積極的に関わっていただきたいということです。

実際、全国的には、今、民営化の流れとともにどんどん公立の保育施設がなくなり、民営化され、民間が増え、引き継ぎました。そのために、この少子化、コロナ禍で出生率が減り、運営が行かなくなり、民間保育所がどんどん閉鎖されています。もうその時点にはもう公立はなくなっていますので、保護者は預ける場所が、園がなくなっているんです。これが今全国の動きです。

そういうことも踏まえて、やはり、市町村の保育の実施義務ということをもう一度考えていただきたいと思っております。

日本は先進国に比べると、かなり最低基準というんですか、労働環境や保育環境が、世界的に先進国から見ても最低水準です。これは、どれだけ公的資金を子供たちにかけるか、未来の国をつくる子供たちにお金をかけているかの違いだと思います。

結局、民間だと財政的にも安く済むから、そちらに流れは分かりますけれども、今まさに

子供を預けられない保護者が出ているという実態も踏まえて、壱岐の場合もう一度、今回民間参入が延期ということで、再度公立へき地保育所についての今後の動きも十分検討していただきたいと思います。

御提案としては、この少子化の中、基準を改善する。定員を下げて、保育環境や労働条件を改善していくということが、一つのやり方になると思います。そして、地域の公立の保育所は残せる、特にへき地の場合は柳田や志原は残してほしいという保護者の声もありますし、やはりそこは一つの民間参入で、民間ができなくなったときもやっぱり考えながら、今後の保育の法的責任として保育を保障する義務を考えていただきたいと思います。

行政責任としてありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 今、武原議員から、武原議員の解釈による各論の御提案ございました。

お聞きをいたしておきたいと思います。ただ、民間の参入にですね、全然物が言えないということとを申し上げておるわけじゃなくて、民間にも意見言いますし、また逆に、全てのことを民間に言えるかどうか、ここについても大きな議論がございます。法にのっとった手続でもって進めていきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。ぜひ法律にのっとり、大切な子供たちの命と心を守るために、きちんと保育行政の在り方をもう一度再検討していただきたいと思います。これで2つ目の質問を終わります。

次、3点目です。壱岐市自治基本条例に基づく行政運営について。平成30年12月18日に施行された壱岐市自治基本条例の制定後、職員研修の実績及び成果と課題についてお願いいたします。

そして、細かい2点としては、壱岐市子ども・子育て会議において、委員長判断で非公開にした件、壱岐市自治基本条例第18条に反すると考えるが、今後の対応と市長の見解をお願いします。

2点目、自治基本条例第9条、情報公開により会議の資料及び議事録の公開が必要ではないかと考えますが、御答弁をお願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の3番目の御質問にお答えいたします。

壱岐市自治基本条例については、平成30年12月の条例制定後に、各条文の解説が入った内容を全職員へ周知をしております。ダイジェスト版を作成した際にも同様に職員に配付をし——ダイジェスト版は平成31年3月でございます——周知の徹底を図ったところであります。その

後も随時条例内容を遵守するよう周知を行っており、今後も職員への周知徹底に一層努めてまいります。

次に、壱岐市子ども・子育て会議が非公開で開催されたという件でございますが、壱岐市自治基本条例第18条第2項において、市長等は原則として附属機関等の会議を公表するとともに、会議録及び資料を公表するものとする規定をされております。

この規定により、原則として附属機関の会議は公開されるものでございますが、取り扱う案件及び会議の内容において、個人が特定されることで個人に不利益または自由な発言が損なわれる可能性等が考えられる場合は、それぞれの会議の判断において、非公開とすることも想定され、壱岐市自治基本条例に抵触するものではないと考えております。

今回、壱岐市子ども・子育て会議を非公開とした判断につきましては、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱第6条、「会議は委員長が招集し、その議長となる。」及び同要綱第7条、「会議の庶務は、こども家庭課が事務局となる。」とする規定において、事務局であるこども家庭課が公表非公表の可否を委員長の判断に委ねたものでございます。

次に、会議資料及び議事録の公開の件でございますが、行政文書の公開等については、情報公開条例において詳細を規定しておりますので、情報公開請求があった際には、個人情報などの非公開情報とされているものを除き、情報公開条例に基づいた対応を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 自治基本条例18条には反しないという認識での御回答だったと思いますが、この委員長判断でというところが、大変委員長も困られておりました。実際には、非公表にする理由が、公開すると書いてなかったからとかいうので、多分委員長は御存じないですよ、その辺りは、壱岐市の規定ですので。委員長は広くオブザーバーとして聞いていただくことにはやぶさかでないという考えをお持ちだったと聞いております。やはりこういう大事な案件ですので、議事録が公開されるからいいじゃないかという話もございましたが、いまだに公開はされていません。議事録を公開請求しないと取れないというのは、やはりこれは情報公開のこの条文に対して、ちょっときちっと公開していただきたいと思います。ほかの自治体では必ずこういう議事録も、資料も、こういう大事な子供に関する会議ですので、全てそういうふう公開されています。18条、19条でありますけれども、担当課でまた対応が違うのかもしれませんが、やはりここは情報公開ということで、議事録まで載せていただきたいと考えております。いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 武原議員の再質問にお答えいたします。

先ほど委員長が非公開とした理由ということでございましたが、今回、会議の公開を求められた方は、認定こども園の建設場所に公に反対をされている方ということで、そのようなことから、事務局であるこども家庭課が会議の公表非公表の可否を委員長の判断に委ねたと。委員長は、その会議の内容からして、個人が特定されることで自由な発言が損なわれる可能性が考えられたために非公表と申されたものでございます。

以上でございます。

情報公開につきましては、請求があれば資料を提供するというところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） 委員長判断というところなんですけど、やはり会議をする場合は、その会議のする時点で公開か非公開かというのは、そういうきちんとしてからの会をするのが通常ではないかと思えますけど、その場で委員長にということは、少し見直していただきたいと思えます。

あと会議録は請求しないと出せないというか、情報公開請求、ほかの課もそういう形なんですか。ぜひここは情報公開きちんとホームページ等で公開していただきたいと思えます。

○議長（豊坂 敏文君） 総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 附属機関の公表、会議の公開の件について、これは、一般的・全体的なところで申し上げさせていただきます。

今回の件につきましては、市民部長の答弁の中の関係がありますので、私のほうから触れませんが、附属機関の会議の公開については、自治基本条例の中で原則論がなされております。ということは、それに基づいてすべきという解釈は私どももしております。

今回そのような考えの基の中で迷いが出たのは、結局それぞれの附属機関の中にも要綱等がございますので、そこに公開できない場合もございます。それは、それぞれの附属機関の目的、内容によって異なりますから、その中で規定をされればよいと思っております。ただ、今回のように、その要綱等に公開非公開の理由と、また、その確認の仕方を明記されていない場合、こういう場合について新たにやっぱり一般的な基準を定めるべきと思っております。現に長崎県等においては、そういう要綱の整理をしておりますので、壱岐市においても、例規の整備を今後させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ぜひ整理をお願いいたします。そのときにぜひ議事録公開の件もお願いいたします。よろしいでしょうか、総務部長。議事録公開の件はちょっとお答えいただかなかったんですけど、それも含めて。

○総務部長（久間 博喜君） 今後の対応について、私は一般的なことを申し上げました。今回も
う既に開催をされた内容については、市民部長の答弁のとおりでございます。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 武原議員。

○議員（3番 武原由里子君） ありがとうございます。ぜひ広く公開していただきながら、市民
に分かりやすい市政を、今後ともぜひやっていただきたいと思います。

以上で、私の質問を終わります。

〔武原由里子議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を13時といたします。

午後0時03分休憩

午後1時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番、樋口伊久磨議員、登壇をお願いします。樋口議員。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 登壇〕

○議員（2番 樋口伊久磨君） それでは、2番、樋口伊久磨が通告に従いまして一般質問を行
います。今回、私は、子供たちの支援について3点質問をさせていただきます。

令和4年度における中学校軟式野球大会の長崎県大会において、年間5つの大会のうち4つの
大会において、壱岐市の中学校が優勝するという快挙が成し遂げられました。郷ノ浦中学校にお
かれましては、3度の優勝と、そのうち1度は九州選抜大会にも出場され、その九州大会でも優
勝を成し遂げられ、九州チャンピオンに輝かれました。その郷ノ浦中学校を壱岐市中体連決勝戦
で破った勝本中学校は、県中総体でも優勝を果たし、九州大会へ進出、九州大会では、優勝した
沖縄県のチームに準決勝で敗れるものの3位決定戦を制し、3位となり、壱岐市の中学野球部で
は初となる全国中学軟式野球大会出場を果たされ、その全国大会では、1回戦東北地区第1代表
に勝利し、2回戦へ進出、2回戦では、惜しくも北信越第1代表に延長タイブレークで敗れはし
たものの、全国大会ベスト16という大変すばらしい結果を残していただきました。これは、壱
岐市中学野球の歴史を塗り替えるとともに、少子化が進み、多様化する選択スポーツが増える中、
殊野球に関しては、壱岐市内2つの中学が県大会を制覇したことは、快挙中の快挙と言っても過
言ではなかろうかと思えます。

ここに至るまでには、中学校の野球の指導者の方々はもちろんのこと、少年期における歴代の

少年野球やジュニアソフトボールの指導者の方々、そして、壱岐市軟式野球連盟、壱岐少年軟式野球連盟、壱岐ソフトボール協会等の関係役員の御尽力も忘れてならないと思います。

小学生の頃から市外大会に積極的に参加するなど、経験と研鑽を積み、今日に至ったことは間違いないと思います。できることなら、この世代が壱岐市にある高校に進学し、野球を続け、3年後と言わず、2年後にでも甲子園出場を果たしてくれる夢を見ている島民は、私1人ではないはずです。もちろん志を持ち島外の高校へと進学される方もいると思いますが、それを否定するつもりもありませんし、野球というスポーツ、部活動を通して、その後長く続く人生の勉強をしていただきたいと切に願っております。

そこで、今回の質問の1番目、勝本ダム球場の整備についてお聞きをいたします。現在、壱岐市内で高校野球の試合を行う場合、主に勝本ダム球場が使用されています。もちろん中学校の中体連を含む大会もダム球場を使用されておりますし、市内に4チームある一般の軟式野球の大会もこの球場を使用です。大会以外にも練習試合を行う場合もありますし、年間相当数の試合が行われております。

この球場は勝本町時代の昭和60年に勝本総合公園整備事業で整備をされ、竣工より40年近くが経過しております。

整備の履歴は9年前の平成25年にバックネットや防球ネットの改修、公衆トイレの解体・新築工事が行われ、翌26年には観覧席設置と駐車場の整備工事が完了しております。

また、このグラウンドは、グラウンドゴルフの競技者の方々も併用してあることから、長年の使用で内外野に凸凹でき、グラウンド使用前後の整備だけでは復旧が困難な状況で不陸整正が必要となっております。また、ピッチャーズマウンドにおいても、土の流出によりプレートがむき出しとなり、規定の高低差を保っていない状況で、ホームベースにおいても経年劣化をしているようです。

冒頭に申し上げましたが、今年は中学野球をはじめとする学童一般と全てのカテゴリーにおいて、県大会優勝や九州大会優勝、全国大会出場など、優秀な成績を収められており、壱岐高校野球部においては、夏の全国高等学校野球選手権長崎大会、俗に言う夏の甲子園予選ですが、令和2年から3年連続のベスト8入りと、単年ではなく、小学、中学と併せた中期的な子供たちの成長も見られます。これは、ひとえに選手が集中できる環境を提供いただいているたまものではあるものの、施設の経年により補修・改善の必要を感じますので、競技者の視点で施設の充実を図っていただきたいと考えます。

選手関係者の野球熱と市民の機運も高まる中、選手のプレーにおける安全の確保と、既存施設のさらなる充実により、県大会や合宿の誘致にもつながると考えますので、勝本ダム球場の整備についての御見解をお聞かせください。

2点目の質問ですが、部活動の遠征に補助等を出すお考えがありませんかということです。

高校の部活動の強化としては、学校なり、部なりがするのが当然と考えますが、しかし、中学校で壱岐市初となる全国大会に出場したり、九州大会優勝など、輝かしい結果をもたらしたこの世代、そして、今後続くであろう結果をもたらす子供たちに市からの支援策がないかと考えます。例えば増えてくるであろう遠征時の貸切バスの費用等に補助を出せないかをお尋ねいたします。

3点目の指導者の招聘についてですが、これも2点目と同様、部の強化は学校でされるものですが、市の支援として、指導者を呼んで高校生を指導する支援とかはないかと考えます。県立高校の特定の運動部に単年の補助を出すという捉え方ではなく、今後同じような状況の部活があれば、もちろん同等の支援をするという市の方向をお尋ねいたします。

以上、3点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。建設部長。

〔建設部長（増田 誠君） 登壇〕

○建設部長（増田 誠君） 2番、樋口議員の1番目の御質問、勝本球場の整備についてお答えをさせていただきます。

現在の勝本ダム球場は、議員御存じのとおり、昭和60年に事業費6,144万円で、両翼90メートル、センター110メートル、内野黒土、外野真砂土で1万299平方メートルで整備を行っております。その後、大規模な改修といたしましては、バックネットやトイレの全面改修を平成25年に、観覧席や管理棟の整備を平成26年に実施しており、今年度はソフトボール場の一部グラウンドの整備と外周の転落防止策の改修を予定をいたしております。

現在のグラウンドの管理は指定管理者制度により、株式会社壱岐カントリー倶楽部様と、壱岐市勝本総合運動公園施設等管理業務委託を締結し、運用を行っているところであります。

令和4年度の野球場の野球競技としての利用状況といたしましては、4月は全体1,263人の利用のうち9日間延べ460人、5月は、全体1,267人の利用のうち10日間延べ500人、6月は1,407人の利用のうち11日間延べ410人、7月は、1,211人のうち13日間延べ510人の利用となっております。

利用の傾向といたしましては、主に土曜日、日曜日に小学校、中学校、高校の利用がほとんどで、一般の方々の利用は、野球の大会で月に1度程度利用されている状況です。

グラウンドの整備につきましては、軽微なもので対応できるものについては早急に対応したいと思っておりますけれども、勝本ダム球場の整備につきましては、ファウルグラウンドの整備やフェンスクッションの改修、電光掲示板などが望まれているところですが、改修を行うには多額の予算を伴うことから、今後の利用状況や更新などの必要性が発生すれば検討を行いたいと考えております。

以上でございます。

〔建設部長（増田 誠君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 塚本教育次長。

〔教育次長（塚本 和広君） 登壇〕

○教育次長（塚本 和広君） 樋口議員の2番目と3番目の御質問にお答えをします。

まず、2番目の御質問の部活動の遠征に補助等を出すお考えはという御質問でございます。

現在、市内の小中学生につきましては、小中学生スポーツ大会等出場補助金として、県大会以上に出場する団体及び個人に対し、参加に要する旅費等の一部助成を行っています。また、「子ども夢プラン応援」補助金としてスポーツ活動や文化芸術活動において、その資質及び能力を認められ、県、九州及び全国における強化練習や大会等に参加招聘を受けた団体及び個人に対し、参加に要する旅費等の一部を助成しています。

このように、スポーツ活動、文化活動によって、青少年の健全な育成や市内のスポーツ文化振興及び競技力等の向上を図るために、壱岐市内の活躍する子供たちへの支援について積極的に取り組んでいるところです。

御質問の部活動の遠征に対する補助についてですが、遠征として、島外での練習試合や様々な大会等が想定され、このような遠征に対しての補助制度があれば参加しやすくなるとは考えますが、一方で、休日返上が増えていき、活動が過熱していくことも考えられます。また、財源的な問題もあり、現在の小中学生スポーツ大会等出場補助金で年間600万円程度支出しており、遠征に対しての補助となると件数も多くなり、相応の予算も必要になってくると考えられ、このようなことから、現時点では遠征に対する補助については考えていないところで、現状の制度での支援をしてみたいと考えております。

3番目の指導者等の招聘をするお考えはという御質問ですが、現在、各運動部の活動につきましては、地域の方が外部指導者としてボランティアで御指導されている例がございます。このように地域の温かい支援があることはありがたいことです。部活動の目的は、集団活動を通して生徒の自主性・社会性を身につけさせ、豊かな人間性を育成するなど、人間形成の部分も大きく占めていると考えられます。

今年度の市内中学野球の戦績は素晴らしいものでした。よき指導者の下、生徒たちの頑張りをもたらした結果だと思えます。

御質問の指導者等の招聘についてですが、高校や中学校における指導者の招聘をして、さらなる高みを目指す活動という観点から、実効性のあるものになるかと思われれます。一方で、全ての部活動に専門の指導者を平等に配置することは困難であるという面もあります。また、高校は県立高校ということもあり、県との調整も必要になろうかと思えます。

このような状況から、現時点では指導者を招聘するという事は考えていないところでございます。

以上でございます。

〔教育次長（塚本 和広君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 2番目と3番目に関しましては、おおむね理解をいたしました。

ただ、球場の整備に関してですが、財政を伴う大規模な予算が要ということが予想されますので、ですが、一応私なりに近隣自治体の状況を調べさせていただきましたので、一応お知らせがてら報告をさせていただきます。

お隣の対馬市には、ナイター設備、外野天然芝生の野球場が厳原、美津島、豊玉と3か所ございました。五島市には、ナイター設備はないものの外野天然芝生の野球場が1か所、新上五島町にはナイター設備の野球場が1か所、平戸、松浦市もナイター設備、外野天然芝生の野球場がそれぞれ1か所ございました。

諫早市に3年前にできました新しい球場がありまして、そこもナイター、ここは外野人工芝です。両翼100メートルで、国際基準に適合した新設のスタジアムというふうにホームページに載っております、そのホームページに、野球場建設工事のうち人工芝及び防球ネットには、スポーツ振興くじ、俗に言うtotoですが――の助成を受けて整備されたものですというふうに載っておりましたが、その金額が5,400万円ほどで、内訳は人工芝生の整備に3,800万円、防球ネットの設置に1,600万円でした。そういった補助金があるのであれば大いに活用していただきたいと思いますが、このtotoに関して、何か再質問させていただきますが、totoの活用とか、できるできないのことがあれば教えていただきたいと思いますが。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 議員おっしゃるように、各旧町時代にそれぞれ専用ではございませんけれども、町民のグラウンド兼野球場という格好で整備をさせております。新たな球場の整備等々を検討したことが、今のところございませんので、そのことに関しましては、新しい勝本グラウンドの整備に活用できるかどうかの検討を少しさせていただきたいと思っております。

以上でございます。（「助成金のtotoに関しては別に情報ないですか。これも新設の総工費の一部じゃないと出ないとか、その改修に関してのとか、そういうことですか」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 補助金の内容も、すみません、把握をしておりますので、そこも含めて検討させていただければと思っております。

以上でございます。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 現在、壱岐市にある既存の野球場を改修するとした場合に、一番予算がかからない、すなわち基準に一番近い球場が勝本ダム球場だと思います。しかし、先ほど部長も言われましたように、ナイター設備、そして、センターバックスクリーン、スコアボード、ファウルゾーンの拡張、1塁側の防球フェンスの高さ延長とかラバーフェンスの補修、ベンチ内の用具棚の設置、ブルペンの整備等、手を加える箇所は数え上げたら切りがありません。当然予算が伴いますので、全ての整備をお願いすることは不可能だと思いますが、先ほども言いましたが、選手のプレーにおける安全の確保の観点から、フィールド内の不陸整正、土入れ、マウンドのプレートの補修、特に内野フィールドにおいては勾配の均等が急がれておられるようでございます。最終的に壱岐市の野球場の最高峰がいつかここにできることを祈っております。そして、完成した暁には、スタジアムの命名権でも募集をされ、企業様の承諾も取っておりますが、私個人的には、壱岐アイランドブルワリースタジアムとかというネーミングライツを行使されることを夢を見ております。

この整備は、県立高校の特定の運動部だけが恩恵を受けるという捉え方ではなく、若年層の健全育成や技術の向上、引いては壱岐市が進めています交流人口、関係人口の増加にも大いに影響を及ぼすものと考えますので、再度の御検討をよろしくお願いいたします。

もう一点だけ再質問させていただきますが、AEDがB&Gの体育館にしかなく、野球場のほうにはないということなんですが、これは了解されてあるんですか。位置的に体育館のほうがとかいう、そういうことですか。ここちょっとお知らせいただけたら。

○議長（豊坂 敏文君） 建設部長。

○建設部長（増田 誠君） 勝本総合運動公園内に、B&Gの体育館に設置しているという理解をいたしておりますので、野球場に備えつけてはいないと思っております。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○議長（豊坂 敏文君） 樋口議員。

○議員（2番 樋口伊久磨君） 何でもそうでしょうが、頑張る子供たちがいて、そして、熱心な指導者がおられ、そして、それを支える保護者が、この三位が一体になって、これまでも壱岐市では、過去には壱岐商業女子駅伝部が県高校駅伝5連覇を果たされたり、壱岐高校男子バレーボールが、春の高校バレーで全国ベスト8、全国インターハイで準優勝をされたりと非常に輝かしい成績を残されたこともあります。

これまでも市としては十分な支援をされてこられたと思いますが、今後もより一層の御支援をお願いしたいと思っております。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

〔樋口伊久磨議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、樋口伊久磨議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

次の本会議は、明日9月15日木曜日午前10時から開きます。

なお、明日も一般質問となっており、2名の議員が登壇予定となっています。壱岐ケーブルテレビ、壱岐FMにて生中継いたします。市民の皆様におかれましては、御視聴いただきますようよろしくお願いいたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後1時23分散会

令和4年 壱 岐 市 議 会 定 例 会 9 月 会 議 会 議 録 (第5日)

議事日程 (第5号)

令和4年9月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

7番 植村 圭司 議員

4番 山口 欽秀 議員

本日の会議に付した事件

(議事日程第5号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1人)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長 白川 博一君 副市長 眞鍋 陽晃君

教育長	-----	久保田良和君	総務部長	-----	久間 博喜君
企画振興部長	-----	中上 良二君	市民部長	-----	西原 辰也君
保健環境部長	-----	崎川 敏春君	建設部長	-----	増田 誠君
農林水産部長	-----	谷口 実君	教育次長	-----	塚本 和広君
消防本部消防長	-----	山川 康君	総務課長	-----	平田 英貴君
財政課長	-----	原 裕治君	会計管理者	-----	篠崎 昭子君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告をいたします。壱岐新聞社ほか3名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問通告者一覧表の順序によりまして、順次登壇をお願いします。

それでは、質問順位に従い、7番、植村圭司議員の登壇をお願いします。植村議員。

〔植村 圭司議員 一般質問席 登壇〕

○議員（7番 植村 圭司君） 皆さん、おはようございます。7番、植村圭司が通告に従いまして一般質問をさせていただこうと思います。

今日テレビを見ていましたら、台風14号が発生してこちらに向かっているというふうな情報が入りまして、また来ているんだなと思ひまして、ちょっと勘弁してほしいと思っているんですけども、皆さんも注意をしていただければと思っております。

今日は9月になりましたので、9月の議会はその決算ということで、令和3年度の決算が発表になりましたということで、財政の話の一つ。それと、6月議会から話題になっております子育て政策の話が2番目に、3番目に、従来から改善をお願いしておりました広報機能の改善ということでお話をさせていただきたいと思っております。

では1番目に、財政の話です。

市の財政基盤確立推進の取組についてということで質問させていただきます。

令和3年度一般会計決算を見させていただきました。これから決算審査になるんですけども、ざっくり簡単に申しますと、財政指標に問題はなく、基金も取崩しが無いと。積立てもしていま

すということで、おおむね健全という話なのかなと思っております。

もう少し中身を見ますと、監査委員会からの指摘の中では、債権回収の整理の対策が不十分といった指摘もございます。水道代や市税、各種利用料金の回収で困難なものがあるんであろうということが推察されます。

まあ、財政につきましては、壱岐市財政の取組としまして、令和4年度から、今年度から持続的な財政運営の指針として、壱岐市財政基盤確立計画が策定されまして、これは令和3年に策定されまして、財源確保、歳出抑制の方法等が各種施策で並んでおります。

この施策が可能なものから順番に実施されますというふうになっておりますので、そこで、この計画の現時点で着手されている内容、そして、今後の実施方針、それから、課題と対策についてお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 植村圭司議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） おはようございます。7番、植村議員の御質問にお答えをいたします。

私のほうからは、財政基盤確立推進の取組についてお答えをいたします。

令和3年度を財政基盤確立推進元年と位置付け、将来にわたり持続可能な財政基盤の確立を目指すために、昨年12月に壱岐市財政基盤確立計画並びに、これに基づく中期財政見通しを策定し、現在、取組を進めているところでございます。

本計画の基本方針は、次の世代に負担を残さない持続可能な財政基盤の確立であり、そのため歳入確保に取り組むとともに、基金の積立てと取崩しが均衡した財源不足を基金に頼らない財政運営に取り組むものであります。

計画の進捗状況につきましては、基本方針の大きな柱である基金の確保について、令和3年度末で目標額82億3,100万円に対し92億4,726万3,000円と、中期財政見通しにおける目標残高をクリアする基金の確保ができております。

また、基本方針に基づく具体的施策につきましては、歳出における総人件費の抑制について、令和4年4月1日現在で前年から10名の減、正規職員数421名から411名に減少しております。

自治体DX推進の取組については、デジタル本庁舎構想の下、スラックを活用した全庁的な情報共有の仕組みづくり、ウェブ会議及び電子決裁の推進、公共施設の統廃合については、施設の整理など可能なものから順次取組を進めているところでございます。

次に、債権回収整理の対策につきましては、市民部長の方からお答えをさせていただきます。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） おはようございます。7番、植村議員の御質問にお答えいたします。

令和3年度一般会計決算に対する審査意見において、債権回収整理の対策が不十分との意見についての現状の取組内容、今後の方針についての御質問ですが、平成30年度に債権管理条例を制定して以来、債権管理委員会と税務課債権管理班を中心として債権所管各課の税外債権について、各種研修や個別の指導助言を行い、主に現年度債権の徴収強化と古い累積債権に対しての債権放棄や不納欠損処理などの債権整理を中心に行ってまいりました。

今年度からは、滞納処分も視野に一步進んだ対応を行うべく、債権所管各課に対して指導を行っております。

審査意見につきましては、債権所管課の間での取組のスピードや温度差があることや、債権整理を行った案件の過去の債権処理の問題についてのものと理解をしておりますので、債権所管各課が現年度完納で債権を累積させない、時効管理を適切に行い完納させる、真に納付が難しい場合は、調査を尽くして法や条例に基づいた徴収緩和制度を適用するなどの基本的な方針を共通理解とするよう徹底し、適切な債権管理を進めております。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） ほかありませんか。理事者側、ほかありませんか。いいですか。眞鍋副市長。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 登壇〕

○副市長（眞鍋 陽晃君） 私、債権管理委員長を承っておりますので、その立場で御説明をさせていただきますと思います。

市民部長の答弁にありましたとおり、債権管理条例制定後は未収金の削減を目標に、現年度の徴収強化や過去の累積債権を中心に債権管理を行ってまいりました。その後、その過去の案件の処理や一部債権所管課の対応の遅れについて対策が不十分との監査意見があったものと理解しております。

現在の債権管理委員会を中心とした体制の中で、各部長には台帳の整備や過去の記録を残し、確実な引継ぎ等を行うよう、また、時効管理をはじめとした適切な債権管理を行うよう指示をしております。

また、債権管理委員会開催時においても、各部長より所管債権の管理状況について報告をしておるところでございます。

7月4日に開催をした直近の債権管理委員会においても、債権管理条例において定めた指針に沿って策定をいたしました収納目標について、実効性のあるものにするようにと指示、取り組んでおりましたが、今回の監査意見を真摯に受け止め、その実行過程において、各種調査や催告、徴収方法、滞納処分の検討、債権の放棄、不納欠損の処理などの方針を検討する際には、税務課債権管理班所管課へ協議、照会を行い、全債権所管課が共通認識を持って債権管理を行っていくよう、各部長、債権管理班に改めて指示をいたしたところでございます。

先日の議員の質疑の中で、一般市民が納めやすい環境を整備をするべきではないかという御提案を頂きました、苦言を頂きました。納付環境については、今年度よりコンビニ等の納付が可能となったことから、以前よりは納付機会が拡大されていると考えています。

納付に行くのが難しい高齢者の方々などには、訪問徴収も行っておるところでございます。また、様々な理由で納付が難しい方に対しては、訪問して事情を聞き、分納などの対応も行っておるところでございます。これからも市民目線に沿った納付環境の整備を行ってまいりたいと考えております。

また、現在担当職員のスキルアップについてでございますが、各部署が県主催や税務課管理班などの行います研修で徴収スキルの向上を図るために、令和2年度に県主催の分に4名、またウェブでも開催されましたので11名、今年度はウェブ研修に18名出席をし、研修を積んでおるところでございます。

また、税務課による債権管理研修には、令和2年度22名、3年度は17名、本年度は4月に開催をいたしましたけれども、26名の各担当部署から出席をいたしまして、債権管理のスキルアップに努めているところでございます。

今後も債権管理委員会を中心として、指導の徹底を図って徴収のアップに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

〔副市長（眞鍋 陽晃君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） るる御説明いただきました。取り組んでいる内容、令和4年度始まって半年まだたっていないので、DX、そういった話であるとか、あと債権の回収につきましては課題もあるけれども対策もしっかりやっているというふうなお話でありましたので、ここは引き続き取り組んでいただければというふうに思っております。

それで、債権の話、債権ですね。これ一つ確認したかったんですけども、壱岐市債権管理委員会があるということは、債権の情報は全部一元化されているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 副市長。

○副市長（眞鍋 陽晃君） 現在、債権の一元化はしておりませんが、各所管で、それぞれの台帳を整備いたしまして取り組んでいるところでございます。その中で、債権管理委員会の中で状況を報告して、その対応の仕方について指導しているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 一元化までは至っていないというお話だったんですけども、先進地と言っただけなんですけれども、ちょっとほかの自治体さんとか総務省の情報とか見ますと、やっぱり一元化をして一括管理で、債権がどういった方がどういふのがあるかという話分かるようになっていて、徴収しやすくなっているというふうな仕組みがございます。参考にさせていただければと思います。

それと、あと大体、債権回収に至るには、やっぱり生活困窮者の方が多いと思うんですけども、生活困窮に至るまでには、やっぱりそういった生活環境があつて、福祉行政とマッチングした総合的な政策を打っていったほうが、手間はかかりますけれども早道じゃないかといったようなお話もあります。参考にさせていただければというふうに思っております。

債権管理の効果としては、大体全体のうち2,900万円ほどというふうなことになっていまして、それよりも、よりもと言いますか、それと含めて歳出抑制のほうでも様々メニューがありまして、令和4年度には今説明なかったんですけども、様々あるようでございます。

ちょっと一つ、二つお伺いしたいことがありまして、教育委員会関係なんですけども、中に事務事業の見直しという中の小学校の施設整備に係る協議というのが、この計画に入っています。優先順位をつけますよというふうになっているんですけども、小学校の施設整備の優先順位というのはもう出来上がっているのかお伺いしたかったんですけども。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 植村議員の再質問にお答えをいたします。

再整備計画と申しますか、今現在、大規模改修につきましては今年度で全ての学校が終わるようになっております。今後、建物の状況等を見ながら、改修をしながら維持、継続利用に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 小学校は分かりました。そして次に、小中学校の話として、施設整備事業見直しというのがありまして、これはその校舎の解体とか改修で財政負担を抑制しようというものだと思うんですけども、今記載がありますのが、その小中学校施設整備事業見直し

については、危険なものから優先的に解体、改修しますとなっていると思うんですけども、ここ辺の順番はもう出来上がっているかどうか教えていただけますでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

先ほどと同様の考え方で校舎と体育館につきましては、一通り終わっておりまして、あと財政基盤確立計画の中で若干抑制しているといえますか、そういったものにつきまして、今あのグラウンドの改修とかいうのを先に延ばしているような感じでございます。

計画自体は、もちろん年次的にやっていくような計画を持っておりますけれども、そこを若干何年か先延べするような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 一部、抑制的などころがあるというふうなお話だったんですけども、結局、地元のほうの、地元と私の地元もそうなんですけど、例えば、箱中のグラウンドであるとか、そういったところは草が生えていまして、もうちょっと管理が大変になっていて、まち協さんに負担をかけているのかなと思っております。

こういった問題が、壱岐島内多方あると思うんですね。ですから、小中学校の、特に廃校になった中学校の解体、改修については、非常に積極的に取り組んでいただきたい。取り組んでいただきたいと言いますのは、地元の要望に応じていただいて、なるべく地元の声を聞いていただいて、地元に沿った使い方を早く検討していただきたいというふうに思っております、学校、そういうものは愛着もあるものでしょうから、なるべくならそういった解体、改修する前に地元説明等をしっかり丁寧にやっていただきたいと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

今現在もちろん危険な状態ということで、廃校の学校につきましては解体している部分も御承知のとおりでございます。

それから、今現在ほかに利用したいということで貸している、貸与しているところもございません。

また、譲渡という、払下げですかね。そういったところもございますけれども、そういったところにつきましては、地元の要望とか聞きながら、もちろん跡地検討委員会というのもございますので、その辺で検討しながら、よりよいくいい方向に活用できるような形で考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 説明の方はどうですか。地元説明とか、そういったものも声を聞きながらやっていただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 教育次長。

○教育次長（塚本 和広君） その辺も含めまして、よりよい方向で考えていきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 地元説明のほうもしっかりとよろしくお願ひしたいと思います。

そして、含めまして公共施設個別施設計画の前倒しというのがあると思うんですけれども、先日も土谷議員の中でありました公共建物の総合管理計画等があると思いますけれども、その中でも、やっぱり市民の意見を聞いたりとか説明したりとかというところが発生すると思うんですね。こういったものも順次徹底してやっていただきたいと思っています。その辺どうなんでしょうかね。やっていただけるということであれば、それでいいんですが。お約束していただきたいなと思ひまして、お伺ひしたところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 答弁は。総務部長。

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の再質問にお答えをいたします。

地元等関係者への説明、これは十分した上で進めてまいりたいと思います。今、再質問を受けて、公共施設計画における、その譲渡を除いて廃止、解体、売却という形で今御意見等頂いておりますけれども、この考え方として用途廃止のほうにつきましては、十分説明はできておると思います。あるから使うというようなものじゃなくて、きちんと整理をしていくという中での用途廃止と。

そしてまた、解体についてでありますけれども、用途を廃止する施設については維持改修工事、そして、耐震工事も施していない。老朽化した施設においては、学校施設でございますけれども、安全性の面で施設管理者として使用の許可は出せないと。そういうものについては、計画的に解体をしていくという考えであります。

現在、解体の予定施設については、財政の負担の分散を考えたところで、順位付けはさせていただいております。利活用を含め情勢の変化に合わせて、順位等は柔軟に、柔軟と言いますか、そこは変更はしておるところでございます。

また、解体予定地で個別施設計画に時期が明記されていないものもあるかと思ひます。こういうものについては、その地方債などの採択要件として総合管理計画や個別計画の中に、やっぱり掲載されていないとならないという条件がありますので、財源確保の面から頭出しだけを先にさせていただいたのもあるということで御理解をいただきたいと思ひます。

こういうことも含めて、取扱いにおいては地域住民の方、そして関係者等と十分な説明をさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 答弁いただきましてありがとうございます。

施設たくさんございますので、特に学校廃校の跡地もありますし、管理等適切にやっていただきたいと思えます。

あとその住民の方との意思疎通をとっていただきまして、住民の意見を酌み取っていただきまして、説明の方も尽くしていただきたいと思っております。

これで、財政についてのお話は終わりたいと思えます。

2番目に、子育て政策についてお伺いいたします。

市は、第3次総合計画で令和6年度までに市内の認定こども園を4つ整備すると目標を立てています。

石田町は、既に認定こども園がありますが、ほか3町はまだありません。郷ノ浦町内は、今年6月に計画が持ち上がりましたけれども、つい先日、事業延期の話があったばかりです。

そこで、芦辺町と勝本町の子育て環境整備に当たりまして、どのように進めようとしているのかをお伺いいたします。

現時点で、芦辺町、勝本町内への認定こども園の計画があるのかないのか。いずれの場合におきましても、今後の進め方を具体的にお伺いします。

また島内に、認定こども園を運営したいという方がいらっしゃれば、積極的に実現のために市が支援をしていくべきだとか思っておりますけれども、その辺の見解をお伺いいたします。よろしくお願ひします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 植村議員の2番目の質問、今後の子育て政策についての御質問にお答えをいたします。

第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画では、第3次壱岐市総合計画の取組内容に基づき、各町1か所に認定こども園の整備を促進するとともに、幼児教育、保育の質の向上と量の確保を図っていくこととしております。

この第2期壱岐市子ども・子育て支援事業計画の計画期間を令和2年度から令和6年度までの5か年間としており、中間年度である本年度、令和4年度に今後の教育、保育の量の見込みと提供体制の確保について、現状の確認と達成状況の評価を行い、支援事業計画の見直しを行うこと

で現在進めております。

昨日の答弁でも申し上げましたが、民間事業者による認定こども園整備事業は延期をされましたが、正式な文書が提出をされていないため、郷ノ浦町内へき地保育所5園の閉園については、今後の対応を申し上げることができませんが、適切な施設運営と保育サービスの向上に努めることとし、現状に沿った見直しを行い、あわせて教育委員会と連携を図りながら進めていくことで、壱岐市子ども・子育て支援事業計画及び第3次壱岐市総合計画の政策達成目標である各町1か所に認定こども園の整備を進めてまいりたいと考えております。

御承知のように、令和元年度には石田町に石田こども園を整備し、令和4年度より筒城保育所を石田こども園に統合いたしました。

議員御質問の勝本町及び芦辺町の現時点の計画につきましては、認定こども園設置の具体的なスケジュール等の整備までには至っておりませんが、今後は平成26年11月の壱岐市子ども・子育て会議の答申を尊重しながら、幼稚園、保育所の施設、設備を整備することを基本に検討をまいります。

良質かつ適切な保育の提供を行うために、壱岐市子ども・子育て会議及び市民皆様からの御意見を頂きながら調整と検討を進めてまいりたいと考えております。

また、民間事業者の参入は、壱岐市にとっても大変ありがたいことであり、6月議会でも御説明させていただきましたように、今後も引き続き民間事業者の取組に対しても国の交付金等を活用し、保育施設整備等の支援を行ってまいりたいと考えております。

なお、幼稚園の関係につきましては、教育委員会の方から説明がございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

〔教育長（久保田良和君） 登壇〕

○教育長（久保田良和君） 7番、植村議員のお尋ねの中の子育て政策の中で、幼稚園についても関わるといとお答えをさせていただきます。

御承知のように、勝本町に3園、芦辺町に4園ある幼稚園については、平成26年壱岐市子ども・子育て会議の答申に、勝本町、芦辺町の幼稚園については、施設設備を整備しながら、各町内1園へ統廃合の検討を行うとともに、幼稚園型認定こども園を設置し、複数担任化を行い、幼児教育、保育の量の確保及び質の向上を図るべきである等との提案を頂いております。

教育委員会では、この答申を基本とし、勝本町、芦辺町の幼稚園を統合していくことで、昨年9月の議会でも報告をいたしましたとおり、その方向で検討を進めております。

検討を進めていく中で中心になっていることは、子ども・子育て会議の答申に示された幼稚園型認定こども園の設置を進めてあることです。

現在の幼稚園を幼稚園型認定こども園に移行するには、例えば給食の提供、保育室の整備等、いろいろな認定基準を満たさなければならないことが分かってきました。

現在の幼稚園の施設の現状では、財政的・人的両面においてクリアすることが厳しいと考えられることから、今すぐ幼稚園型認定こども園設置ではなく、これまで壱岐市立の幼稚園が取り組んできた幼稚園教育のよさを継続し充実させることに重きを置いて、幼稚園のまま適切な統廃合を進めることが現時点では望ましいと考えているところです。

今月末から各幼稚園において、順次説明会を開催します。説明会には今の保護者はもとより、地域で子育てをしている方々にも呼びかけます。説明会では、これまで頂いた子ども・子育て会議の答申の内容、認定こども園、特に、幼稚園型認定こども園の特徴、壱岐市の出生児数、各園の園児数の推移と今後の見込みなど、統合を考える上で必要な資料をお示しし、丁寧に説明をし、考えや意見をしっかり聞かせてもらい、教育委員会で協議し、一定の方針を示していく考えでございます。

〔教育長（久保田良和君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 幼稚園も含めまして御説明いただきました。幼稚園のほうは、今の形で統合を詰めていくといった形の説明だったと思います。

ちょっと質問したいんですけども、これは令和6年までにとということではなくて、時間を切ったその統合とかという話になるのかならないのか、どういったお考えなのかなと教えてもらいたいんですけども。

○議長（豊坂 敏文君） 教育長。

○教育長（久保田良和君） 植村議員のお尋ねのとおり、まず幼稚園のままで統合を考える形で保護者の方等の意見を聞かせていただく中で、段階的な統合ということが考えられるかと思っておりますので、まずはその統合を現在幼稚園に通園している子供たちが修了する令和6年3月末までは現状のままで、その後に段階的な統合の第一段階がまず取り組めればよいかなと。それらを進める中で、市民部との保育所関係を含めた認定こども園、幼稚園型認定こども園になるかと思っておりますが、そのようなことを協議して模索することが見通しとして持っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） お答えは令和6年までは現状で、それ以降に段階的に統合に進めていくということでありました。私はその判断は適切だと思います。やっぱり地元の声を聞きながら、丁寧な説明をしながら、段階的に環境を変えていく。こういった段取り、順番、そういった踏まえて、順番を踏まえていくという方法でやっていくのであれば御理解いただけるんだろうというふうに思います。

現在、その子育て政策についてですが、幼稚園の話はこれで一回置いておきます。

総合計画があって、総合計画が令和6年までの目標ということで動いております。そうしますと、令和6年までの民間の参入であれば、何でもできるというふうな読み取りもできるんですね。

やり方があるかと思えますけれども、令和6年までに、この民間の認定こども園つくろうと思ったら、現時点で話をもう持っておかないと、計画を持っておかないと達成できないと思えます、実際は。

ですから、私が言いたいのは、令和6年の目標がありますけれども、それに向けてしゃにむに何でも通すんだということじゃなくて、やっぱり地域の声を聞きながら、説明もしながら段階を追ってやっていくというふうな方法がいいんじゃないかというふうに思っています。

ですから、芦辺、勝本の認定保育園の設立につきましても、目標は令和6年ではございますけれども、話がすぐに来ましたということで、すぐにゴーを出すんじゃないくて、やっぱりいろんな説明を聞きながら、意見も聞いて説明しながら、地元、地域、壱岐全体、いろんな方の御意見を聞いて意見交換しながら、その辺は進めていただきたいと思っています。

じゃあその島外からとか島内関係なく、どういう方が経営するかというのは私は排除するべきものじゃないと思っております、それはこれから島外の方が入ってくる可能性もあると思っておりますので、それにしても、やっぱり十分な説明、もしくは意見交換等を尽くした上でやっていただきたいと思っておりますけれども、そこら辺は、何か御意見あれば、市民部長。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの植村議員の御質問にお答えいたします。

植村議員言われるように、今後、壱岐市子ども・子育て会議及び市民の皆様からの御意見を頂きながら調整して、検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 分かりました。そういったことで意見交換よろしく願います。

令和6年に間に合わなくなってくると、今度は次の目標がなくなってくるんですね。そうしますと令和6年までにできませんでしたとなった場合はどうするんですかと。また、さまよっていくという話も起こりますので、私はその子育て政策のグランドデザインを一回つくったほうがいいんじゃないかと。

答申はありますけれども、この答申も令和6年目標で進めておりますから、それを超えた後も含めて市で1回、子育て政策のグランドデザインを決めた方がいいんじゃないかというふうに思っております。

その際に、私、ちょっと思うんですけれども、やっぱり今の話はハードの話です。認定こども

園を造るという、建物を造る話、建物とか制度ですね。ハードなんですが、ソフトも一体的に考えたほうがいいと思うんですね。

子育て政策と言いますと、その保育園だけじゃなくて、例えば、いろんな無償化とかありますけれども、例えば、よく言われますのが兵庫県の明石市の泉市長がおっしゃっている、子供にお金をかければ経済よくなるということで、地域経済に貢献するために、子供にお金をかけるという考え方もありますので、そういったものの考え方によっては、1歳までのおむつ代無料とかやっておられるようでございますし、18歳までの医療費無料ということもソフトでやっておられます。

こういった大胆な子育て政策というのを打ち出していくと、今度は島の方に人口が集まってくる可能性もありますので、人口の増加策として子育て政策を考えていくという方針があったほうがいいんじゃないかというふうに思います。

一概によその市と比べて、財政分野面で比較もなりませんからできないこともあるかと思いますが、一度はそういった問題意識を持って、人口増のために子育て政策考えるといったことができるんじゃないかと思いますが、そういった考えがございませんでしょうか。ここは市長にお答えいただきたいんですが。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） ただいまの植村議員の御意見、御質問についてお答えをいたします。

人口増、もちろん移住を含め考える。そのことは我々の大きな問題でございまして、いろんな方法を考えております。ただいまの御意見も参考にさせていただきたいと思っております。

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員。

○議員（7番 植村 圭司君） 市長からもコメントを頂きましてありがとうございます。

現状、令和6年の目標に向かって政策を進めるとありますけれども、これからもこういったソフト面も含めて政策を考えていただきまして、壱岐市の人口増に寄与する方法で何とか子供政策も考えていただきたいという願いをしたいと思っております。これで子育て政策について終わりたいと思います。

3番目、市の広報機能の改善についてということで質問したいと思います。

この問題、最初に言っときますけれども、市役所の広報担当者が悪いとか、そういった一個人とか一部署とか、そういった問題ではございません。私的には、市役所の職員皆さんの意識改革、意識改善がないと達成しないものだろうというふうに思っています。

ホームページとかいろいろありますけれども、担当している職員さんとか、そういった小さいものじゃなくて、市全体の問題として考えていただきたいと思っております。

この市の広報機能なんですが、情報発信については、これまで様々多くの改善要望や提案を受

けていらっしゃると思います。LINE導入ということで便利なシステムが入りましたけれども、それを除いては大きい改善がされていないように思います。

対策としまして、令和2年度に広報等検討会が立ち上がっているようでございますけれども、その検討会の成果が余り見えません。それに、最近はユーチューブとって動画サイトを使った広報をやっている自治体もありまして、市内外の方々に分かりやすく、かつ関心を引くような努力をしているところがございます。

そういったものも含めると、明らかに壱岐市の場合は、見せることであるとか情報発信、こういったものがちょっと不足しているのかなあというふうに思っております。

動画に限らずホームページの機能、掲載する内容、そういうことが市民のためになるように真剣に考えていただいて改善をお願いしたいと思っているんですけども、どういうふうになるのか見解をお伺いいたします。

また、マスコミへの投げ込み、こういったものも市民目線、島外読者の目線に立って意識を改革していただきたいと思っているんですけども、積極的な職員の意識改革についての御意見を頂きたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（豊坂 敏文君） 久間総務部長。

〔総務部長（久間 博喜君） 登壇〕

○総務部長（久間 博喜君） 植村議員の御質問にお答えをいたします。

現在の市ホームページは、平成29年3月にリニューアルをいたしております。運用開始以降、これまでホームページに関する御意見、御感想等も頂きながら、改善が必要と思われるものについては改善を図り、市民皆様をはじめとする島内外の利用者の皆様が使いやすくアクセスしやすいホームページの運用に努めております。

議員御指摘の、例えば現在の市ホームページは、業者が見る者と市民が見るものが混在し見にくいという件に関しましては、これは市からのお知らせの到着情報についての御指摘であると認識をしておりますが、現在のホームページでは市役所の各担当部署において記事を作成の上、情報を掲載しておりまして、それが最新の記事の順にトップページにあります。これを到着情報として掲載をしております。

閲覧される方は、最新の情報として、まず、到着情報を確認されることも多くあるものと推測をしておりますが、更新の時期等によっては事業者向けの入札等の情報など一般の方には余り関係ない情報が多く掲載されることもあり、そういった意味で植村議員がおっしゃる情報が混在している状況となっているものと考えます。

また、直近であっても重要度が低いと思われる記事が増えると閲覧不可になるということにつきましては、到着情報の掲載数が限られていることから、古い情報が到着情報に表示されなくな

っていることが要因であると考えております。なお、念のために申し上げますが、新着情報に表示されなくなっても掲載の終了期間が到来するまでは、ホームページ上の記事としては掲載されておりまして、目的別、分野別、組織別またキーワード検索などにより、必要に応じて検索が可能の状態となっております。

市といたしましては、様々な分野での情報発信をホームページ等で行っており、それぞれが必要とされる方にお届けできる情報の発信に努めなければならないと思っております。しかしながら、議員御指摘のように、急速に進む情報化社会において、以前にも増して、市民ニーズが多様化する中、必要な情報を必要な方に的確に届けることについては、本市のみならず、他の自治体等も抱える課題の一つであるということを確認しております。このような背景からも、壱岐市広報検討会を立ち上げておりますが、議員御指摘も受けている状況でございます。

そこで、本年度は、SDGs 未来課で進めております民間複業人材の取組と連携させ、広報戦略アドバイザーを選定し、採用し、各種SNS、ツイッター、LINE、ユーチューブなどの効果的な活用ノウハウを学び、壱岐市の広報のあり方などについて、取組を加速化させていきたいと思っております。現在、アドバイザーの公募を行い、10月中の採用を予定しており、民間複業人材との連携により、さらなる効果的な情報発信に努めてまいります。

また、マスコミへの投げ込みも市民目線、島外読者目線を意識して全職員が積極的に行うように意識してほしいとの御指摘でございますが、現在、広報媒体活用の手引きを全庁向けに周知しておりまして、広報紙、ホームページ、SNS等をはじめとする各種広報媒体により、情報発信に努めているところであり、ケーブルテレビや報道機関への投げ込みについても、積極的な活用を図るよう周知をいたしております。

今後もさらなる効果的・効率的な情報発信に努めるよう、全職員の意識向上に努めてまいります。

以上でございます。

〔総務部長（久間 博喜君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 植村議員、どうぞ。

○議員（7番 植村 圭司君） 意識向上に努めていただけるというふうなお話でしたので、しっかりと努めていただきたいと思います。

この件については、たくさん私も言いたいことがあるんですけども、時間が迫ってきておりますので、もうここは一点だけ、市役所の職員さん、一生懸命仕事をしてあって、その仕事というのは、非常に価値があることだと思います。その価値を「これこれやりました」と伝えていかないと価値が認められない。伝わった後には今度は評価を受ける。評価を受けて、また考える。というそういった流れができますので、そういった一回評価を受けて、また考え直してブラッシュ

アップするということが、広報によって返ってくるんです。財産が2倍、3倍になる可能性もありまして「出せばいいんでしょ、はいはい」ということじゃなくて、出した結果をまた期待して、それを見てまた自分の仕事につなげて、より良い仕事をしていこうという気持ちにしていくということが大事だと思うんです。その気持ちなくして「出せばいいでしょ」とか「出したらどこにあるのかい」とかいう話じゃなくて、そこはもう市役所全体もそうですけども、一ひとりの職員さんの気持ち次第で市役所変わっていくんだと、自治体良くなっていくんだと、地域住民の方にも貢献できるんだという気持ちを奮い立たせる気持ちになると思います。職員意識改革やりますというふうなことでしたので、期待をしておきたいと思います。

それと、ユーチューブの件は、一つユーチューブ、ふるさと納税とかで活用して数百万円、数千万円を上げている自治体もあるんです。収入が欲しいときに、やっぱりこういったツールがありますので、それは活用して積極的に使ってやっていただきたい。安くできる、やっている自治体もありまして、そこは研究をしていただければと思います。

あとはまた直接もう言いますので、これで終わりたいと思います。ありがとうございました。

〔植村 圭司議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上をもって、植村圭司議員の一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） ここで暫時休憩いたします。再開を11時といたします。

午前10時50分休憩

午前11時00分再開

○議長（豊坂 敏文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、山口欽秀議員の登壇をお願いします。山口議員。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 登壇〕

○議員（4番 山口 欽秀君） 一般質問、最後、トリを務めさせていただきます。山口欽秀です。

では、まず1点目ですが、7月の第2回議会の補正予算の審議で、畜産業の支援について質問をいたしました。改めて、今回の一般質問で畜産業についての、支援についての質問をいたします。

畜産業の飼料の値上がりは、一層引き続き続いております。農家の負担は大変であります。

昨日、畜産農家から飼料代が上がって大変だ、経営が赤字になると、こう訴えられました。多くの方から同様の苦境が訴えられている事態であります。配合飼料は前年同月の20%値上がり、前月からいったら11.6%の値上がりという事態であります。4月、6月期の1トン当たりは

5,500円の値上がりであります。そして、この7月、9月期はなんと1万4,000円の値上がりとなっているのが実態であります。価格の高騰のスピードに補填が追いついていかない、こういう状態であるわけであります。

7月の議会に出された配合飼料の積立金の補助金は、1トン当たり100円ということで、これでは畜産の支援にはならないと意見を述べました。高齢者が畜産をやめると、こういう動きが強まっていくのではないかと考えます。8月の牛市も終わりました。9月、この事態になって畜産農家への支援はどのように今後考えていらっしゃるか、まずそれが第1点。

2つ目は、同様に化学肥料の問題で、国のほうも化学肥料の値上がりが続いているということで、施肥コストの1割削減に対して肥料価格の7割補填をすると、そういうことを打ち出しました。市のほうも7月のときに堆肥の値段を10%補助するという出されましたが、今後壱岐の農業畜産支援での堆肥利用の拡大の位置づけ、考え方はどのような考え方があるかお聞かせください。

まず、この1点、2点目をお聞かせください。その後、有機農業について質問させていただきます。お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 1から3まで、一応、問題提起はしてください。

○議員（4番 山口 欽秀君） 3聞かないかん。

○議長（豊坂 敏文君） はい。3番目まで。

○議員（4番 山口 欽秀君） 3については、今後の壱岐の農業を進める方向として、有機農業の推進が必要ではないかと考えますが、壱岐市の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口欽秀議員の質問に対する理事者の答弁を求めます。農林水産部長。

〔農林水産部長（谷口 実君） 登壇〕

○農林水産部長（谷口 実君） 4番、山口議員の持続可能な壱岐の農業をどうつくっていくのかの、1番目の御質問の今後の畜産農家への支援についてお答えをいたします。

現在新型コロナウイルス感染拡大や国際情勢の影響を受けての飼料、肥料、農薬などの価格高騰に対しましては、国、県、全農長崎県本部によりまして、様々な対策が講じられているところでございます。

具体的には、畜産における配合飼料の価格安定基金制度によりますセーフティーネットの発動がされており、その基金制度の生産者負担金などに県、市により一部支援を行っております。また、肥育農家には肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）という制度がございますが、標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割の交付金が発動され、経営の安定が図られております。

肥料の価格高騰に対しましては、国で化学肥料低減の取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の7割を支援する制度が構築されております。併せて、市独自で肥料農薬の基準経費の高騰分の2割の支援を行っているところでございます。

また、全農長崎県本部におきましても、肥料の価格高騰対策を講じる県内単協への支援が実施されるなど、官民を挙げての支援策が展開される一方で、議員御指摘のとおり輸入穀物の価格高騰によりまして、生産者に大きな影響が出始めていると認識をしているところでございます。

今後の世界情勢の中で、食料自給率を向上させることが国を挙げての取組としていよいよ重要な局面にあると考えているところでございます。そのような中で、壱岐の農業をいかに持続可能なものとして展開していくかということでございますが、まず今後の畜産農家への支援についてでございます。

本年7月末現在におきまして、繁殖農家は市内全体で582戸、飼養頭数は6,083頭となっており、肥育農家につきましては肥育部会員組合員数は14戸、飼養頭数は1,382頭となっております。

壱岐の農業生産額の約7割を畜産が担っているところでございますが、高齢で少頭飼いの農家が多く、いかに長く畜産を続けてもらえるか、また規模が大きい経営体をいかに育てていくかといったところで、それら両面の振興を図っていかねばならないと考えています。

そのために、これまで実施してきました各種支援策につきましては、JA壱岐市の第9次営農振興計画の目標達成へ向けて、認定農業者等の育成や新規就農者の確保を今後も継続して実施していくとともに、JAと十分な連携を図りながら、経営体のニーズに対応した柔軟な支援策を講じていきたいと考えております。

次に、2番目の御質問の化学肥料を減らし、堆肥の利用拡大を図ることについてお答えをいたします。

さきに申し上げましたように、国の肥料価格高騰対策事業においては、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対して、肥料コスト上昇分の一部支援がなされるところでございます。

国は、持続可能な食料システムの構築に向け、みどりの食料システム戦略を作成し、2050年までに目指す姿として輸入原料や化学肥料の使用量を30%低減するという目標となっております。

そのため、化学肥料では堆肥の高品質化、ペレット化技術の開発で農家に使いやすい堆肥がどこでも手に入る環境を整備することで、化学肥料の置き換えを進めたり、また土壌や作物のデータなどを活用し、最適な施肥ができるスマート施肥システムを導入するとされています。

県においても、堆肥をペレット化し、化学肥料を混合して利用を拡大する取組が進められております。また、化学肥料の利用量を低減するための機械の導入を支援する補助制度が新設をされ

ております。市独自の対策としては、市内で生産される堆肥の活用により、地域資源の循環利用を促すため、堆肥製品の販売価格を2割引き下げ、持続可能な農業の展開を進めているところがあります。まさにSDGsの流れの中で、各種支援が展開されているところであり、今後も国県の施策として拡充されていくところと考えております。

こうした複合的な取組によりまして、農産物の生産性の向上と地域資源の循環型農業を推進し、持続可能な農業につなげていきたいと考えております。

次に、3番目の御質問の有機農業の推進につきましてお答えをいたします。

有機農業とは、平成18年度に策定された有機農業の推進に関する法律において、有機農業を科学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと、並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいうと、いうふうに定義をされております。

有機農業については、信頼感の高い作物を生産できる、環境に配慮した農業ができる、慣行栽培作物と差別化できる、高い付加価値をつけることができるなどメリットがあり、近年関心が高まっているところでもあります。しかし、化学肥料や農薬を使わないことはもちろんのこと、周辺から使用禁止資材が飛んでこないようにしたり、播種または植付け前に2年以上、化学肥料や化学合成農薬を使用しないこととなっております。

有機農業の推進につきましては、さきに申し述べました化学肥料の低減の取組の推進とも連動するところですが、これまでも取り組まれてきました環境保全型農業直接支払交付金事業の中で、引き続き農業生産に由来する環境負荷を軽減するとともに、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い農業生産活動を支援していくこととされております。

また、国のみどりの食料システム戦略推進総合対策の中でも、今後の有機農業の展開につきましては、適地に適した環境に優しい栽培技術と省力化に資する先端技術等を取り入れたグリーンな栽培体系への転換を進める方向性が示されております。

県においても環境に優しい有機農業の推進は重要とされており、有機農業のネットワークの組織化を検討されているところがございます。壱岐市におきましては、現在4名の農業者が227.5アールの面積でイチゴやメロン、水稻、野菜栽培などの有機農業に取り組んでおられます。

また、本年度壱岐市スマート農業推進協議会が事業主体となり、水稻、アスパラ、飼料作物におきまして、今後の環境負荷低減のための各取組の実証をしているところであり、その結果を関係機関とも連携しながら検証し、壱岐型の有機農業推進が図られるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

〔農林水産部長（谷口 実君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 畜産の危機は、やっぱり目の前にある壱岐の経済を大きく打撃を与えるところにあると思うんですね。この間のコロナ対策でもそういう燃油が上がるとか、様々な観光客が減る、そういう中での対策は適宜国もやりましたけれども、壱岐市も取り組んできた。

しかし、この今の畜産の危機に対して、やっぱりその危機が、危機意識が足りないんじゃないかと。支援策がこの前の7月以降、国の政策、支援待ちでなっている。やっぱりこれは再度支援策を、今の実情にあって考えていただきたい。とりわけ、大きいところは確かに出費も多いんですけども、補填もあるわけですよ。大きさは違いますけども。

ところが壱岐は、少ない頭数で飼育している農家が多いわけですよ。そこにはこの補填はいかないわけなんですよね。そういうその中小の小さくてそして高齢者がやっている畜産のところに、やっぱり目を向けた支援をしないと、その農家が生活、このままいくとやっぱりできないというか、苦しいと。苦しいんですよ。そこにやっぱり目を向けた支援を、今後考えていただきたいと。

そして、喫緊の課題に対してそう対応とともに、今後の課題でやっぱり長期的に高齢者が今後畜産をやめていくという方向が、やっぱり見えるわけですからここをどうするかと。

様々な大規模化なんかも進んでますけれども、やっぱり不十分ではないかなと。やっぱり抜本的な取組が必要だと思いますが、高齢化と後継者がいない畜産の今後の見通しについて、壱岐市はどういうふうを考え、取り組もうとしていらっしゃいますか。

○議長（豊坂 敏文君） 谷口部長。

○農林水産部長（谷口 実君） ただいまの山口議員の再質問にお答えをいたしたいというふうに思います。

支援の分につきましては、この前のセーフティーネットの基金の積立金のところでお話しておりますけれども、ほかに農産物の関係で肥料や農薬等の高騰に対するところで、畜産農家さんには、例えば飼料作物の部分の面積、作付面積に対する補助もありましたし、そこはこの前の議会の中で御説明をしております、同じように肥料高騰対策等も行っているところでございます。

それから、今おっしゃるように小さい農家さんにはなかなか補助が行き渡らない、それから今後の高齢化をどうやっていくかといったことでございますけれども、やはり小さい農家さんのほうも、やっぱり少頭飼いで非常に頑張っていたいただいておりますし、それから先ほども言いましたように大規模の農家さんにもそれぞれの支援策を講じておりますけれども、やはり今後、これは私どもだけでなく農協さんとも一緒になって、どうしていくかということを考えていきたいと思っています。

例えば、畜産農家の少頭飼いのところの農家さんにおかれましては、やはり機械の購入とかなかなかそれができないといったこともありますので、そこは機械、共同作業を、飼料の作業についても共同作業を進めていく、そういった負担をかけない。

それから畜舎をもし増築したいということになれば、かなりのその畜舎の投資がかかりますけれども、今はテント牛舎というものも、投資が少ないところも今度補助対象に認めてもらえるというふうなことにもなってきておりますので、そういったところも農家の皆様といろいろと、農協さんと一緒になって考えていって、この壱岐牛のまた維持そして増頭につなげていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 高齢者の中でやっぱりやめていくそういう方を、やっぱりしっかり支えながら後継者をどうつくっていくかということで、やっぱり抜本的に取組を強めていただきたい。

それから肥料の利用についても、壱岐はこれだけ牛がいるわけですから、ほかの地域になく堆肥を地元でしっかり供給できる地域だと思うんですね。その堆肥をしっかり農家の稲作とか畑とかにそういうふうにご利用できる、そういう環境にある有利な地域だと。そこをどう今後しっかりしていくのかということだと思うんです。

耕畜連携ということでの、今後の壱岐の農業のあり方ですね、これが畜産がどんどんどんどん目減りすれば、この耕畜連携も弱まっていくと。そういうことが考えられます。ぜひ、堆肥の利用方法を含めて進めていただきたい。

有機農業の推進についても4名しかいないということですが、今後化学肥料を使わずに堆肥を使うとか、そういういろんな取組で有機農業の推進が進むのではないかな、進めてほしいと。とりわけ学校給食への導入を、壱岐市として真剣に考えていただきたいということを提案をして、第1問目の質問を終わります。

2つ目の質問に移ります。5月30日の全員協議会以来、認定こども園の建設問題で議論が続いてまいりました。ところが一昨日、市長からの報告で北串会の理事会より、こども園の建設を延期する旨の連絡があったとの報告がありました。

この突然の事態がどうして起きたのか、十分な説明は今後ある、是非必要であります、しかしこの新しい事態への前における問題ですね。まず、これまでの経過についての疑問に答えていただきたい。その一つは、建設場所について北串会との協議はどのようになされたのか、協議がなされたのかなされなかったのか、簡潔にお答えください。

それから保護者会の説明、建設が決定してから閉園を決めるとかそういう、ほぼ決めてから

7月に開かれましたが、もっと早い時期、3月、4月、5月、6月とそういう時期に開くべきであった。なぜ開かなかったのかという点をしっかりお答えください。

それから、3点目、昨日も問題になりましたが、子ども・子育て会議の傍聴を拒むという姿勢が、昨日問題になりましたが、情報公開に消極的であるということを考えますが、断じてあってはならないと思いますが、この点での反省をお聞かせください。

そして、4点目、この一連の認定こども園の建設について、市は民間がやることだから、県が認定する、認可することだからというごまかしに終始しました。それから、押しつけで上からもう決まったことだからと、そういう説明を繰り返しておりましたが、これでは市民の理解は得られないし行政のやるべきことではないと思いますが、どのように考えていらっしゃるか。

この4点をお願いいたします。

○議長（豊坂 敏文君） 西原市民部長。

〔市民部長（西原 辰也君） 登壇〕

○市民部長（西原 辰也君） 4番、山口議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の建設場所について北串会との協議は行っておりません。社会福祉法人北串会において、建設予定地周辺の交通量や土砂災害警戒区域などの危険性を事前に認識、理解した上で建設場所の選定を行い、十分な安全対策を計画されていると理解しておりますし、そのための建築確認申請も行っておられます。

次に、2つ目の保護者への説明会を開かなかったのはなぜかの御質問ですが、6月会議でも御説明をしたとおり、これまでの経緯につきましては厚生労働省子ども家庭局より4月1日付内示が4月14日に壱岐市長宛てに届き、認定こども園建設に伴う壱岐市の義務負担を講じる旨の通知がっております。これを受けて、5月30日に議員皆様へ御説明を申し上げ、子ども・子育て会議への報告と確認を行い、6月会議にて予算を上程し議決をいただいたところでございます。

その後、7月にへき地保育所で保護者説明会を開催し、へき地保育所の統廃合及び認定こども園の建設について御説明をしております。保護者説明会での内容につきましては、壱岐市ホームページに掲載をし、市民皆様に広くお知らせをしたところでございます。

また、認定こども園の設置事業者であります社会福祉法人北串会は保護者の皆様、子育て世帯の皆様へ自ら安全対策を含めた保育サービス提供内容の説明を行い、皆様の不安や誤解を払拭したいとの強い気持ちを持たれておりました。

しかしながら昨日の答弁でも申し上げましたように、社会福祉法人北串会は新聞広告及びチラシ等で園児及び保育士の募集を行っておりましたので、建設延期について早い時期に市民へのお知らせや説明会を実施するよう申し入れを行っております。

次に、3つ目の情報公開に消極的であるとの御質問でございますが、昨日の答弁の繰り返しに

なりますが、取り扱う案件及び会議の内容において個人が特定されることで、個人に不利益または自由な発言が損なわれる可能性等が考えられる場合は、非公表とすることも想定されます。

今回壱岐市子ども・子育て会議を非公表とした判断につきましては、壱岐市子ども・子育て会議設置要綱において、事務局であるこども家庭課が公表非公表の可否を委員長の判断に委ねたものでございます。

また、情報公開については情報公開条例において詳細を規定しておりますので、情報公開請求があった際には個人情報などの非公開情報とされているものを除き、情報公開条例に基づいた対応を行ってまいります。

次に4つ目の質問でございますが、今後とも情報の提供と共有に努めてまいりますとともに丁寧な説明にも努めてまいります。

以上でございます。

〔市民部長（西原 辰也君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 課長は、申し入れは令和2年10月で口頭であり、その後申し入れはないと述べていますね。それから市長は、公式の挨拶はないとこのようにも述べられています。それに対して、北串会のほうは壱岐新報の取材に対して、4年前に壱岐に連絡し協議を続けてきましたと。2年違うんですが、市の言い方とね。

これまで壱岐市に10回近く足を運び、こども家庭課との担当も5回以上をお会い、相談していただき、電話メール等で他に打ち合わせや書類のやり取りをしてまいりましたと。このように言っているわけですよね。かなり食い違いがあると、どうしてなのかということですね。

じゃあ、具体的にどうだったのかを聞きます。市と北串会との面会というのは、市からいうと窓口でとかそういう話ですが、ちゃんとテーブルを囲んで、会議室で何回ほど会議がこの議会5月30日の全協までになされたのかということですね。それを聞かせてください。

それから、こども家庭課内で協議はしたと言われます。何回ほどされて、その結果は市長へは報告されていないのか、その辺りの庁内での連携というか、報告等はどうだったのか、まずその辺りをお聞かせください。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の再質問にお答えいたします。

昨日の答弁でも申し上げましたが、北串会のほうからは問い合わせ等はあっておりましたけれども、それが正式にいつから開設をする、どこの場所にするとということではございませんでしたので、そのことについては一般的な問い合わせということでの、市のほうは処理をいたしております。

実際に、北串会とその開設時期とかそういう場所の調査について来られたのが、令和2年10月でございます。これは最初の記録として残っている分としては、令和2年10月に面会をいたしております。それ以前については、一般的な子ども・子育て会議の答申に基づく民間事業者の参入等の可否についての問い合わせがあったということで、窓口に来られたこともあったでしょうし、電話等での御確認にもあったかと思っております。

その後について、令和4年本年の4月に人事異動がありまして、部長、課長が変わっておりますので、その挨拶に来られたのが令和4年5月でございます。そして、令和4年の7月に市長との面会があったということでございます。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 僕としては信じがたいというふうに思うんですが、一度も北串会とのそういう面会というか、ちゃんとした会議はなかったと、こういうことですね。ちゃんと会議室で、そういう会議、話を聞くという会議はなかったのかということです。まず、それをしっかり、あったのかなかったのか言ってください。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 先ほど申しますように、場所が決定をして……。

○議員（4番 山口 欽秀君） あったのか、なかったのか、それだけです。

○市民部長（西原 辰也君） それについては、令和2年10月に面会をして、そのときに場所等の検討が、壱岐市に開設をしたいという申出があったということで、それが最初の面会になります。

○議員（4番 山口 欽秀君） その後も含めてあったのか、なかったのか言ってください。

○市民部長（西原 辰也君） その後は令和4年5月10日にあっておりますし、7月にもやっております。その後の事業のスケジュール等について会議はしております。

以上でございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） そもそもですね、壱岐にどうしようか造ろうか造るまいとか、そういう話をしているんですよね、北串会は。それなのに、期限とか場所が具体的でないからとか云々ですと曖昧にしてきたんじゃないですか。

それから、そういう点でその市長への報告は小まめにされていたんですか。この認定こども園の建設について、どうでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） ただいまの再質問にお答えいたします。

市長への報告を怠っていたということになります。このことにつきましては、子ども・子育て会議の答申によります民営化に伴います部分で進めていたということで、こども家庭課の内での協議に済ませていたということになりますと。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まさにですね、子ども・子育て会議の提言に沿って、市の方針に沿って、この民間こども園を造るんだと、この間はずっと言われてきました。市長も言われてきましたが、しかしこの時点までにしっかりと北串会と話し合っ、そして準備していない。それから、市長にきちっと報告もしないまま来ている。来ていた。こういう行政の不届きっていうか、やっぱり不十分さが今回の事件、問題になっていませんか。

市民はどれだけ振り回されましたか、この問題で、6月、7月、8月、9月と、そんなね、やっぱり無責任ですよ、と思います。です。そもそも、その正式に申出がなかったので窓口でとか、電話とか、メールで済ませていたって、やっぱり壱岐市の重大事業だという位置づけに今はなっ、て、予算まで出てきたのに、そんな手続のずっと過程があったというのが信じられないじゃないですか。やっぱり十分反省していただいて、今後あつてはならないというふうに思います。

そういう意味では、市民に対してしっかりと説明責任も果たさないまま予算が下りたと。上から進めてきたというふうで責任逃れに終始したというふうに、私は思います。

じゃあその次ですね、丁寧な説明を行うということですが、私たち武原さんと私と音嶋さんと話し合ひまして、認定こども園の建設について実際にへき地保育園とか、実際の保育園に通っている方にアンケートを取りました。33人の方から帰ってきたわけですが、それに対して市民の皆さんは説明不足だと、納得できないと、再度説明してほしいと、参加していない人が20人もいます。こんな結果なんですね。市長は読んでいただいたと思うんですが、説明会に出たけども、もう決まったことなのでというような説明だったと。

それから、志原、柳田は閉所としないと言っておきながら、いきなり閉所だと、人の意見も聞かずに市で勝手に決めないでと、こういう意見もあります。最初から決まっていますのでと言われても、もう説明会にならないよと、何も言えませんよと、こういうふうなんで、説明会も1回だけでそれ以上ないのか、誠意を感じられないと、そういう意見もあります。

そして認定こども園の建設場所について、場所が悪い、事故が起きたらどうするんだと、責任は誰が取るんだと、こういう意見が多く寄せられていると。交通量も多く災害も心配だと、そのような場所になぜ建設するんだと、こういう声ですよ。

一定の長時間保育に対する歓迎の声もありますが、そしてへき地保育所についてもそうです。残念だと、子供が卒園するまで預けたいと思っていたと。やっぱり子育ての、やっぱり計画を大きく崩すものだというような声ですよ。運営が厳しいのは理解できるというふうに言われてい

ます。一方でね。

しかし、十分な理解が得られる説明がなされていない。そのことへの声が多く寄せられています。市長は、このアンケートを読まれていると思います。結果をどのように受け止められたでしょうか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 4番、山口欽秀議員の御質問にお答えをいたします。

アンケートについて、私のところに届けていただきました。今33名とおっしゃいましたが、私足し算したら34名になるんですね。ちなみに、武生水8名、志原7名、柳田5名、渡良4名、初山5名、沼津4名、那賀1名、足したら34になると考えております。

そういった中で、ここの集計結果表をお届けいただきました。全て読ませていただきました。私は保護者の皆様がアンケートの対象でございますから、保護者の皆様は当事者でございます、最も利害関係にある方でございますので、相当厳しい意見ばかりだと思っておりましたが、中には御理解いただいた方も多数おられたと思っております。

現状は変わる、言い換えれば改革・改善をすることは、当事者にとって痛みを感じることは少ないと思っております。しかしながら、行政は市民全体のこと、市の将来のことを考えて政策を進めていかなければなりません。

当事者の皆さんのお声をお聞きしながら、痛みを最小限に抑えることで御理解をいただきながら推進していかなければならないと考えております。

さきの石田認定こども園開園に際しましては、筒城保育所の閉所についても、大変不便になれる方もいらっしゃいますが、御理解をいただいて実現にこぎつけたところでございます。ありがたいと本当に思っております。その意味で、今回の山口議員のアンケートは、今後の事業推進の参考にさせていただきたいと考えております。

ただ、その中で、アンケートの中で公立保育所、2年後に、ここです。2年後に閉所するというのをどう考えますかということでございました。そこで賛成が8人だと、反対が20人、この反対の20人の中で、そのまま存続する9名、この方は反対だと私は思います。

しかし、その中にさっき申しますように、2年後に閉所することをどう思いますかということでございました。その中で今在籍している子供たちだけでも、せめてその期間まで、卒園するまでお願いしたい。あるいは幼児期に生活環境が変わることは子供にとってもものすごくストレスを感じる。だから延ばしてくれ。2年は急すぎる。年少の子が少なくとも卒園するまで待っていませんか。せめて今通っている子供が卒園するまで待っていただけないか、こういう御意見があるんです。

それを、山口議員は反対だと。当然、2年後に閉所することはどうかと聞いていらっしゃるん

ですから反対になります。しかし一般の方は、これを見ると閉所の20%、20人も反対なんだと思われると思うんです。ですからこれを、全てちょっと早すぎるということをおっしゃっている方を、反対だと一くりにするのはどうかという思いがございませう。

また2年後と申しますが、確かに説明は遅れておりますけれども、子ども・子育て会議、平成26年に提案があつてゐるんです。提言が。それまで、市の施設をあたふたできない。今回民間が入つてきた。そこで令和6年という話をしておりますが、子ども・子育て会議の提言があつてから既に8年が経つております。その間の説明不足は、私は確かに責められるべきだと思つてゐますが、ですから令和6年といひますと、子ども・子育て会議の提言があつてから10年目になるんです。その辺を、ぜひ御理解いただきたいと思つております。

それからもう一つ、今建設予定場所が非常に危険だという御意見でございませう。私は何をしても絶対安全、100%安全という場所はないと思つてゐるんです。危険であるかどうかは、あくまで相対評価でしかあり得ないと思つてゐます。それは誰もが安全だと思つてゐた。こんなところで事故が起きるのかという事例は、幾つもあるからであります。

一例を挙げますと、学校施設ではサッカーのゴールポストが倒れて死亡事故につながつた例、これはゴールキーパーが味方のゴールに喜んで自分のゴールポストに飛びついたので起つた事故であります。キーパーが、ゴールキーパーがそのようなことをするとは誰が思うでしょうか。

○議員（4番 山口 欽秀君） まとめてください。

○市長（白川 博一君） いや、大事なところですから、言わせてください。これはゴールポストを固定していれば防げた事故でございませう。また現在問題になつてゐる園児の送迎バス。閉じ込められて死亡した例が相次ぎました。当然のことながら、報道では子供が下りたことを確認しなかつたことばかりが取り上げられておりますけれども、やつとここにきて取り残されたときの対策、園児にクラクションを鳴らすことを教えるなど、万が一に備えた対策が取られ始めました。

私はこのように、本当の危険は顕在化してゐない。気づかないところに潜んでゐると考へております。把握してゐる危険には安全対策をすることで、安全が担保できます。今回の北串会の事業については交通量が多い、土砂災害警戒区域に隣接してゐるという明らかな危険因子があります。しかしながら分かつてゐるがゆゑに、その危険には対策を講じてゐると聞いております。

その対策が不十分であれば、所轄官庁から建築確認も事業認可も下りないはずでせう。また安全が担保できてないと思われる施設には、何物にも代えられない大事な我が子を預ける親がゐるでしょうか。これはアンケートの意見の中にもございませう。私は危険とは思われる場所よりも……。

○議員（4番 山口 欽秀君） 議長、まとめてください。私の質問時間を奪つてゐます。

○市長（白川 博一君） 私は危険と思われる場所よりも、より安全な場所で事業を行うことが望

ましいと思っておりますけれども、顕在化している危険についてしっかりとした対策を取る一方で、可能な限り潜在する危険を洗い流し、対策を練ることで安全問題をクリアすることができると考えておるところでございます。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 質問の時間限られておりますので、端的にお答え願いたいと思います。

行政は、地域の方々の意見を聞く、それが行政の基本です。皆様の生の声をお聞きする、そのことはもう当然です。やぶさかというのではなく、当然だと、このように白川市長は言われております。その市長が受け止める声は、今ここにお渡ししましたので、ぜひこの工事の建設の延期の状態の中で受け止めていただきたいというふうに思います。

丁寧に保護者の意見を聞きながら、説明会は1回だけ、その後やろうとしない。これも重大問題であります。そして、審議会の傍聴に対しても傍聴を許さないと、これは、壱岐の自治基本条例に反します。とやかく理由をつけて反対されましたが、あつてはならない。そのように思います。

市長は、簡潔にお答えください。どのように考えられますか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 会議の公開については、部長が申しましたように、委員長に委ねておるわけでございますけれども、自治基本条例の中には、原則、公開と書いてあります。原則というのは、やらなければならないということではございません。やはり、そこに例外は排除しないよという意味があります。ですから、私は、自治基本条例に抵触しているというふうには考えておりません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） まさに、自治基本条例をやっぱり無視した形での今の壱岐市長の発言だと私は思います。市民に開かれた行政、自治を進めようと反対・賛成いろいろありますよ、市民の中には。それを受け入れながらみんなが合意してつくるというのが自治じゃないですか。ぜひ、そのような今回の判断は撤回をしていただきたいというふうに思います。

時間が来ておりますが、補助金はありませんと、昨日、市山議員の質問にありましたが、端的に聞きます。公立保育園の補助金はありませんよというふうに、まあ、否定されましたが、公立保育園に国が補助する、支援する、そういうお金はありますね、課長、お願いします。

○議長（豊坂 敏文君） 市民部長。

○市民部長（西原 辰也君） 山口議員の再質問にお答えいたします。

公立保育所の建設に対する補助金はありません。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員。

○議員（4番 山口 欽秀君） 地方債で（「あと44秒」と呼ぶ者あり）借金をして、建設をする、地方債の発行です。地方債は元利償還払いで交付金が国から来ると、こういうシステムであるはずですので、これは、国から交付金として建設費が、すぐとは言いませんが、その後出るといふことで、ないと言うんですか、これだけはっきり言ってください。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 事業に対する補助金はありません。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、最後。

○議員（4番 山口 欽秀君） 補助金はなく、じゃあ、石田の認定こども園は何で造ったんですか。あのよう公立の保育園できたじゃないですか、国のお金で。国のお金かかっていないんですか、全部、壱岐市が出しましたか。そんなことないでしょ、おかしいじゃないですか。

○議長（豊坂 敏文君） 白川市長。

○市長（白川 博一君） 昨日も説明をさせていただきましたけれども、起債いわゆる借金で造りました。しかし、その借金は非常に有利な交付税で一部を見ていただける非常に有利な借金を使ったと、公債、起債をしたということです。じゃあ、議員、おっしゃるように、借金、有利ですよ、これは合併特例債のとき私はずっと言いました。7割補助がありますから7割の補助金を受けられるようなものと、しかし、それを認めていただけなかった。補助金というのは補助金です。償還金の補助、それは施設の建設に対する補助ではなくて、償還金に対する補助ということで、御理解いただきたいと思っています。

○議長（豊坂 敏文君） 山口議員、最後。

○議員（4番 山口 欽秀君） 借金をして建てた、それに対して国は地方自治体に交付金として、交付措置として払うわけでしょ、借金の一部を。それを何も一切ないと、補助金がないんでしょ。しかし、金は市が出したお金の全部とは言いませんが、国から戻ってきますよね。何か全部自分のポケットマネーで出したとか、そういう話にはならないというふうに私はこの問題で思いますが、全部壱岐のポケットマネーで全部石田の認定こども園を造りましたと、そうは言わないでしょ。交付税措置で国から後でその分建設費が戻って来るわけですから、形の上ではちゃんと国が建設を保証するシステムになっている。補助金は一切ないから公立は造れないと、修理はできないと、まあ、そういうことはやっぱりあり得ないということを最後に言いまして、一般質問を終わらせていただきます。

〔山口 欽秀議員 一般質問席 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

9月16日は各常任委員会を、9月20日は予算特別委員会、9月21日は決算特別委員会をいずれも午前10時から開催いたします。

次の本会議は、9月27日火曜日午前10時から開きます。

本日はこれで散会いたします。どうもお疲れさまでした。

午前11時54分散会

令和4年 壱岐市議会定例会 9月 会議録 (第6日)

議事日程 (第6号)

令和4年9月27日 午前10時00分開議

日程第1	議案第38号	壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第2	議案第39号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第3	議案第40号	壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第4	議案第41号	壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第5	議案第42号	令和4年度壱岐市一般会計補正予算 (第7号)	予算特別委員長報告・可決 本会議・可決
日程第6	議案第43号	令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第7	議案第44号	令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第8	議案第45号	令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第9	議案第46号	令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算 (第1号)	総務文教厚生常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第10	議案第47号	令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算 (第1号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第11	議案第48号	令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算 (第2号)	産業建設常任委員長報告・可決 本会議・可決
日程第12	認定第2号	令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第13	認定第3号	令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第14	認定第4号	令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第15	認定第5号	令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第16	認定第6号	令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について	総務文教厚生常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第17	認定第7号	令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定

日程第18	認定第8号	令和3年度老岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について	産業建設常任委員長報告・認定 本会議・認定
日程第19	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について	市長 議案説明・質疑なし・ 委員会付託省略・討論なし・了承

本日の会議に付した事件

(議事日程第6号に同じ)

出席議員 (15名)

1番 森 俊介君	2番 樋口伊久磨君
3番 武原由里子君	4番 山口 欽秀君
5番 中原 正博君	6番 山川 忠久君
7番 植村 圭司君	8番 清水 修君
9番 赤木 貴尚君	10番 音嶋 正吾君
11番 小金丸益明君	13番 中田 恭一君
14番 市山 繁君	15番 土谷 勇二君
16番 豊坂 敏文君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

事務局出席職員職氏名

事務局長	山川 正信君	事務局次長	平本 善広君
事務局係長	折田 浩章君		

説明のため出席した者の職氏名

市長	白川 博一君	副市長	眞鍋 陽晃君
教育長	久保田良和君	総務部長	久間 博喜君
企画振興部長	中上 良二君	市民部長	西原 辰也君
保健環境部長	崎川 敏春君	建設部長	増田 誠君
農林水産部長	谷口 実君	教育次長	塚本 和広君
消防本部消防長	山川 康君	総務課長	平田 英貴君

財政課長 …………… 原 裕治君 会計管理者 …………… 篠崎 昭子君
監査委員 …………… 吉田 泰夫君

午前10時00分開議

○議長（豊坂 敏文君） 皆さん、おはようございます。

会議に入る前に、あらかじめ御報告いたします。壱岐新聞社ほか2名の方から、報道取材のため撮影機材等の使用の申出があり、許可をいたしておりますので御了承願います。

ただいまの出席議員は15名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日までに、白川市長より追加議案1件を受理しております。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） おはようございます。9月13日に御報告申し上げておりました、民間事業者による認定こども園施設整備事業の延期について。9月22日、社会福祉法人北串会理事長、中路秀暢氏が来庁され、正式に文書による延期の申出がありましたので、議員皆様へ御報告申し上げます。

今回の延期に至った理由といたしましては、建設請負業者との調整に時間を要したこと及びウクライナ情勢等による物価高騰、並びに建設資材の入手が困難な状況であることから、令和5年3月末までの工事完了が困難であると判断し、同地での開園を1年延期し、令和6年4月の開園とするというものでございました。これを受けまして、早急に今後の対応を検討してまいります。

また、一部建設予定地の危険性について問われておりますが、このことについて社会福祉法人北串会へ十分な安全対策を講じ、市民皆様の不安を払拭するよう強く申入れを行ったところであります。

なお、社会福祉法人北串会において、保護者の皆様、子育て世帯の皆様へ今回の延期に至った経緯及び令和6年4月に開設予定の認定こども園の施設概要、安全対策並びに保育サービスの内容における説明会が11月6日、日曜日、壱岐の島ホールで予定されております。詳細につきましては、社会福祉法人北串会から近日中にお知らせがあると思っております。

次に、市民皆様の雇用の場の拡大と地域経済の活性化を図ることを目的として、かねてより進めておりました企業誘致について、このたび大手保険代理店であります株式会社NH S様の壱岐市進出が決定いたしました。業態は保険業務のコールセンターで、令和5年2月の開始を目指しております。当初、本年1月に樋口社長様をはじめ幹部社員の皆様が本市へ視察に来られるとのことでしたが、新型コロナウイルスの感染拡大により延期され、5月に改めて御来島い

ただきました。

その折に本市の雇用状況や光ファイバー通信網、本土とのアクセス等について御説明申し上げ、その約2週間後には私自身が東京本社へ出向き、本市への進出をお願いいたしました。その後わずか4か月余りで、本市への進出が決定したところでございます。今回の誘致に際しまして、多大なる御協力を賜りました長崎県並びに長崎県産業振興財団をはじめ、関係皆様に対し心から厚く御礼を申し上げます。

株式会社NHS様は東京に本社を置き、資本金が1億円、グループ全体では1,200人を超える職員が在籍する大手企業でございます。このたび開設される壱岐コールセンターは、全国で9つ目のコールセンターとして、3年目には30名の雇用を計画しております。本年10月には早速、求職者向けの企業説明会も予定されておりますので、御興味のあられる方はぜひ御参加いただきますよう、お願いいたします。企業説明会の詳細につきましては、近日中に市ホームページ、回覧等でお知らせする予定でございます。

次に、先の参議院議員選挙、通常選挙の応援演説中に銃撃を受け、御逝去された安倍晋三元総理大臣の国葬が本日執り行われることとなっております。本市では閣議決定された公式行事である国葬の日に当たり、郷ノ浦庁舎において、半旗の掲揚により弔意を表すことといたしました。歴代最長となる総理大臣の重責を長年にわたって担われ、離島振興にも多大な御尽力を賜りました安倍晋三元総理大臣の生前の御功績に深く敬意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます次第であります。

以上、御報告とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

日程第1. 議案第38号～日程第18. 報告第8号

○議長（豊坂 敏文君） 日程第1、議案第38号から、日程第18、認定第8号まで、18件を一括議題とします。

本件については、各委員会へ審査を付託しておりましたので、その審査結果について各委員長から報告を求めます。

初めに、総務文教厚生常任委員長の報告を求めます。市山繁総務文教厚生常任委員長。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 登壇〕

○総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 皆さん、おはようございます。報告します。

令和4年9月27日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

総務文教厚生常任委員会委員長市山繁。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告します。

議案第38号壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第39号地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案可決。

議案第40号壱岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、原案可決。

議案第41号壱岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、原案可決。

議案第43号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、原案可決。

議案第44号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第46号令和4年度壱岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

認定第2号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第3号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第4号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第6号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

委員会意見。

議案第38号壱岐市職員の定年等に関する条例の一部改正について。

職員定数については、定員適正化計画に基づき定員の適正等が図られている。来年度から段階的に実施される定年延長に向けては、将来にわたり年齢構成等の歪みが生じないように平準化を図るために、新規職員採用を毎年、計画的に実施し、定員適正化計画の達成に努めること。

認定第2号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について及び認定第3号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について。

健康診査について、受診率向上キャンペーン、地域サロン等での受診啓発、インセンティブ事業として、おたすけ健康スタンプラリー等、受診率向上に繋がる事業が実施出来ていることは評価できる。長崎県は健康長寿日本一を目指し取組を進めており、本市においても住民の健康維持・増進のため、引き続き生活習慣病予防、重症化予防等に向けた健康診査及び保健指導への取組強化を図られたい。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、総務文教厚生常任委員長の報告に対し、質疑を行います。なお、委員長の報告に対する質疑は、審査の経過と結果であり、議案内容について提出者に質疑す

ることはできませんので申し上げておきます。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで総務文教厚生常任委員長の報告を終わります。

〔総務文教厚生常任委員長（市山 繁君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。赤木貴尚産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 登壇〕

○産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 令和4年9月27日、壱岐市議会議長豊坂敏文様。

産業建設常任委員会委員長赤木貴尚。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定したので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

議案番号、件名、審査の結果の順で報告いたします。

議案第45号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第47号令和4年度壱岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

議案第48号令和4年度壱岐市水道事業会計補正予算（第2号）、原案可決。

認定第5号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第7号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、認定。

認定第8号令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、認定。

委員会意見。

認定第7号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について。

使用料の回収において、新たな未収金を出さないよう速やかに回収を行うこと。

認定第8号令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について。

水道料金の未収金については、特に長期滞納者及び島外転出者の未納を分類するとともに滞納者の状況を把握して、回収整理の方策を具体的に策定して確実に回収すること。壱岐市においては限られた財源と職員の中で、効率性や公平性を確保するという観点から、未収金を出さないように高い意識を持って債権管理を行うこと。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、産業建設常任委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑は

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

〔産業建設常任委員長（赤木 貴尚君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 次に、予算特別委員長の報告を求めます。中田恭一予算特別委員長。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 登壇〕

○予算特別委員長（中田 恭一君） 委員会の報告をいたします。

壱岐市議会議長豊坂敏文様。

予算特別委員会委員長中田恭一。

委員会審査報告書。

本委員会に付託された議案は、審査の結果、次のとおり決定しましたので、壱岐市議会会議規則第110条の規定により報告をします。

議案番号、議案第42号、件名、令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）、審査の結果、原案可決です。

以上です。

○議長（豊坂 敏文君） これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで予算特別委員長の報告を終わります。

〔予算特別委員長（中田 恭一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、各委員会の報告を終わります。

これから、議案第38号から議案第41号までの4件について、一括討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第38号から議案第41号までの4件を一括採決いたします。

この採決は、起立によって行います。各議案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第38号から議案第41号までの4件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号令和4年度壱岐市一般会計補正予算（第7号）について、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号令和4年度壱岐市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号令和4年度壱岐市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号令和4年度壱岐市下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第45号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号令和4年度老岐市三島航路事業特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第46号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号令和4年度老岐市農業機械銀行特別会計補正予算（第1号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第47号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号令和4年度老岐市水道事業会計補正予算（第2号）について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第48号を採決します。

この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は、可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

次に、認定第2号令和3年度壱岐市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第2号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号令和3年度壱岐市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第3号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号令和3年度壱岐市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号令和3年度壱岐市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号令和3年度壱岐市三島航路事業特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号令和3年度壱岐市農業機械銀行特別会計歳入歳出決算認定について、討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号令和3年度壱岐市水道事業会計欠損金の処理及び決算の認定について、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、認定第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。本決算に対する委員長の報告は、認定すべきものです。委員長報告のとおり認定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、認定第8号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第19、諮問第1号

○議長（豊坂 敏文君） 次に、日程第19、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について提案理由を申し述べます。

これは、人権擁護委員の後任候補者を推薦し、法務大臣より委嘱していただく必要があり、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の推薦につきまして議会の意見を求めるものであります。本件につきましては、石田町石田東触の人権擁護委員安川哲子氏が令和4年12月31日をもって任期満了となりますので、後任として石田町山崎触478番地1、江口博子氏を人権擁護委員の候補者として法務大臣に推薦したく、提案するものであります。

なお候補者の経歴につきましては議案裏面の略歴等を御参照願います。

御審議賜り、御了承いただきますようよろしくお願い申し上げます。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

お諮りします。諮問第1号については、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号については委員会付託を省略することに決定しました。

これから、諮問第1号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。諮問第1号については、これを了承することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（豊坂 敏文君） 起立多数です。

よって、諮問第1号については、了承することに決定しました。

以上で、予定された議事は終了しましたが、この際、お諮りをします。9月会議において議決されました案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、壱岐市議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（豊坂 敏文君） 異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定しました。

ここで、白川市長より発言の申出がっておりますので、これを許します。白川市長。

〔市長（白川 博一君） 登壇〕

○市長（白川 博一君） 令和4年壱岐市議会定例会9月会議閉会にあたり、御挨拶を申し上げます。

議員皆様には、9月7日から本日まで、21日間にわたり、本会議並びに委員会を通じまして慎重な御審議、また様々な御意見、御助言を賜り、厚くお礼を申し上げます。賜りました御意見等を十分尊重し、市政運営にあたる所存でございますので、今後とも御指導、御協力賜りますようお願い申し上げます。

さて、先日台風11号及び14号が壱岐市に最接近いたしました。本市におきましては、幸いにして人的被害は報告されておりませんが、屋根、瓦、外壁等の家屋被害、倒木による通行止め、光ケーブルの断線、電気及び水道等のライフラインに多くの被害が発生いたしました。被害に遭われました皆様に対し心からお見舞い申し上げます。

次に、来る10月29日に長崎県原子力防災訓練が予定されており、訓練内容については現在、長崎県において計画中であり、今後関係機関等へ御協力をお願いすることとしております。昨年

同様、コロナ禍での開催となりますが、市民皆様の御理解、御協力をよろしくお願いいたします。

また、長年の懸案事項でありました旧壱岐交通ビルについて、本年1月頃から所有者自らが解体に着手され、7月末頃に終了いたしております。地元商店関係者皆様はもちろんのこと、通学や通院並びにバスを利用される皆様にとりまして、安全・安心が確保できたところであります。

次に、来る10月15日、土曜日、本市において3年ぶり5回目となる神々の島壱岐ウルトラマラソン2022を開催いたします。現在、関係皆様の御支援、御協力の下、開催の準備を進めておりますので、市民の皆様にはボランティア支援や沿道での応援など、暖かいおもてなしについて御協力をよろしくお願い申し上げます。

早いもので9月も終わりに近づき、日ごとに秋が深まってまいります。朝夕の冷え込みも本格的になってくることと思われましますので、市民皆様、議員各位におかれましては、体調管理に十分御留意して、日々御健勝にて過ごされますことを心から祈念いたしまして、御挨拶といたします。

皆様、大変お疲れさまでございました。

〔市長（白川 博一君） 降壇〕

○議長（豊坂 敏文君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

これをもちまして、令和4年壱岐市議会定例会9月会議を終了いたします。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時33分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

令和 年 月 日

議 長 豊坂 敏文

署名議員 樋口伊久磨

署名議員 武原由里子